

会 報

第 190 号
(令和2年9月号)

目 次

1	業 務 日 誌 (R2. 4. 1～R2. 6. 30)	1
2	事 業 報 告 (R2. 4. 1～R2. 6. 30)	3
2-1	会の運営に関する活動	
2-1-1	令和2年度 第1回 業務運営会議	
2-1-2	令和2年度 第1回 通常理事会	
2-1-3	令和2年度 定時総会	
2-1-4	令和2年度 第2回 通常理事会	
2-1-5	令和元年度 事業報告、附属明細書	
2-1-6	令和元年度 決算報告、附属明細書	
2-1-7	令和2年度 変更事業計画及び変更収支予算	
2-1-8	令和2年度 役員名簿	
2-2	一般事業	
2-2-1	令和2年度 西日本海難防止強調運動推進連絡会議	
2-2-2	令和2年度 南九州海難防止強調運動推進連絡会議	
2-2-3	令和2年度 沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議	
2-3	受託事業	
2-3-1	宇部大型客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会	
3	ミニ知識・海 (53) 「航路標識 (その3)」	87
4	協会だより 会員名簿	91
5	刊末寄稿 「広がる陸上と海上の通信格差」	100

関門海峡を通航した船舶

貨物船



船名 NSU KEYSTONE

【船籍国：日本 総トン数：107,598トン 載貨重量トン数：207,452トン
全長：300m 全幅：50m 喫水：18m 】

コンテナ船



船名 SUNNY CANNA

【船籍国：パナマ 総トン数：9,870トン 載貨重量トン数：12,470トン
全長：137m 全幅：25m 喫水：7.8m 】

1 業務日誌（R 2 . 4 . 1 ～ R 2 . 6 . 3 0）

1 - 1 本 部

日 付	内 容
5 月 12 日(火)	九州北部小型船安全協会 令和 2 年度第 1 回理事会 於：西部海難防止協会 会議室 遠隔地での操船シミュレーション検証（第 1 回） 於：呉市、東京
5 月 20 日(水)	西部海難防止協会 令和元年度事業報告及び決算の監査 於：西部海難防止協会 会議室、 長崎及び鹿児島（T V 会議システム）
5 月 22 日(金)	令和 2 年度南九州海難防止強調運動推進連絡会議（書面審議）
5 月 27 日(水)	西部海難防止協会 令和 2 年度第 1 回業務運営会議 （書面審議）
5 月 28 日(木)	九州北部小型船安全協会 令和 2 年度第 2 回理事会 於：北九州市
5 月 29 日(金)	遠隔地での操船シミュレーション検証（第 2 回） 於：呉市、東京
6 月 4 日(木)	西部海難防止協会 令和 2 年度第 1 回通常理事会（書面審議）
6 月 18 日(木)	宇部港大型客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会 第 2 回委員会 於：宇部市

6 月 19 日(金)	海事広報展示館（関門海峡らいぶ館）のマリンゲートもじへの 移転開館式 於：北九州市
6 月 22 日(月)	令和 2 年度西日本海難防止強調運動推進連絡会議（書面審議）
6 月 23 日(火)	西部海難防止協会 令和 2 年度定時総会（書面審議）
6 月 30 日(火)	日本海難防止協会 令和 2 年度定時社員総会及び第 1 回臨時理事会 （書面審議）

2 事業報告

2-1 会の運営に関する活動

2-1-1 令和2年度 第1回 業務運営会議

1 開催日

令和2年5月29日

2 開催方法

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が宣言されている状況下であり、書面を送付することにより開催した。

3 構成員

9名

4 審議事項

4.1 第1回通常理事会関連

第1号議案：令和元年度事業報告、附属明細書（総会報告事項）

第2号議案：令和元年度決算（総会決議事項）

第3号議案：令和2年度変更事業計画（理事会決議事項）

第4号議案：令和2年度変更収支予算（損益ベース）（理事会決議事項）

第5号議案：理事・監事の選任について（総会決議事項）

第6号議案：令和2年度定時総会開催の変更について（理事会決議事項）

第7号議案：専門委員の委嘱について（理事会決議事項）

第8号議案：業務運営会議構成員の委嘱について（理事会決議事項）

第9号議案：職務執行状況報告について（理事会報告事項）

第10号議案：正会員の退会について

4.2 定時総会関連

第1号議案：令和元年度事業報告、附属明細書（総会報告事項）

第2号議案：令和元年度決算（総会承認事項）

第3号議案：理事・監事の選任について（総会決議事項）

4.3 第2回通常理事会関連

第1号議案：代表理事及び業務執行理事の選任について（理事会決議事項）

第2号議案：副会長の選任について（理事会決議事項）

第3号議案：支部長の選任について（理事会決議事項）

第4号議案：会長の職務代行順序の決定について（理事会決議事項）

第5号議案：専門委員の委嘱について（理事会決議事項）

第6号議案：表彰について（理事会決議事項）

2－1－2 令和2年度 第1回 通常理事会

1 決議及び報告があったものとみなされた日

令和2年6月4日

2 開催方法

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が宣言されている状況下であり、書面審議により開催することとし、議決権書により各議案に対する賛否を確認した。

3 議決権を有する理事及び同意を求める監事

・理事総数：22名

高祖健一郎、橋本敏道、金久保龍治、工藤健太郎、森肇、野口譲、井原次郎、下石誠、鶴丸俊輔、石井秀夫、橋之口勉、平峰真樹、森昭三、満吉隆志、桜田隆、久保山金雄、黒田明、井上雅陽、水野進、漢那太作、末岡民行、平原隆美

・監事総数：3名

有馬淳二、関谷英一、尾崎武広

4 決議事項

第1号議案：令和元年度事業報告、附属明細書

第2号議案：令和元年度決算

第3号議案：令和2年度変更事業計画

第4号議案：令和2年度変更収支予算

第5号議案：理事・監事の選任について

第6号議案：令和2年度定時総会開催の変更について

第7号議案：専門委員の委嘱について

第8号議案：業務運営会議構成員の委嘱について

5 決議の概要

令和2年5月29日、代表理事高祖健一郎が理事及び監事全員に対して、前項の決議事項について、会議資料として書面にて報告及び提案し、令和2年6月4日までに理事及び監事全員から議決権書により同意の意思表示が得られたので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第58条第1項及び第59条に基づき、当該提案を可決する旨の通常理事会の決議があったものとみなされた。

2-1-3 令和2年度 定時総会

1 決議があったものとみなされた日

令和2年6月23日（火）

2 開催方法

北九州地区における新型コロナウイルス感染者が増加している状況下、令和2年度第1回通常理事会において、令和2年6月23日に予定していた定時総会は書面決議により実施することが了承されたことから、会員に議決権書を送付し、各議案に対する賛否を確認した。

3 議決権を有する会員総数

224名

4 報告事項

令和元年度事業報告、附属明細書

(2-1-5 令和元年度事業報告、附属明細書 参照)

5 決議事項

第1号議案：令和元年度決算（総会承認事項）

(2-1-6 令和元年度決算報告書 参照)

第2号議案：理事・監事の選任について

(2-1-7 令和2年度役員名簿 参照)

6 決議の概要

令和2年6月5日、代表理事高祖健一郎が、会員全員に対して、上記定時総会の目的である事項につき、定時総会資料の書面にて報告及び提案し、令和2年6月23日までに会員全員から議決権書により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第58条第1項及び第59条に基づき、当該提案を可決する旨の定時総会の決議があったものとみなされた。

2-1-4 令和2年度 第2回 通常理事会

1 議決及び報告があったものとみなされた日

令和2年7月1日（水）

2 開催方法

北九州地区においては、依然として新型コロナウイルス感染者が発生している状況下、第2回通常理事会も書面審議により開催することとし、議決権書により各議案に対する賛否を確認した。

3 議決権を有する理事及び同意を求める監事

・理事総数：21 名

高祖健一郎、江口良一、金久保龍治、工藤健太郎、野口譲、松本淳、
下石誠、鶴丸俊輔、石井秀夫、有馬淳二、山口正二郎、森昭三、
満吉隆志、桜田隆、加藤健次、黒田明、小原雅典、水野進、漢那太作、
末岡民行、平原隆美

・監事総数：2 名

関谷英一、尾崎武広

4 決議事項

第1号議案：代表理事及び業務執行理事の選任について

代表理事兼業務執行理事候補者 江口良一（関門水先区水先人会 会長）

期間 令和2年7月1日から令和3年度第2回通常理事会まで

第2号議案：副会長の選任について

副会長候補者 江口良一（関門水先区水先人会 会長）

期間 令和2年7月1日から令和3年度第2回通常理事会まで

第3号議案：会長職務代行順序の決定について

第一順位 江口良一、第二順位 金久保龍治

期間 令和2年7月1日から令和3年度第2回通常理事会まで

第4号議案：支部長の選任について

鹿児島支部長候補者 有馬淳二（株共進組 取締役会長）

第5号議案：専門委員の委嘱について

専門委員候補者 橋之口勉（鹿児島水先区水先人会 会長）

第6号議案：表彰について

令和2年6月23日付で当協会理事を退任した森肇氏に対し、表彰
規定第2条第4号「役員として多年にわたり本会の業務に貢献し、そ
の功績が顕著な者」に該当することから表彰する。

5 決議の概要

令和2年6月24日、代表理事高祖健一郎が理事及び監事全員に対し、
上記第2回通常理事会の目的である事項について、理事会資料の書面にて
提案し、令和2年7月1日までに理事及び監事の全員から書面により同意
の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
第58条第1項及び第59条に基づき、当該提案を可決する旨の決議があっ
たものとみなされた。

2 - 1 - 5 令和元年度 事業報告、附属明細書

令和元年度事業報告

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

I 公益目的事業

1 研究事業

- (1) 北九州空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する事故防止に関する調査研究
・平成30年9月4日、台風21号により荒天を避けるために錨泊していたタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突したことにより、人流・物流等に甚大な被害が発生した。この衝突事故を受け海上保安庁において有識者による検討会が行われ、関西国際空港周辺海域における再発防止策として、大型台風などの来襲が予想される場合に航行禁止措置が講じられることとなった。同有識者検討会では、関西国際空港周辺のみならず、すべての海域における対応策の検討が指示されており優先的に検討を要する海域として北九州空港、長崎空港を含む5つの海上空港周辺海域が提言された。

この提言を受け当協会では学識経験者、海事関係者及び関係官公庁職員で構成する委員会を設置して、北九州空港周辺海域において船舶が走錨した場合の空港施設に対する衝突リスクの評価等を行い、走錨に起因する事故防止に関する対応策等を取りまとめた。(委員会3回)

- (2) 長崎空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する事故防止に関する調査研究
・長崎空港においても、北九州空港と同様に、学識経験者、海事関係者及び関係官公庁職員で構成する委員会を設置して、長崎空港周辺海域において船舶が走錨した場合の空港施設に対する衝突リスクの評価等を行い、走錨に起因する事故防止に関する対応策等を取りまとめた。(委員会2回)

- (3) 沖縄付近海域における台風避泊等船舶航行安全対策調査研究
・日本近海では毎年約26個の台風が発生しており、そのうち約8個が沖縄付近海域に接近しており台風の常襲地帯となっている。さらにこの海域を通過する際の台風は勢力が強く、また、進路が定まっていないものも多く、付近海域を航行する船舶が的確な避泊・避航をすることは決して容易なものではない。

当協会は台風襲来時における船舶の動静について、海事関係者へのアンケート

ト調査を実施するとともに、AIS（船舶自動識別装置）データの解析によってその実態を把握し、沖縄付近海域にける船舶が台風襲来時の対応に参考となる情報を「沖縄付近海域における台風避難ガイド」として取りまとめた。

（委員会 2 回）

2 調査事業

(1) 港湾計画改訂等に伴う船舶航行安全対策調査研究

① 宇部港港湾施設整備に伴う船舶航行安全対策調査検討業務委託 第 7 工区

委託者：山口県宇部港湾管理事務所

期 間：平成 30 年 8 月 4 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

- ・山口県は、宇部港における物流拠点としての役割の充実・強化を図ることに加え、地域の防災拠点として、また人々が集いにぎわう拠点としても地域に貢献することを目指し、港湾計画を改訂して、必要な公共岸壁及び関連する水域施設等を整備する計画であり、当該港湾計画の改訂に係る船舶航行の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。（前年度からの継続事業 委員会 2 回）

② 川内港長期構想策定調査委託（船舶航行安全対策）（合併）

委託者：鹿児島県北薩地域振興局

期 間：平成 30 年 12 月 26 日から令和元年 9 月 30 日まで

- ・川内港港湾計画変更に伴い、当該港湾計画の変更に係る船舶航行の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

（前年度からの継続事業 委員会 2 回）

(2) 海上工事に伴う船舶航行安全対策調査研究

① 石垣新港巡視船係留施設整備（建設工事）に係る航行安全検討業務

委託者：第十一管区海上保安本部

期 間：平成 30 年 8 月 3 日から令和元年 6 月 28 日まで

- ・石垣港において巡視船係留施設整備中における航行船舶及び工事作業船の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

（前年度からの継続事業 委員会 2 回、作業部会 1 回）

② 平成 31 年度志布志港船舶航行安全対策検討業務

委託者：九州地方整備局 志布志港湾事務所

期 間：令和元年 5 月 13 日から令和 2 年 1 月 30 日まで

- ・志布志港では、港湾計画において新若浜航路および航路・泊地を-16m まで浚渫する計画であり、その前段として-14m までの浚渫整備に伴

う、潜水探査・浚渫工事中における一般船舶および工事作業船の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。(委員会2回)

③ 令和元年度関門航路施工計画変更に伴う船舶航行安全対策検討業務

委託者：九州地方整備局 関門航路事務所

期 間：令和元年8月28日から令和2年1月31日まで

- ・関門航路の西山沖および西海岸沖において、既往委員会の航行安全対策の検討対象であった施工計画の一部を変更しての整備に伴い、既往の航行安全対策の適用性を検討し、新たな安全対策の付加ならびに既往の安全対策の適用を確認し、必要な安全対策を取りまとめた。

(検討部会1回)

④ 那覇港船舶航行安全対策検討業務

委託者：沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所

期 間：令和元年9月4日から令和2年3月31日まで

- ・那覇港臨港道路（港湾1号線）泊大橋のP17橋脚及びP18橋脚の補強工事に伴う航行船舶に対する安全対策について、対象となる船舶の航行にあたって安全性の検討を行った。

⑤ 令和元年度博多港船舶航行安全検討業務

委託者：九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所

期 間：令和元年12月9日から令和2年3月27日まで

- ・博多港中央ふ頭沖の航路・泊地における-12mまでの浚渫整備に伴う、潜水探査・浚渫工事中における一般船舶および工事作業船の安全性について調査・検討し、航行安全対策を取りまとめた。

(委員会2回、作業部会1回)

(3) 船舶大型化に伴う船舶航行安全対策調査研究

① 那覇港（泊ふ頭地区8号岸壁 17万GT級）大型旅客船航行安全対策検討業務

委託者：那覇港管理組合

期 間：平成31年4月25日から令和元年9月27日まで

- ・那覇港泊ふ頭地区8号岸壁において、平成29年度に14万総トン級から16万総トン級までの3船型の大型旅客船の航行安全対策について検討のうえ、受入を開始しているところであるが、新たに17万総トン級の大型旅客船を受け入れる計画に伴い、既往の検討手法を踏まえ、入出港、係留の安全性を総合的に評価するとともに具体的な航行安全対策を取りまとめた。(委員会2回、操船シミュレータ検証実験1回)

② 長崎港広域連携工事（航行安全対策検討委員会）

委託者：長崎県長崎振興局 長崎港湾漁港事務所

期 間：令和元年5月15日から令和2年2月8日

- ・長崎港小ヶ倉-12m岸壁において受入が計画されている17万総トン級及び22万総トン級大型客船の入出港及び係留の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。

（委員会3回、作業部会1回、操船シミュレータ検証実験1回）

③ 交港官推 第1210100-001号

唐津港（東港地区）官民連携基盤整備推進調査委託（航行安全検討）

委託者：佐賀県唐津土木事務所

期 間：令和元年7月8日から令和2年3月17日まで

- ・唐津港（東港地区）の東港岸壁（-9m）において受入れが計画されている3万総トン級客船の入出港及び係留の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。

（委員会3回、作業部会1回、操船シミュレータ検証実験1回）

④ 平良港船舶航行安全検討業務

委託者：沖縄総合事務局 平良港湾事務所

期 間：令和元年7月12日から令和2年3月27日まで

- ・平良港国際クルーズ拠点整備事業として整備が進められている漲水地区の北防波堤外側の防波堤外旅客船バースに、令和2年春から14万総トン級の大型客船の暫定供用が予定されており、当該大型船舶とともに15万総トン級および17万総トン級の計3船型について、入出港及び係留の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。（委員会3回、作業部会1回、操船シミュレータ検証実験1回）

⑤ 名瀬港調査検討業務委託

委託者：鹿児島県大島支庁

期 間：令和元年9月20日から令和2年3月17日まで

- ・名瀬港において受入れが計画されている9万総トン級および8万総トン級大型客船の入出港及び係留の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。

（委員会2回、操船シミュレータ検証実験1回）

⑥ 令和元年度九東玄港湾委第1－2号船舶航行安全対策検討業務

委託者：大分県

期 間：令和元年10月10日から令和2年3月27日まで

- ・別府港において受入れが計画されている 14 万総トン級および 17 万総トン級大型客船の入出港及び係留の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめた。

(委員会 3 回、作業部会 1 回、操船シミュレータ検証実験 1 回)

⑦ 宇部港大型客船入出港に伴う船舶航行安全対策調査業務委託第 1 工区

委託者：山口県宇部港湾管理事務所

期 間：令和元年 10 月 22 日から令和 2 年 3 月 27 日まで

- ・宇部港の芝中西 1 号岸壁（-13m）および芝中西 2 号岸壁（-12m）において受入れが計画されている 11 万総トン級大型客船の入出港及び係留の安全性について調査・検討し、必要な航行安全対策を取りまとめるもので、本年度は委員会 1 回を実施した。

⑧ 北九州港（浅野地区）客船入出港に伴う航行安全対策調査業務委託

委託者：北九州市

期 間：令和 2 年 2 月 25 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

- ・北九州港浅野地区への客船の受入れに伴う安全対策についての検討にあたり、委員会の開催の準備と、船舶航行環境調査（航行実態観測調査を含む。）及び安全性の検討に係る基礎調査整理を実施した。

⑨ 宇部港芝中地区における公共埠頭の多目的利用方策検討業務

委託者：中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所

期 間：令和 2 年 3 月 24 日から令和 2 年 7 月 31 日まで

- ・宇部港の芝中西 1 号岸壁（-13m）および芝中西 2 号岸壁（-12m）において受入れが計画されている 11 万総トン級大型客船の入出港及び係留の安全性についての調査・検討に関し、必要なシミュレーター実験等、委員会の準備作業を実施した。

3 情報提供事業

(1) 船舶航行安全支援業務

① 平成 30 年度新門司港沖外航行安全管理業務

委託者：九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所

期 間：平成 30 年 4 月 25 日から平成 31 年 4 月 24 日まで

- ・新門司沖土砂処分場（2 期）及び苅田航路浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

② 平成 30 年度博多港整備船舶安全管理業務（第 2 次）

委託者：九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所

期 間：平成 31 年 1 月 21 日から令和元年 11 月 29 日まで

- ・博多港中央ふ頭地区岸壁改良工事及び博多港東航路浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

③ 宇部港本港地区航行安全管理業務

委託者：中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所

期 間：平成 31 年 2 月 8 日から令和元年 11 月 20 日まで

- ・宇部港本港地区・泊地浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

④ 那覇空港滑走路増設事業船舶航行安全管理業務

委託者：沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所

期 間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日まで

- ・那覇空港滑走路増設工事に伴い、工事作業に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事作業関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑤ 平成 31 年度新門司港沖外航行安全管理業務

委託者：九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所

期 間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日まで

- ・新門司沖土砂処分場（2 期）工事、苅田航路浚渫工事及び北九州港工事（新門司地区）に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑥ 平成 31 年度関門航路整備船舶安全管理業務

委託者：九州地方整備局 関門航路事務所

期 間：平成 31 年 4 月 4 日から令和 2 年 1 月 10 日まで

- ・関門港大瀬戸から早鞆瀬戸地区までの浚渫工事及び関門鉄道トンネル上部海底調査に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者に速やかに伝達し通航船舶及び工事の安全を図った。

⑦ 廃棄物響灘東護岸築造における船舶安全管理業務委託（31）

委託者：北九州市港湾空港局

期 間：平成 31 年 4 月 12 日から令和元年 12 月 27 日まで

- ・響灘東地区護岸築造工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑧ 荇田港第 2 本航路航路標識設置工事に伴う航行安全支援業務

委託者：福岡県 荇田港務所

期 間：令和元年 5 月 13 日から令和元年 6 月 28 日まで

- ・荇田港第 2 本航路航路標識設置工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者に速やかに伝達し通航船舶及び工事の安全を図った。

⑨ 石垣新港巡視船係留施設整備に係る航行安全管理業務

委託者：第十一管区海上保安本部

期 間：令和元年 7 月 18 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

- ・石垣新港地区巡視船係留施設整備工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑩ 令和元年度関門航路整備船舶安全管理業務（第 2 次）

委託者：九州地方整備局 関門航路事務所

期 間：令和元年 7 月 30 日から令和 2 年 1 月 20 日まで

- ・関門港大瀬戸から早鞆瀬戸地区までの浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者に速やかに伝達し通航船舶及び工事の安全を図った。

⑪ 改修（統合）奥洞海航路船舶安全管理業務委託（31）

委託者：北九州市港湾空港局

期 間：令和元年 9 月 13 日から令和 2 年 2 月 28 日まで

- ・奥洞海航路の浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑫ 令和元年度博多港整備船舶安全管理業務

委託者：九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所

期 間：令和元年 10 月 3 日から令和 2 年 6 月 26 日まで

- ・博多港アイランドシティ地区岸壁改良工事及び博多港中央航路地区航路浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑬ 荻田港浚渫工事に伴う航行安全支援業務

委託者：福岡県荻田港務所

期 間：令和元年 12 月 19 日から令和 2 年 5 月 29 日まで

- ・荻田港浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図った。

⑭ 宇部港本港地区航行安全管理業務

委託者：中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所

期 間：令和 2 年 2 月 25 日から令和 2 年 7 月 31 日まで

- ・宇部港本港地区航路浚渫工事に伴い、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに伝達し、通航船舶及び工事の安全を図るもので本年度は関係者との打合せ等を実施した。

(2) 国際 VHF 海岸局の運用

那覇支援業務室では、那覇空港滑走路増設工事海域付近を航行する船舶、那覇港入出港船舶に対し、国際 VHF 無線電話を用いて、工事作業情報、入出港時刻等の動静確認に関する情報、一般通航船舶と工事作業船との行き会いに関する情報等の提供を行うための港湾工事用海岸局を開設し、平成 30 年 5 月 7 日から運用を開始した。

また、本海岸局は航路標識法の船舶通航信号所にも該当することから、第十管区海上保安本部長の設置許可を得て、西海防那覇船舶通航信号所としても運用していたが、那覇空港滑走路増設工事が終了したことから、令和元年 12 月 24 日付けで、国際 VHF 海岸局は運用を休止（休止期間：令和 2 年 6 月 30 日まで）し、船舶通航信号所は廃止した。令和 2 年度的那覇港湾浚渫工事に合わせて、国際 VHF 海岸局の運用を再開し、また、新たに西海防那覇船舶通航信号所を設置することとしている。

(3) 海難防止強調運動及び海難防止啓蒙活動

海の事故ゼロキャンペーンにおける運動方針を受け、「西日本海難防止強調運動推進連絡会議」、「南九州海難防止強調運動推進連絡会議」及び「沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議」の主催者として、資料の編集等所要の準備を行い、同会議を開催した。

また、それぞれの地区において、海難防止啓蒙ポスター及び海難防止関連グッズを作成して啓蒙活動を支援した。

① 南九州海難防止強調運動推進連絡会議

日 時 令和元年5月30日
場 所 アクアガーデンホテル福丸

② 西日本海難防止強調運動推進連絡会議

日 時 令和元年6月3日
場 所 リーガロイヤルホテル小倉

③ 沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

日 時 令和元年6月18日
場 所 第十一管区海上保安本部会議室

(4) 講習会の実施

① 西海防セミナーの開催

第23回西海防セミナー 令和元年10月2日

「客船の話／海賊の話」

講師 (一社)日本船長協会 顧問 森本 靖之

② 安全講習会の実施

令和元年9月19日、海上起重基幹技能者技術講習会受講者に対する安全講習を実施した。

③ 令和元年度LNG船安全対策連絡会議

日 時 令和元年11月7日
場 所 公益社団法人 西部海難防止協会 海事広報展示館
概 要 LNG船の航行及び荷役の安全等に関する調査研究を目的として講演及び討議を開催した。

(5) 広報活動

① 「会報」の発行

「会報」第185号から第188号までを作成し会員及び関係先に配布した。引き続き事業地域内にある主な港湾の港湾紹介を連載し、また、第188号では、北

九州空港及び長崎空港周辺海域における荒天時の走錨に起因する事故防止に関する調査研究（概要）を掲載した。

② ホームページ等の充実

当会及び当会の各支援業務室のホームページ上で安全管理情報を充実させ、海事関係者はもとより広く社会一般に海難防止思想を啓発した。

③ 海事広報展示館での周知宣伝

海事広報展示館（関門海峡らいぶ館）では下関市立大学佐藤准教授ゼミ関係者への関門海峡に関する講演会、灯台記念日展示会、図画コンクール及びクリスマスコンサート等を開催し、海難防止思想の普及及び周知宣伝を行った。

④ 下関カッターレース大会への参加

令和元年7月21日、山口県下関漁港において開催された「第8回下関カッターレース大会」にチーム「西部海難防止協会」を編成して参加し、海難防止思想の周知宣伝を行った。

Ⅱ 収益目的事業

調査事業

1 外航LNG船出港操船解析へのプログラム修正業務

委託者：北九州エル・エヌ・ジー株式会社

期 間：平成31年4月22日から令和元年6月28日まで

・北九州エル・エヌ・ジー基地に入港するLNG船の航跡データを解析し、同基地に入港するLNG船の入港標準経路航行及び入港時の安定的な変針の定常化に資するための解析ソフトを出港時の航跡解析にも使用できるように変更し、修正したプログラムを作成した。

2 次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）適地選定に伴う航行安全検討業務委託

委託者：株式会社グローバル

期 間：平成30年12月26日から令和元年5月31日まで

・福岡県北九州市白島沖において次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）の実施を目指した適地選定に関して、安全性を検討および船舶航行の安全面について取りまとめた。（委員会2回、作業部会1回）

3 北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）開発計画に伴う航行安全検討業務委託

委託者：ひびきウインドエナジー株式会社

期 間：令和元年12月26日から令和2年3月19日まで

- ・北九州港響灘地区において計画されている北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）開発計画に関して、必要な航行安全対策を取りまとめるため、調査計画、開発計画整理、検討方針等について検討した。（委員会1回）

4 2020年度 北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）開発計画に伴う航行安全検討業務委託

委託者：ひびきウインドエナジー株式会社

期 間：令和2年3月2日から令和2年8月31日まで

- ・北九州港響灘地区において計画されている北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）開発計画に関して、付近航行船舶に与える影響や航行安全上の課題等を検討・抽出して、響灘洋上風力発電施設の設置・稼働に伴う必要な航行安全対策を取りまめるもので、委員会開催のための資料作成等を実施した。

Ⅲ 会議

1 理事会及び総会

(1) 令和元年度第1回通常理事会

日 時 令和元年5月31日

場 所 公益社団法人 西部海難防止協会 会議室

出席者 16名（理事13名、監事3名）

議案審議

第1号議案 平成30年度 事業報告について

第2号議案 平成30年度 決算について

第3号議案 令和元年度 事業計画の変更について

第4号議案 令和元年度 収支予算の変更（損益ベース）について

第5号議案 諸規定の改正について

第6号議案 正会員の入退会について

第7号議案 理事の選任について

第8号議案 総務部長の選任・解任について

第9号議案 専門委員の委嘱について

第10号議案 業務運営会議構成員の委嘱について

その他

業務執行状況報告

(2) 令和元年度定時総会

日 時 令和元年 6 月 20 日

場 所 リーガロイヤルホテル小倉

北九州市小倉北区浅野 2 - 14 - 2

出席者等 199 名（出席者 63 名、委任状 35 名、書面 101 名）

報告事項

平成 30 年度 事業報告について

議案審議

第 1 号議案 平成 30 年度 決算について

第 2 号議案 理事の選任について

その他

平成 31 年度 変更事業計画について

平成 31 年度 変更収支予算（損益ベース）について

(3) 令和元年度第 2 回通常理事会

日 時 令和元年 6 月 20 日

場 所 リーガロイヤルホテル小倉

北九州市小倉北区浅野 2 - 14 - 2

出席者 16 名（理事 13 名、監事 3 名）

議案審議

第 1 号議案 代表理事及び業務執行理事の選任について

第 2 号議案 副会長及び専務理事の選任について

第 3 号議案 支部長の選任について

第 4 号議案 会長職務代行順序の決定について

第 5 号議案 表彰について

(4) 令和元年度第 3 回通常理事会

日 時 令和元年 11 月 12 日

場 所 公益社団法人 西部海難防止協会 会議室

出席者 16 名（理事 13 名、監事 3 名）

議案審議

第 1 号議案 公益財団法人日本海事センター令和 2 年度補助金交付
申請について

第 2 号議案 専門委員の委嘱について

その他

業務執行状況報告

(5) 令和元年度第4回通常理事会

日 時 令和2年3月4日

場 所 公益社団法人 西部海難防止協会 会議室

出席者 15名（理事12名、監事3名）

議案審議

第1号議案 令和2年度事業計画について

第2号議案 令和2年度予算について

第3号議案 令和2年度定時総会の開催について

第4号議案 専門委員の委嘱について

第5号議案 銀行保証について

第6号議案 表彰について

2 業務運営会議

第1回

日 時 令和元年5月24日

場 所 公益社団法人 西部海難防止協会 会議室

出席者 7名

① 一般業務報告について

② 行事予定について

③ 令和元年度第1回通常理事会、定時総会、第2回通常理事会提出議案について

第2回

日 時 令和元年10月31日

場 所 公益社団法人 西部海難防止協会 会議室

出席者 6名

① 一般業務報告について

② 行事予定について

③ 公益財団法人日本海事センター令和2年度補助金交付申請について

④ 専門委員の委嘱について

第3回

日 時 令和2年2月26日

場 所 公益社団法人 西部海難防止協会 会議室

出席者 7名

- ① 一般業務報告について
- ② 行事予定について
- ③ 令和2年度事業計画について
- ④ 令和2年度予算について
- ⑤ 令和2年度定時総会の開催について
- ⑥ 専門委員の委嘱について
- ⑦ 銀行保証について
- ⑧ 表彰について

Ⅳ 会員の現状

区 分	平成 31 年 4 月 会員数	退会会員数	入会会員数	令和 2 年度 予定会員数
団 体 会 員	2 1 3	2	1	2 1 2
個 人 会 員	1 2	1	1	1 2
計	2 2 5	3	2	2 2 4

附 属 明 細 書

令和元年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

2 - 1 - 6 令和元年度 決算報告

貸 借 対 照 表 (総 括 表)

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	77,180,168	86,473,568	△ 9,293,400
未収金	252,971,800	227,591,789	25,380,011
前払金	1,311,610	1,257,481	54,129
流動資産合計	331,463,578	315,322,838	16,140,740
2 固定資産			
基本財産	40,000,000	40,000,000	0
基本財産計	40,000,000	40,000,000	0
特定資産			
退職給付引当預金	9,584,601	11,375,750	△ 1,791,149
特定資産合計	9,584,601	11,375,750	△ 1,791,149
その他の固定資産			
建物付属設備	7,944,984	13,634,119	△ 5,689,135
什器備品	22,441,431	20,885,336	1,556,095
敷 金	4,938,042	4,906,692	31,350
その他の固定資産計	35,324,457	39,426,147	△ 4,101,690
固定資産合計	84,909,058	90,801,897	△ 5,892,839
資産合計	416,372,636	406,124,735	10,247,901
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	361,413,989	348,922,138	12,491,851
前受金	0	0	0
預り金	3,446,760	5,389,170	△ 1,942,410
流動負債合計	364,860,749	354,311,308	10,549,441
2 固定負債			
退職給付引当金	9,584,601	11,375,750	△ 1,791,149
固定負債合計	9,584,601	11,375,750	△ 1,791,149
負債合計	374,445,350	365,687,058	8,758,292
III 正味財産の部			
正味財産			
正味財産	41,927,286	40,437,677	1,489,609
負債及び正味財産合計	416,372,636	406,124,735	10,247,901

正 味 財 産 増 減 額 計 算 書

(総 括 表)

平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	3,970	11,280	△7,310
基本財産受取利息	3,970	11,280	△7,310
② 特定資産運用益	1,983	4,606	△2,623
特定資産受取利息	1,983	4,606	△2,623
③ 受取会費	9,583,200	9,241,200	342,000
正会員受取会費	9,583,200	9,241,200	342,000
④ 受取補助金等	10,185,000	10,185,000	0
受取民間補助金	10,185,000	10,185,000	0
⑤ 受講料収益	0	0	0
受取受講料	0	0	0
⑥ 事業収益	525,013,232	504,888,025	20,125,207
航行安全支援事業収益	260,351,316	287,606,400	△27,255,084
調査研究事業収益	250,309,116	202,469,705	47,839,411
特定調査研究事業収益	14,352,800	14,811,920	△459,120
⑦ 受取寄附金	0	0	0
⑧ 雑収益	565	24,832	△24,267
受取利息収益	563	517	46
雑収益	2	24,315	△24,313
経常収益計	544,787,950	524,354,943	20,433,007
(2) 経常費用			
① 事業費	528,830,546	512,417,944	16,412,602
役員報酬	14,834,516	14,813,500	21,016
給料手当	174,987,390	185,145,689	△10,158,299
臨時雇賃金	8,710,570	10,407,907	△1,697,337
通勤手当	11,388,037	11,327,225	60,812
福利厚生費	28,810,884	31,678,552	△2,867,668
退職給付費用	3,617,812	3,238,196	379,616
会議費	10,294,675	10,313,559	△18,884
旅費交通費	55,252,417	43,217,973	12,034,444
諸謝金	9,374,474	7,808,803	1,565,671
修繕費	0	0	0
役務費	5,089,313	7,916,362	△2,827,049
減価償却費	16,484,096	17,992,163	△1,508,067
消耗品費	11,269,885	10,433,472	836,413
賃借料	27,160,135	22,751,133	4,409,002
通信運搬費	7,606,883	6,258,665	1,348,218
印刷製本費	7,194,190	7,096,238	97,952

科 目	当年度	前年度	増 減
光熱水料費	2,542,051	2,723,853	△181,802
委託費	98,864,000	90,784,880	8,079,120
租税公課	25,254,250	20,770,620	4,483,630
支払利息	4,729,170	3,430,768	1,298,402
雑費	5,365,798	4,308,386	1,057,412
② 管理費	12,824,425	11,723,144	1,101,281
役員報酬	1,021,477	736,500	284,977
給料手当	3,958,064	3,370,848	587,216
臨時雇賃金	0	0	0
通勤手当	333,897	254,898	78,999
福利厚生費	602,773	551,703	51,070
退職給付費用	184,689	164,636	20,053
会議費	863,383	930,260	△66,877
旅費交通費	1,179,720	1,189,412	△9,692
修繕費	0	0	0
役務費	139,366	117,881	21,485
減価償却費	0	0	0
消耗品費	1,225,422	836,337	389,085
賃借料	1,306,484	1,837,106	△530,622
諸謝金	983,718	968,892	14,826
通信運搬費	329,001	207,494	121,507
印刷製本費	116,142	303,393	△187,251
光熱水料費	140,105	154,991	△14,886
租税公課	225,505	33,100	192,405
雑費	214,679	65,693	148,986
経常費用計	541,654,971	524,141,088	17,513,883
当期経常増減額	3,132,979	213,855	2,919,124
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	1,643,370	1,636,698	6,672
借入金支払利息	1,287,980	1,625,670	△337,690
固定資産除却損	355,390	11,028	344,362
経常外費用計	1,643,370	1,636,698	6,672
当期経常外増減額	△1,643,370	△1,636,698	△6,672
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,489,609	△1,422,843	2,912,452
一般正味財産期首残高	40,437,677	41,860,520	△1,422,843
一般正味財産期末残高	41,927,286	40,437,677	1,489,609
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	41,927,286	40,437,677	1,489,609

財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金預金	現金		
	本部事務所	運用資金として	22,090
	鹿児島支部事務所	同上	8,149
	那覇事務所	同上	10,588
	普通預金		
	北九州銀行 門司支店 普通預金0089972	運用資金として	75,315,727
	北九州銀行 門司支店 普通預金6035742	同上	0
	北九州銀行 門司支店 普通預金5042769	同上	1,245,953
	鹿児島銀行 本店	同上	155,179
	琉球銀行 安謝支店	同上	93,064
	ゆうちょ銀行(門司港郵便局)	同上	318,860
	福岡銀行 門司支店	同上	10,558
		(現金預金計)	77,180,168
未収金	九州地方整備局ほか11件	支援業務に係る未収金等	252,971,800
前払金	㈱第一ビルディングほか8件	本部事務所に係る前払家賃ほか	1,311,610
流動資産合計			331,463,578
(固定資産)			
基本財産 定期預金	北九州銀行 門司支店	当協会の業務遂行のために保有する	10,000,000
	三菱UFJ銀行 北九州支店	基本財産の定期預金	10,000,000
	福岡銀行 門司支店		20,000,000
		(基本財産計)	40,000,000
特定資産 退職給付引当資産	北九州銀行 門司支店	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	6,584,601
	福岡銀行 門司支店	同上	3,000,000
		(特定資産計)	9,584,601
その他固定資産 建物付属設備	本部会議室及び海事広報展示館等	公益目的事業を遂行するために必要な内装改修工事等を実施し事業用として使用	7,944,984
什器備品	監視カメラほか84点	公益目的事業を遂行するために必要な装備品及び備品であり、公益事業用として使用	22,441,431
敷金	郵船不動産㈱ほか9件	事務所等に係る敷金	4,938,042
		(その他固定資産計)	35,324,457
固定資産合計			84,909,058
資産合計			416,372,636
(流動負債)			
未払金	日本年金機構ほか37件	社会保険料ほか	361,413,989
預り金	役職員ほか5件	社会保険料(厚生健保等)	3,446,760
流動負債合計			364,860,749
(固定負債)			
退職給付引当金	役職員	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	9,584,601
固定負債合計			9,584,601
負債合計			374,445,350
正味財産			41,927,286

2-1-7 令和2年度 変更事業計画及び変更収支予算

令和2年度変更事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

I 公益目的事業

1 研究事業

事業名	事業の内容
関門航路早鞆瀬戸付近海域における船舶航行安全調査研究（その2）	海事関係者から追越し禁止海域前後での船舶の渋滞が慢性化し、同海域通航に時間を要し経済活動に支障がでる場合もあるとの指摘もあることから、平成29年度同海域での調査研究を実施することにより、同海域での海難の減少と経済活動に支障がない新たな安全対策を提言した。 一方、平成29年度の船舶航行安全調査研究委員会において、東流の流速低下傾向期における西航33番灯浮標付近海域の渋滞状況の改善を図るためには、同年度の調査研究をベースとし、AIS未搭載船の影響確認、同結果を踏まえた船間距離及び航行ルートなどの詳細検討が必要であるとの結論から令和元年度、当協会においてAIS未搭載船の航行状況及び影響を定点カメラにより確認し、令和2年度事業において船間距離についての分析及び航行ルートの検討を行い関門早鞆瀬戸付近海域における渋滞状況の改善を提言する。

2 調査事業

事業名	事業の内容
1. 港湾計画改訂に伴う船舶航行安全対策調査研究	港湾計画の改訂に伴う船舶交通についての諸問題に係る航行安全対策について調査研究する。
2. 港湾工事に伴う船舶航行安全対策調査研究	港湾工事に伴う海上交通流の変化等新たに生じる海上交通の諸問題に係る航行安全対策について調査研究する。
3. 船舶大型化に伴う船舶航行安全対策調査研究	船舶大型化に伴う入出港及び着離岸等航行安全対策について調査研究する。
4. その他の船舶航行安全対策調査研究	石油備蓄用貯蔵船の点検・整備のための曳航に伴う航行安全対策について調査研究する。

3 情報提供事業

事業名	事業の内容
1. 航行安全支援業務	海上工事に関し、工事付近航行船舶の安全確保及び工事の安全と円滑な遂行のため、工事に関する情報、通航船舶の情報、気象、海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を通航船舶及び工事関係者等に速やかに情報提供する。 更に、ホームページを活用し広く一般に安全情報を広報周知する等航行安全支援業務を実施する。
2. 海難防止強調運動の実施	全国海難防止強調運動における運動方針を受け西日本、南九州、沖縄地区の推進連絡会議を開催し、推進方法を企画、策定し、実施する。
3. 海難防止啓蒙活動	海難防止啓蒙ポスター及び海難防止関連グッズを作成して啓蒙活動を支援する。
4. 講習会	① 西海防セミナー 年2回（北九州市、福岡市）、海難防止に関する講演を実施し、海難防止に関する啓発を行う。 ② 安全講習会 海上工事作業従事者に対し、海域の特性等を勘案した講習会を実施する。
5. 広報活動	① 会報の刊行 年4回、調査研究の成果等を取りまとめ「公益社団法人西部海難防止協会会報」として会員及び関係者に配布する。 ② ホームページの活用 海事関係者はもとより広く社会一般に広報し、海難防止思想を啓発して、海難防止に資する。 ③ 海事広報展示館での周知宣伝 海難防止啓発活動の発信拠点である海事広報展示館は、平成23年4月に北九州市門司港の旧JR九州本社ビル（北九州市所有）に開館し運営してきたところであるが、今般、同ビルの改修計画があることから、別地での開館を計画し海難防止啓発活動を実施する。

Ⅱ 収益目的事業

調査事業

事業名	事業の内容
1. 特定船舶の入港に係る解析調査	船舶の入港に関し委員会報告書に基づく入港基準と航跡を解析調査する。
2. 特定洋上風力に係る船舶航行安全対策調査研究	洋上風力設置に伴う適地エリア、工事中等の船舶航行安全対策を調査研究する。

令和2年度 変更収支予算書(損益ベース)

(総括表)

令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

(単位：円)

科 目	変更予算	当初予算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	4,000	10,000	△6,000
基本財産受取利息	4,000	10,000	△6,000
② 特定資産運用益	3,000	3,000	0
特定資産受取利息	3,000	3,000	0
③ 受取会費	9,314,000	9,404,000	△90,000
正会員受取会費	9,314,000	9,404,000	△90,000
④ 受取補助金等	10,185,000	10,500,000	△315,000
受取民間補助金	10,185,000	10,500,000	△315,000
⑤ 受講料収益	150,000	150,000	0
受取受講料	150,000	150,000	0
⑥ 事業収益	556,139,000	572,133,000	△15,994,000
航行安全支援事業収益	221,164,000	217,163,000	4,001,000
調査研究事業収益	281,675,000	294,910,000	△13,235,000
特定調査研究事業収益	53,300,000	60,060,000	△6,760,000
⑦ 受取寄附金	0	0	0
⑧ 雑収益	13,000	13,000	0
受取利息収益	3,000	3,000	0
雑収益	10,000	10,000	0
経常収益計	575,808,000	592,213,000	△16,405,000
(2) 経常費用			
① 事業費	551,878,000	567,463,000	△15,585,000
役員報酬	14,859,000	14,859,000	0
給料手当	163,190,000	164,783,000	△1,593,000
臨時雇賃金	3,011,000	3,011,000	0
通勤手当	9,502,000	9,796,000	△294,000
福利厚生費	29,821,000	30,183,000	△362,000
退職給付費用	4,080,000	3,678,000	402,000
会議費	11,588,000	11,608,000	△20,000
旅費交通費	45,124,000	46,823,000	△1,699,000
諸謝金	10,519,000	10,518,000	1,000
修繕費	500,000	500,000	0
役務費	4,501,000	4,500,000	1,000
減価償却費	13,421,000	16,193,000	△2,772,000
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	10,047,000	9,137,000	910,000
賃借料	26,183,000	26,578,000	△395,000
通信運搬費	6,976,000	6,975,000	1,000
印刷製本費	8,332,000	8,332,000	0

科 目	変更予算	当初予算	増 減
光熱水料費	3,064,000	3,413,000	△349,000
委託費	149,177,000	157,775,000	△8,598,000
租税公課	27,519,000	28,024,000	△505,000
支払利息	5,260,000	5,571,000	△311,000
雑費	5,204,000	5,206,000	△2,000
② 管理費	12,743,000	12,773,000	△30,000
役員報酬	692,000	692,000	0
給料手当	4,774,000	4,806,000	△32,000
通勤手当	326,000	331,000	△5,000
福利厚生費	884,000	890,000	△6,000
退職給付費用	231,000	196,000	35,000
会議費	905,000	905,000	0
旅費交通費	1,026,000	1,026,000	0
役務費	145,000	145,000	0
消耗品費	646,000	646,000	0
賃借料	1,172,000	1,174,000	△2,000
諸謝金	880,000	880,000	0
通信運搬費	187,000	187,000	0
印刷製本費	317,000	317,000	0
光熱水料費	118,000	141,000	△23,000
租税公課	331,000	328,000	3,000
雑費	109,000	109,000	0
経常費用計	564,621,000	580,236,000	△15,615,000
当期経常増減額	11,187,000	11,977,000	△790,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	510,000	505,000	5,000
借入金支払利息	510,000	505,000	5,000
経常外費用計	510,000	505,000	5,000
当期経常外増減額	△510,000	△505,000	△5,000
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	10,677,000	11,472,000	△795,000
一般正味財産期首残高	41,927,000	42,362,000	△435,000
一般正味財産期末残高	52,604,000	53,834,000	△1,230,000
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	52,604,000	53,834,000	△1,230,000
1 借入限度額		250,000,000円	
2 債務負担額		0円	

2-1-8 役員名簿

役員名	氏 名	所 属	備考
会 長(理事)	高 祖 健一郎	(公社)西部海難防止協会会長	新任
副会長(理事)	江 口 良 一	関門水先区水先人会 会長	
副会長(理事)	金久保 龍 治	日本製鉄(株) 八幡製鐵所工程業務部長	
専務理事	工 藤 健太郎	(公社)西部海難防止協会	新任
理 事	野 口 譲	日本郵船(株) 九州支店支店長	
理 事	松 本 淳	(株)商船三井 九州支店支店長	
理 事	下 石 誠	福岡県港湾建設協会 会長	新任
理 事	鶴 丸 俊 輔	日本船主協会九州地区船主会 議長	
理 事	石 井 秀 夫	(株)近藤海事 代表取締役会長	
理 事	山 口 正二郎	博多水先区水先人会 会長	新任
理 事	森 昭 三	大分液化ガス共同備蓄(株) 大分事業所取締役所長	
理 事	満 吉 隆 志	九州電力(株) 企画・需給本部エネルギー取引部長	
理 事	桜 田 隆	宇部興産(株) 宇部渉外部部長	新任
理 事	加 藤 健 次	ENEOSマリンサービス(株) 取締役船舶業務部長	
理 事	黒 田 明	西部ガス(株) 常務執行役員	
理 事	小 原 雅 典	ENEOS(株) 大分製油所副所長	新任
理 事	水 野 進	三菱重工業(株)(長崎造船所)立神艦船製造部船渠長	
理 事	漢 那 太 作	全日本海員組合 九州関門地方支部支部長	
理 事	末 岡 民 行	内海水先区水先人会 会長	新任
理 事	平 原 隆 美	琉球海運(株) 専務取締役	
理 事	有 馬 淳 二	(株)共進組 取締役会長	
監 事	尾 崎 武 広	(一社)長崎県以西底曳網漁業協会 理事	新任
監 事	関 谷 英 一	西日本海運(株) 代表取締役社長	

理事の任期は令和3年度定時総会まで

監事の任期は令和3年度定時総会まで

2 - 2 一般事業

2 - 2 - 1 令和2年度 西日本海難防止強調運動推進連絡会議

本年は、書面により報告・意見照会がなされ6月22日実施計画が策定された。

1 議 題

- ① 令和元年度西日本海難防止強調運動実施結果について
- ② 令和元年度海難の発生状況について
- ③ 令和2年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画について
- ④ 令和2年度西日本海難防止強調運動実施計画（案）について

2 構成者

2 - 1 海事関係者

(公財) 海難審判・船舶事故調査協会 門司支部長
(公財) 海難審判・船舶事故調査協会 長崎支部長
外国船舶安全対策連絡協議会連合会 会長
九州水曜会 幹事会社の代表者
九州地方港運協会 会長
(公社) 九州北部小型船安全協会 会長
九州旅客船協会連合会 会長
九州地方海運組合連合会 会長
全国内航タンカー海運組合 西部支部長
全日本海員組合 九州関門地方支部長
西日本遊漁船業協同組合 代表理事
(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 九州事務所長
日本船主協会 九州地区船主会 議長
(株) 日本船舶職員養成協会西日本 代表取締役
(公社) 九州海事広報協会 会長
PW安全協会 九州地方本部長
(公社) 日本海洋少年団連盟九州北部地区連盟 事務局長
(公社) 日本海洋少年団連盟中国地区連盟山口県連盟 事務局長

2 - 2 地区代表

仙崎地区海難防止強調運動推進連絡会 会長
関門地区海難防止強調運動推進連絡会議 議長
洞海地区海難防止強調運動推進連絡会 委員長

福岡地区海難防止強調運動推進連絡会 会長
有明海海難防止対策推進連絡会 会長
玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議 委員長
長崎・五島地区海難防止強調運動推進連絡会 会長
佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会 委員長
対馬地区海難防止強調運動推進連絡会議 議長
大分県海難防止強調運動推進連絡会 委員長

2－3 関係官公庁

九州総合通信局 無線通信部長
水産庁 九州漁業調整事務所長
水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所長
九州運輸局 海上安全環境部長
門司地方海難審判所長
長崎地方海難審判所長
運輸安全委員会事務局 門司事務所長
運輸安全委員会事務局 長崎事務所長
長崎県 水産部長
佐賀県 農林水産部長
福岡県 農林水産部長
大分県 農林水産部長
山口県 農林水産部長

2－4 関係団体

日本漁船保険組合 山口県支所長
日本漁船保険組合 福岡県支所長
日本漁船保険組合 佐賀県支所長
日本漁船保険組合 長崎県支所長
日本漁船保険組合 大分県支所長

2－5 海上保安庁関係

仙崎海上保安部 交通課長
門司海上保安部 航行安全課長
若松海上保安部 航行安全課長
福岡海上保安部 交通課長
三池海上保安部 交通課長
唐津海上保安部 交通課長

長崎海上保安部 交通課長
佐世保海上保安部 交通課長
対馬海上保安部 交通課長
大分海上保安部 交通課長
関門海峡海上交通センター 整備課長

2-6 主催者

(公財) 海上保安協会 門司地方本部長
(公社) 西部海難防止協会 会長
第七管区海上保安本部長

3 令和元年度海難防止強調運動実施結果

3-1 令和元年度西日本海難防止強調運動実施結果

令和元年7月16日から31日までの間、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施した。本運動は船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリンレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図ることにより、海難の発生を防止することを目的としたものである。

3-1-1 実施事項

令和元年度の海の事故ゼロキャンペーンの運動方針において、「小型船舶の海難防止」「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」を平成28年度から継続した重点事項とし、次の事項を実施した。

(1) 広報活動

- ・港内・街頭パレード、一日海上保安官等による企業訪問及び広報活動
- ・官公署、フェリーターミナル、競技場、各種イベント会場等におけるポスター、立看板、電光掲示板等を効果的に活用した広報活動
- ・地元ケーブルテレビ及び地元FM局出演による広報活動
- ・公共交通機関を利用した広報活動





(2) 安全に関する指導、教育、訓練

- ・活動中のプレジャーボートや在港船等に対する訪船・現場指導
- ・旅客船、危険物取扱業者等の事業所、漁業協同組合及びマリーナ等を訪問しての安全指導
- ・プレジャーボート愛好者及び漁業関係者等に対する海難防止講習会、小中学生を対象とした海上安全教室
- ・運輸支局、小型船安全協会、PW安全協会等と連携した合同パトロール
- ・小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携した安全教室



3-1-2 実施結果（令和元年度と平成30年度の比較）

期間中の主な行事等	令和元年度	平成30年度
訪船及び現場指導	799 隻	685 隻
海難防止講習会及び海上安全教室等の開催	47 回 (1,713 人)	43 回 (1,319 人)
海上パレード・一日海上保安官等の各種行事	73 回	116 回

3-1-3 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶は27隻で、平成30年の16隻と比べて11隻増加した。

船種別では、プレジャーボート13隻（7）・漁船12隻（5）・遊漁船、貨物船各1隻（4）であり、プレジャーボートの種類別では、モーターボート6隻（3）、ミニボート1隻（2）、水上オートバイ6隻（1）、海難種類別では、モーターボート・ミニボートの運航不能（機関故障）5隻、水上オートバイの衝突5隻と最も多く、漁船では衝突6隻、運航不能4隻の順となっている。（（ ）内の数字は、昨年同期間数）

※運航不能：機関故障、推進器・舵障害、燃料欠乏、バッテリー過放電等船舶の航行に支障が生じたもの。

3-2 夏季安全推進運動実施結果（七管区）

3-2-1 運動の趣旨

夏季期間に増加するプレジャーボート等の船舶事故及びマリンレジャー活動による人身事故を減少させるため、次の事項を重点事項として定め、夏季安全推進運動を実施した。

- (1) プレジャーボート事故対策
 - ・発航前検査の徹底
 - ・錨泊・漂泊中を含む常時適切な見張り及び早期避航の徹底
 - ・自己救命策確保の推進
 - ・遵守事項の徹底
- (2) マリンアクティビティ（水上オートバイ、カヌー、SUP、ミニボート）愛好者に対する安全意識の高揚
- (3) 遊泳中の事故防止
 - ・離岸流に対する安全指導
 - ・飲酒を伴う遊泳自粛指導

3-2-2 実施期間

令和元年7月16日（火）～ 令和元年8月31日（土）

3-2-3 実施内容

(1) 安全啓発活動

小型船舶免許更新者、漁業者等を対象とした海難防止講習会を開催した。

●実施回数 66回（1,681名）



(2) 訪船指導

港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、運輸支局、警察署、JCI（日本小型船舶検査機構）、小型船安全協会、PW 安全協会等と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

●訪船指導 1,307 隻
●訪問マリーナ等 400 箇所
●合同パトロール 180 回



(3) 広報活動

マリーナ、マリンレジャーショップ等を訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、ケーブルテレビ、地元FM局出演等による広報活動を実施した。

●テレビ、ラジオ等を活用した活動 428回



3-2-4 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶は55隻で、平成30年の51隻と比べ4隻増加した。

小型船舶の内訳は、プレジャーボート31隻（うち水上オートバイ6隻）、漁船18隻、遊漁船2隻の計51隻で、全体の9割となり、海難種類内訳は、運航不能25隻、衝突15隻、乗揚げ6隻、浸水4隻の順で発生している。

主な海難原因は、衝突は見張り不十分と操船不適切、運航不能は整備不良と老朽衰耗、乗揚げは水路調査不十分によるものであった。

3-3 漁船安全操業推進運動実施結果（七管区）

3-3-1 運動の趣旨

沿岸海域をその操業（活動）の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、気象・海象条件が厳しくなる冬季を前に、「常時適切な見張りの徹底」「早期避航等適切な操船の励行」「気象・海象情報の入手活用」「自己救命策確保の推進」「遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知」を重点事項として定め、漁船安全操業推進運動を実施した。

さらに、漁業協同組合員が連携した無事故活動を推進するため、平成27年度から開始した漁船セーフティラリーを令和元度も引き続き実施した。

3-3-2 実施期間

令和元年10月1日（火）～ 令和元年10月31日（木）

3-3-3 実施内容

(1) 安全啓発活動

漁業関係者、小型船舶免許更新者、遊漁船関係者等を対象とした海難防止講習会を開催した。

●実施回数 37回（852名）



(2) 訪船指導

漁港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、小型船安全協会と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

●訪船指導 409隻
●訪問マリーナ・漁協 636箇所
●合同パトロール 7回



(3) 広報活動

漁業協同組合を中心に訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、地元FM局出演による広報活動を実施した。



(4) 漁船セーフティラリー（期間延長：～12月31日（火））

七管区内に所在する漁業協同組合・支所等（310箇所）のうち239箇所が参加し、220箇所が期間中に所属漁船の無事故を達成し、海上保安部署から無事故認定証及び賞状が授与された。

無事故達成率については、92パーセント（平成30年：88パーセント）と毎年達成率が上がり、漁業関係者の安全意識が定着してきたものと推測できる。

また、開始から5年連続の無事故を達成した漁協は79箇所あり、併せて記念品を贈呈した。



3-3-4 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶29隻で、昨年に比べ11隻の減少となり、うち小型船舶の海難はプレジャーボート10隻、漁船12隻の計22隻で昨年から7隻減少した。

漁船海難の種類別では、衝突・火災が各4隻、浸水2隻、転覆・運航不能（機関故障）が各1隻となっている。

主な海難原因は、衝突は見張り不十分、火災は漏電、運航不能（機関故障）は整備不良等の人為的要因によるものであった。

3-4 地区協議会が定める海難防止運動（七管区）

3-4-1 運動の趣旨

平成22年度から地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための運動や施策を地区ごとに企画立案し展開しており、令和元年度の実施結果は以下のとおりである。

3-4-2 各地区の海難防止運動

(1) 仙崎・萩地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 仙崎・萩かわら版 118 の配布等による海難防止活動
② 実施期間 周年

※ 山口県北部沿岸海域における事故事例や防止策を掲載した「仙崎・萩かわら版 118」を毎月発行し、漁協、自治体、道の駅、釣具店等に配布するとともに、長門市が発行する「広報ながと」に安全啓発記事を毎月掲載、地元ケーブルテレビや FM ラジオへの出演による安全啓発活動を実施した。

仙崎・萩村のついで 1 月 1 日 (イデイナチ)
 ありのままで出て！ 第 139 号 全日本放送
 全日本放送 西の島が真っ白に！ 番組見直し

早く見てください！ 全放送局！
西の島放送 1 月 1 日
 仙崎放送局 TEL: 0870-228-0241
 萩村放送局 TEL: 0870-228-0241
<http://www.hanabishi.co.jp/~the7thok.jp>

管内転覆事故発生!!

事故概要
 4月4日、県庁所在地の湯田やまに於いて、旅行中の小笠原観光が原因により道路で転倒し、観光客が死亡した。

転倒・海難の原因
横断が急な傾斜の直撃
 一般観光客が歩道から歩道へ降り降りた。転倒を防止し、歩道が急な傾斜で歩道に落ちた。

道通によるブローチング現象
 歩道が急な傾斜で、歩道に落ちた。歩道が急な傾斜で、歩道に落ちた。

観光客の歩道への落ち
 観光客の歩道への落ち。歩道が急な傾斜で、歩道に落ちた。

↓

警察署理
 歩道が急な傾斜で、歩道に落ちた。歩道が急な傾斜で、歩道に落ちた。

観光客の歩道への落ち
 観光客の歩道への落ち。歩道が急な傾斜で、歩道に落ちた。

観光客の歩道への落ち
 観光客の歩道への落ち。歩道が急な傾斜で、歩道に落ちた。

仙崎・萩管内の海難発生状況 (4月未現在：速報情報)

◆**船舶事故**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

◆**人員被害**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

仙崎・萩管内の海難発生状況 (4月未現在：速報情報)

◆**船舶事故**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

◆**人員被害**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

仙崎・萩管内の海難発生状況 (4月未現在：速報情報)

◆**船舶事故**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

◆**人員被害**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

仙崎・萩管内の海難発生状況 (4月未現在：速報情報)

◆**船舶事故**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

◆**人員被害**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

仙崎・萩管内の海難発生状況 (4月未現在：速報情報)

◆**船舶事故**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

◆**人員被害**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

仙崎・萩管内の海難発生状況 (4月未現在：速報情報)

◆**船舶事故**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)
船名	0 (0)	0 (0)

計 0 (0)

◆**人員被害**

船名	4月	累計
船名	0 (0)	0 (0)



船舶海難・人身事故発生状況
仙崎海上保安部管内(長門市)

	船舶海難		人身事故	
	発生数	死亡・失踪	人数	死亡・失踪者
1月	0	0	1	0
令和2年計	0	0	1	0
31年間平均	1	0	0	0

ライフジャケットを常時着用しよう！
携帯型無線式で連絡手段を確認しよう！
海のものしは「118番」へ！

爆弾低気圧に注意しましょう

3月は冬の寒さが緩んできますが、爆弾低気圧が頻発に発生する時期でもあります。爆弾低気圧により暴風や激しい雨が生じ、通過後も高い波を残し船舶が転覆するなどの事故が発生しています。

爆弾低気圧が接近する場合は普段から注意している気象情報に加え、次のことに留意してください。

- ・船を利用した釣りや岩場、崖壁からの釣りはやめる！
- ・船の転覆や流出を防止する前に、爆弾低気圧が接近する前に船舶間を行っておく！



118

仙崎海上保安部

山口県長門市仙崎1026-2
☎ 26-0240

仙崎海上保安部ホームページ
http://www.kahm.mlit.go.jp/
07kanku/senzaki/
jcg7senzakikotsu-2-4k/vmilt.go.jp

(2) 閩門地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 ふくそう海域海難防止対策
② 実施期間 周年

※ 関門港において不安全航行を行った船舶等に対して嚴重な個別指導を実施し、同港における特定航法の遵守及び潮流による圧流を考慮した適切な操船を徹底させたほか、視界制限時の対応を行う等の海難防止活動を実施した。



(3) 洞海地区海難防止強調運動推進連絡会

① 運動の名称 洞海地区貨物船海難防止強調運動

② 実施期間 令和2年2月10日(月)～24日(月)

※ 地域の特徴として、貨物船及びタンカーの出入港が多い地域であることから、これら船舶の安全航行を主眼とした海難防止活動を実施した。



(4) 福岡地区海難防止強調運動推進連絡会

① 運動の名称 福岡地区プレジャーボート海難防止運動・その他

② 実施期間 令和元年9月15日(日)～30日(月)

※ 地域の特徴として、プレジャーボートの海難が多いことから、海難防止講習会及び訪船指導、福岡海上保安部作成の発航前検査等チェックボードを活用した免許更新講習、大型ビジョンを活用した安全啓発活動を実施した。

また、平成30年度に遊泳者事故が多発したことから、遊泳者事故の防止を目的とし、令和元年6月に関係機関と「福岡地区海浜事故防止推進委員会」を設立し、合同パトロール等の海難防止活動を実施した。



(5) 有明海海難防止対策推進連絡会

① 運動の名称 有明地区小型船海難防止強化運動

② 実施期間 周年

※ 地域の特徴として、小型船舶による海難が殆どであり、また、海苔養殖漁が盛んで海苔網作業用の「箱船」の流出が例年発生していることから、特に漁期前や台風・大型低気圧接近時に箱船流出防止の注意喚起を行うとともに、管内3市のFMラジオ局を活用し、各種海難防止の広報活動を実施した。



(6) 玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議

① 運動の名称 ミニボート等海難防止運動

② 実施期間 令和元年7月16日(火)～令和2年3月31日(火)

※ 近年、ミニボートやSUP、カヌーの海難が増加傾向にあり、玄海地区においても活動が盛んで、これらの海難が発生していることから、ミニボート等活動者に対して、その特性などの周知や安全指導、地元FMラジオ局を活用した広報活動を実施した。



(7) 長崎・五島地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 まき網・以西底びき網漁船海難防止活動
ミニボート等マリンレジャーに対する海難防止活動

- ② 実施期間 周年

※ 平成 21 年に発生したまき網漁船海難の再発防止を図るため、まき網・以西底びき網漁船に対して海難防止講習会を実施した。

また、管内でミニボートによる海難が立て続けに発生したことから、小型船安全協会と連携し、ミニボートの特性を確認する実証実験を実施するとともに、報道機関を通じたニュース放映や新聞掲載により愛好者への安全啓発活動を実施した。



(8) 佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 佐世保地区「海の安全種まき運動」

- ② 実施期間 周年

※ 地域の特徴として、海難隻数の多くを小型船舶が占めていることから、海難防止講習会及び訪船指導等を通じ、安全の種（安全運航の知識）を蒔いて、安全の花（無事故）を咲かせる運動を展開した。



海の安全 種 まき運動

『たねまき』は『みずやり』が大切です！
（みずやり⇒みずからやります＝実践すること）
◎端子の接続確認

た 端子 は見ただね？

バッテリーの端子状況や電圧は発航前点検で確認しましょう。
機関点検にあわせ、法定書類も確認しましょう。



ね 燃料 は見ただね？

燃料や潤滑油の量と質は発航前点検で確認しましょう。



ま 周り は見ただね？

衝突・乗揚海難の多くは見張り不十分が原因です。
船長だけでなく、みんなで確認しましょう。



き 気象 は見ただね？

目的地の今後の気象状況を確認し無理な出港は控えましょう。
「海の安全情報」も確認しましょう。



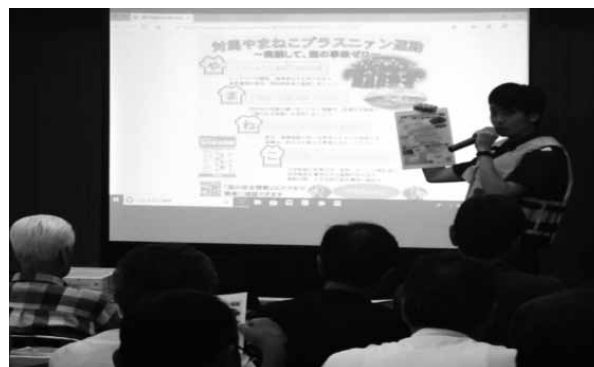
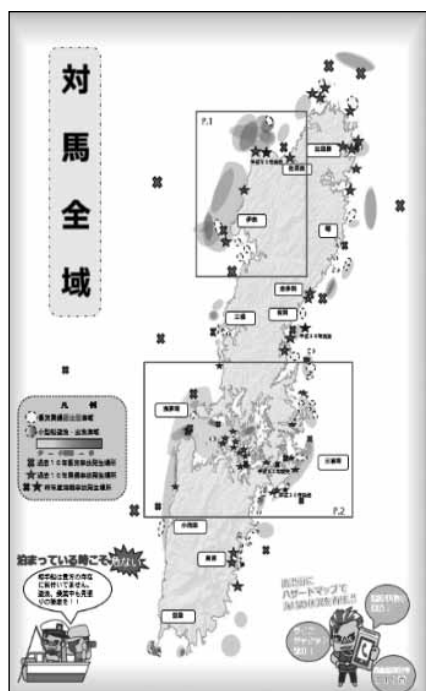
海の安全情報スマのQRコード

(9) 対馬地区海難防止強調運動推進連絡会議

① 運動の名称 対馬やまねこプラスニャン運動・その他

② 実施期間 周年

※ 海の事故減少を目的とし、「発航前検査の実施」「気象海象の把握」「常時見張り」「救命胴衣の着用」に、「家族や友人等に帰港（帰宅）時間を伝える」「ハザードマップを活用し、衝突・乗揚げ防止」を掲げたプラスニャン運動を展開した。



(10) 大分県海難防止強調運動推進連絡会

① 運動の名称 サンデーモーニング活動・その他

② 実施期間 周年

※ プレジャーボートが多く出港する休日の時間帯（早朝4時頃～）を捉え、発航前検査の実施、見張りの徹底、自己救命策の確保等と呼びかけるとともに、地元ケーブルテレビを活用した安全啓発活動を実施した。



4. 海難の発生状況 (令和元年)

海上保安庁

第七管区海上保安本部交通部

令和2年5月28日

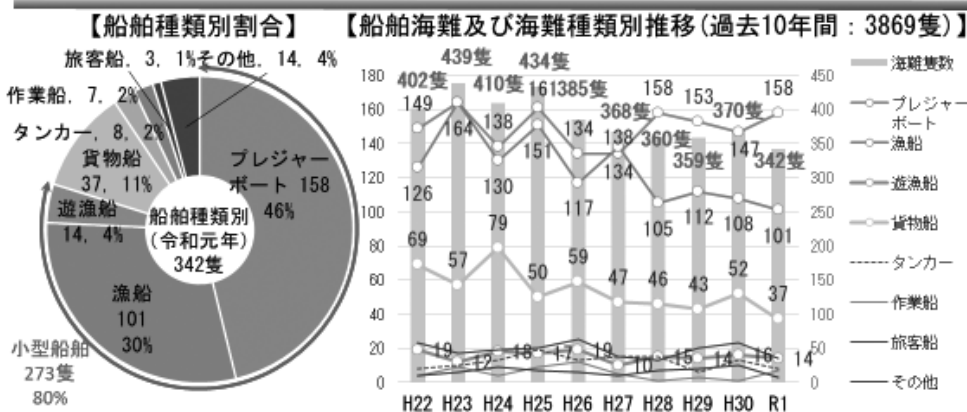


目次



1. 船舶種類別及び死者・行方不明者数(令和元年、過去10年間)
2. 海難種類別(令和元年、過去10年間)及び事故事例(令和元年)
3. 船舶種類別・海難種類別隻数(令和元年 前年比)
4. 船舶海難発生海域(令和元年)
- 5-1. 海難原因① 衝突・単独衝突 / 乗揚(令和元年)
- 5-2. 海難原因② 運航不能(機関故障)(令和元年、過去10年間)
- 6-1. プレジャーボート海難の分類別発生状況(令和元年、過去10年間)
- 6-2. プレジャーボート運航不能(機関故障)の傾向(過去10年間)
- 6-3. プレジャーボート衝突の傾向(過去10年間)
- 6-4. プレジャーボート海難の月別・曜日別の傾向(過去10年間)
- 6-5. 水上オートバイ、ミニボート海難の発生状況(過去10年間)
- 7-1. 漁船海難の分類別発生状況(令和元年、過去10年間)
- 7-2. 漁船の衝突・単独衝突・乗揚の原因別の傾向(過去10年間)
8. 貨物船、タンカーの海難発生状況(令和元年、過去10年間)

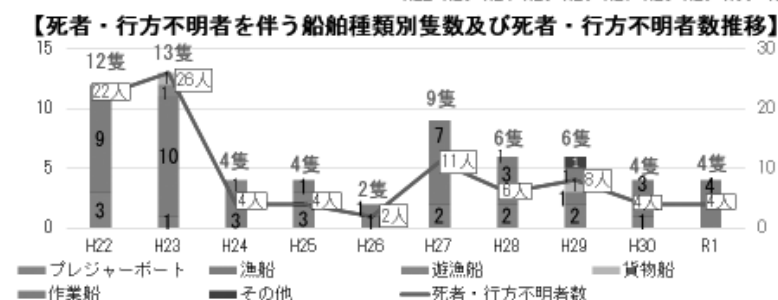
1.船舶種類別及び死者・行方不明者数(令和元年、過去10年間) 海上保安庁



令和元年の船舶海難隻数は342隻であり、プレジャーボート158隻(前年+11)、漁船101隻(前年-7)、貨物船37隻(前年-15)、遊漁船14隻(前年-2)の順となっています。また、小型船舶(プレジャーボート、漁船、遊漁船)による海難は全体の約8割を占めています。

海難隻数の推移をみると、減少傾向にあり、令和元年は前年より28隻減少しています。

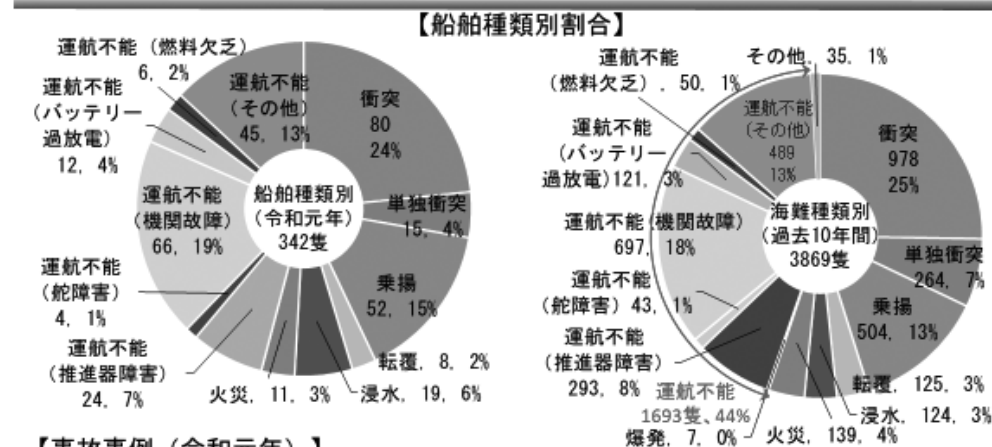
船舶種類別の推移をみると、漁船、貨物船は一定の減少傾向がみられますが、プレジャーボートについては増減を繰り返しており、顕著な傾向はみられません。



令和元年の死者・行方不明者数は前年と同じく4人(4隻)であり、過去10年間では91人(64隻)となっています。

船舶種類別の死者・行方不明者数をみると、漁船56人(62%)、プレジャーボート15人(17%)、貨物船12人(13%)、遊漁船3人(3%)の順となっており、過去には複数乗り組みの漁船で多くの方が死亡・行方不明となる事故が発生しています。

2.海難種類別(令和元年、過去10年間)及び事事故事例(令和元年) 海上保安庁



令和元年の海難種類別隻数は、衝突・単独衝突95隻(前年-23)、運航不能(機関故障)66隻(前年-4)、乗揚52隻(前年+6)の順となっており、過去10年間においても同様の順となっています。

過去10年間において、衝突・単独衝突は概ね減少傾向で海難全体の32%を占め、また、運航不能(推進器・舵障害、機関故障、燃料欠乏、バッテリー過放電等)は全体の44%を占めています。

【事事故事例(令和元年)】

＜事例1＞

- ・漁船同士の衝突(1名死亡)
- ・発生月：10月
- ・概要：操業を終え、漁港向け帰港中の漁船A丸(2名乗り)と、漂泊中の漁船B丸(1名乗り)が衝突し、漁船B丸船長が船上に倒れており、病院に搬送されるも死亡。

＜事例2＞

- ・プレジャーボートの運航不能(荒天難航)
- ・発生月：11月
- ・概要：1名乗船のうえ、漂泊遊漁中のところ、風が急激に強くなり波も高くなったことから帰港しようとするも船体が激しく揺られ、操縦困難目つ不安を感じたことから救助を要請。巡視艇伴走警戒のもと、定係港に入港。

＜事例3＞

- ・ミニボートの浸水
- ・発生月：11月
- ・概要：2名乗船のうえ、遊漁を終えて帰港中のところ、燃料が欠乏したことから、漂泊のうえ持参していた携行缶で燃料補給中のところ、右後方から大きな波を受けて瞬く間に浸水。手動ポンプ等で排水を試みるも間に合わず、半沈状態となった。2名は救命胴衣を着用しており、ミニボートから離れ、泳いで岸に向かっていったところを付近航行船舶により救助された。

3.船舶種類別・海難種類別隻数(令和元年 前年比)

海難種類 船舶種類	単独衝突・衝突	乗揚	転覆	浸水	火災	爆発	運 航 不 能						その他	合計	死者・行方不明者数
							推進器障害	舵障害	機関故障	バッテリー過放電	燃料欠乏	その他			
貨物船	16 (25)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	7 (11)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	0 (0)	37 (52)	0 (0)
タンカー	6 (6)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (13)	0 (0)
旅客船	2 (5)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (10)	0 (0)
作業船	1 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	7 (1)	0 (0)
漁船	38 (41)	8 (16)	4 (2)	8 (4)	8 (7)	0 (0)	6 (10)	1 (0)	7 (6)	1 (1)	0 (2)	20 (19)	0 (0)	101 (108)	4 (3)
遊漁船	5 (11)	3 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (16)	0 (0)
プレジャーボート	24 (25)	24 (11)	3 (13)	10 (5)	1 (1)	0 (0)	14 (11)	1 (1)	43 (40)	11 (8)	6 (4)	21 (26)	0 (2)	158 (147)	0 (1)
その他	3 (4)	5 (6)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (1)	2 (7)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	14 (23)	0 (0)
合計	95 (118)	52 (46)	8 (15)	19 (11)	11 (13)	0 (1)	24 (26)	4 (3)	66 (70)	12 (9)	6 (6)	45 (50)	0 (2)	342 (370)	4 (4)
死者・行方不明者数	1 (0)	1 (0)	1 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (4)	

・上段の数字は令和元年、下段（ ）内の数字は平成30年の数値

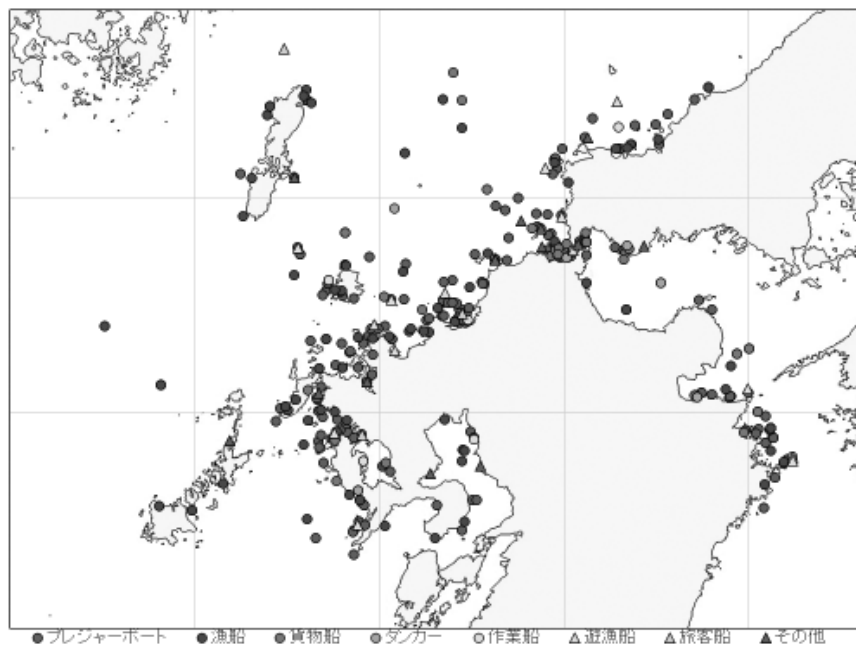
・船舶種類の「その他」は、貨物船、タンカー等に区分できないもの(例:軍艦、潜水艦、曳船、台船等)

・海難種類の「運航不能」は、運航に必要な設備の故障、燃料等の欠乏等により、船舶の運航に支障が生じたもの(推進器障害、舵故障、機関故障、機関取扱い不注意、バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流、操船技能不足、船体傾斜、走錨、荒天難航、その他)

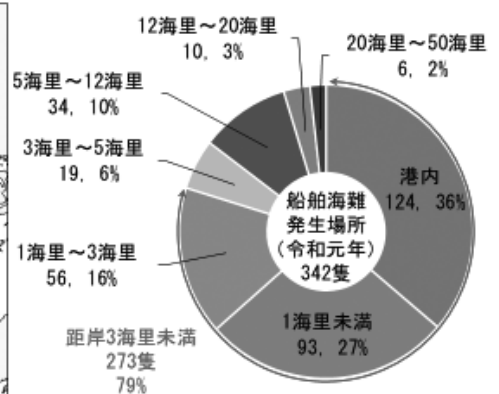
・海難種類の「その他」は、上記以外の船舶海難

4.船舶海難発生海域(令和元年)

【船舶海難発生位置図（令和元年）】



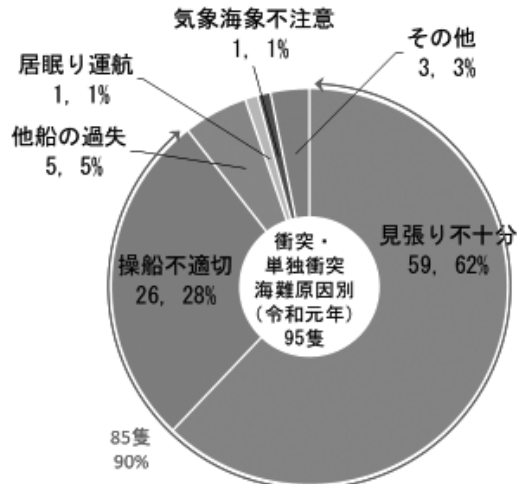
【船舶海難発生場所距岸別割合】



令和元年の船舶海難342隻のうち、273隻が距岸3海里未満の海域で発生しており、全体の約8割を占めています。

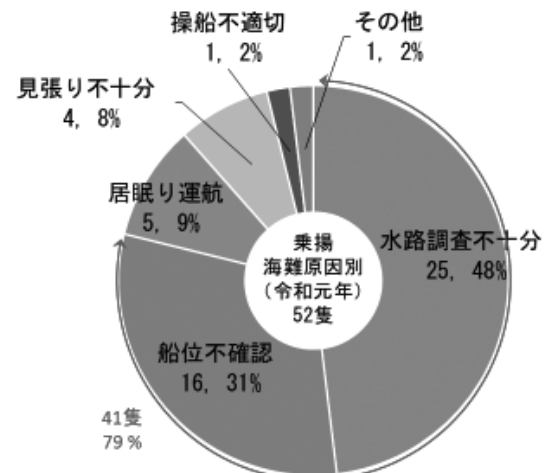
5-1.海難原因① 衝突・単独衝突 / 乗揚(令和元年)

【衝突・単独衝突海難原因別割合】



衝突・単独衝突の原因は、見張り不十分が59隻(62%)と最も多く、次いで操船不適切26隻(28%)となっており、これらで全体の約9割を占めています。

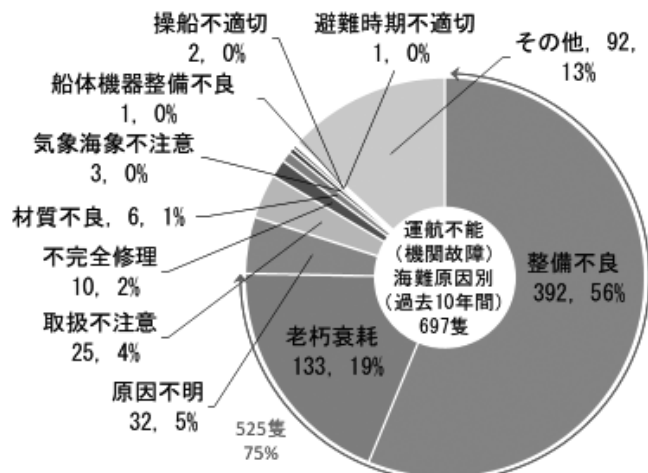
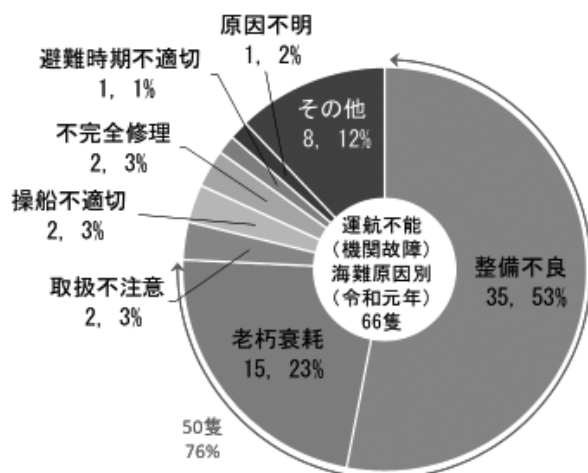
【乗揚衝突海難原因別割合】



乗揚の原因は、水路調査不十分が25隻(48%)と最も多く、次いで船位不確認16隻(31%)となっており、これらで全体の約8割を占めています。

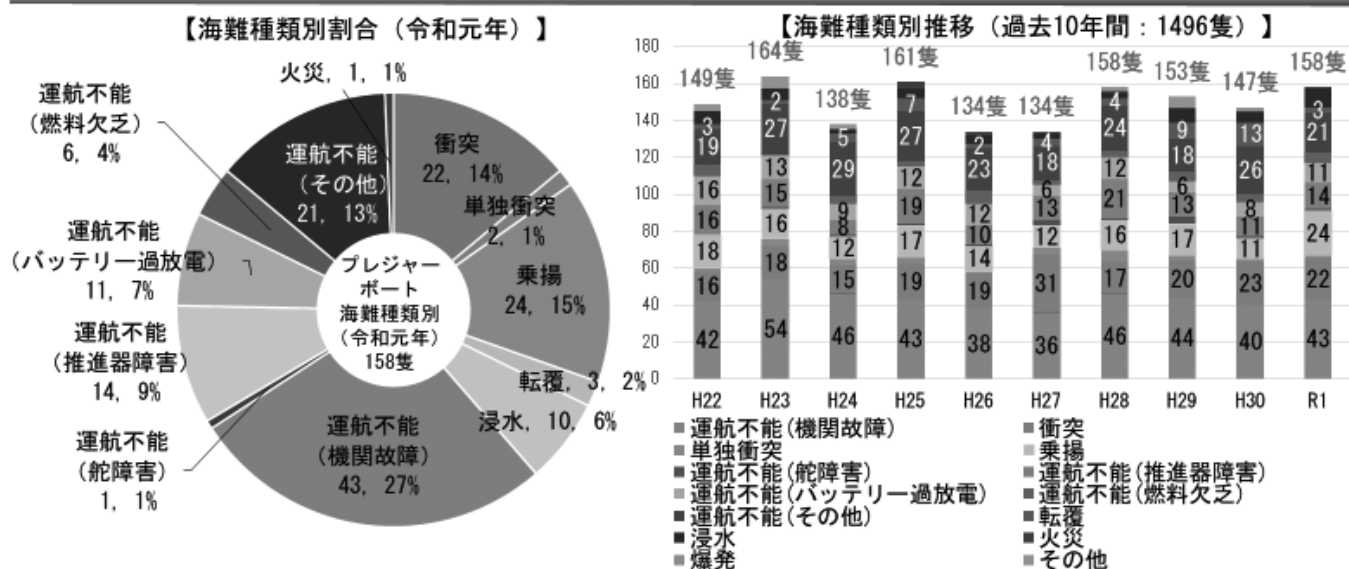
5-2.海難原因② 運航不能(機関故障)(令和元年、過去10年間)

【運航不能(機関故障)海難原因別割合】



令和元年における運航不能(機関故障)の原因は、整備不良が35隻(53%)で最も多く、次いで老朽衰耗15隻(23%)となっており、全体の約8割を占めています。
過去10年間においても同様の原因で全体の約8割を占めています。

6-1.プレジャーボート海難の分類別発生状況(令和元年、過去10年間) 海上保安庁

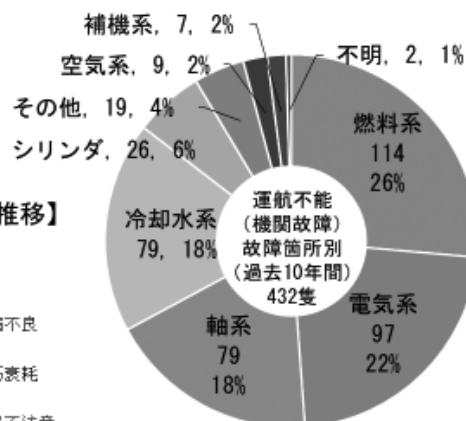


6-2.プレジャーボート運航不能（機関故障）の傾向（過去10年間） 海上保安庁

過去10年間のプレジャーボート海難で最も多かった運航不能（機関故障）は全体の約3割を占め、その原因別では、整備不良264隻（61%）、老朽衰耗77隻（18%）、取扱不注意18隻（4%）の順となっています。

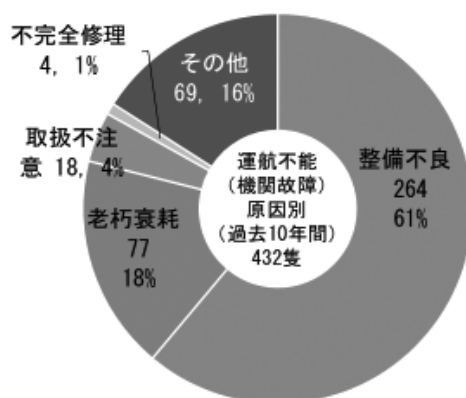
原因別の推移をみると、整備不良は減少傾向にあるものの、老朽衰耗が過去5年間で増加傾向にあります。

【運航不能（機関故障）故障箇所別割合】

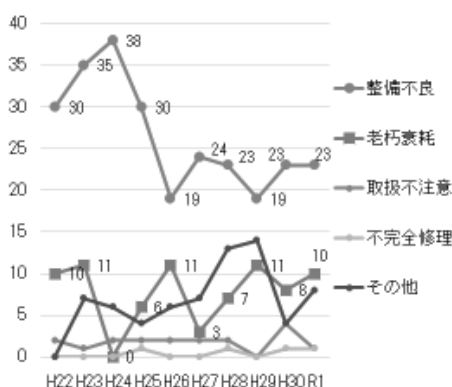


過去10年間の運航不能（機関故障）を故障箇所別にみると、燃料系114箇所（26%）、電気系97箇所（22%）、軸系及び冷却水系79箇所（18%）の順となっています。

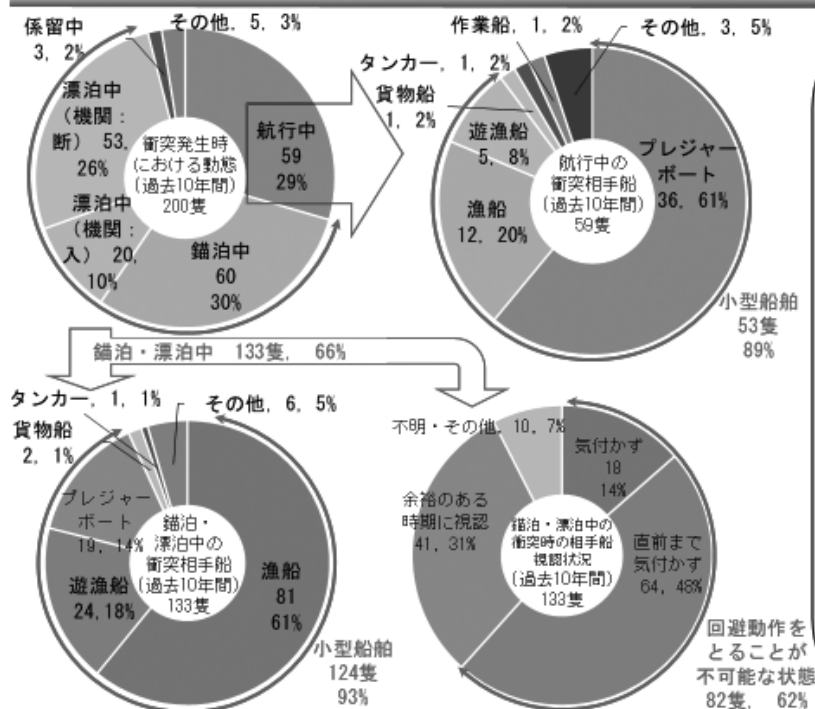
【運航不能（機関故障）原因別割合】



【運航不能（機関故障）の原因別推移】



6-3.プレジャーボート衝突の傾向(過去10年間)



過去10年間のプレジャーボートの衝突は、錨泊・漂流中に約7割発生しています。

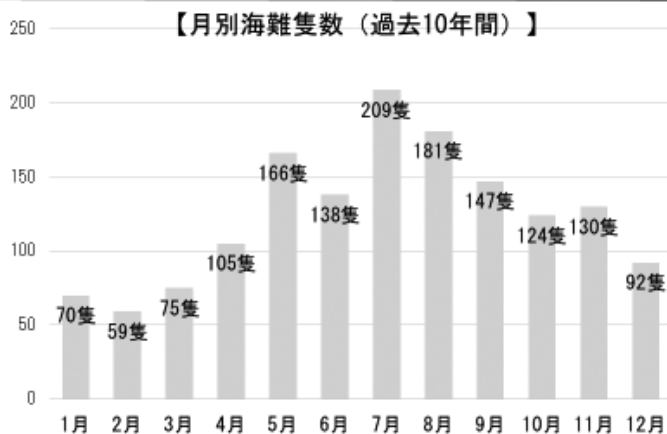
航行中のプレジャーボートの衝突相手船は、プレジャーボート36隻(61%)、漁船12隻(20%)の順になっており、小型船舶が約9割を占めています。

一方、錨泊・漂流中のプレジャーボートの衝突相手船は、漁船81隻(61%)、遊漁船24隻(18%)の順となっており、漁船との衝突が最多となっています。

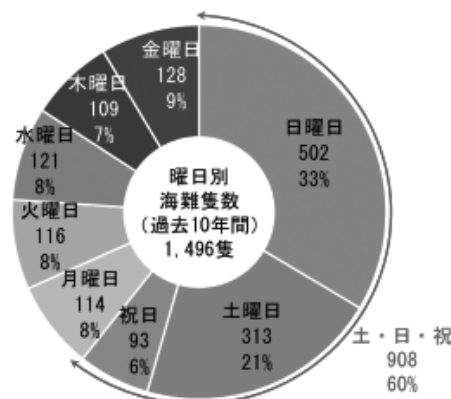
また、このときのプレジャーボート側の相手船の視認状況をみると、回避動作をとることが不可能な状態になるまで相手船に気付かなかった割合が約6割を占めています。

このことは、錨泊・漂流中のプレジャーボートが釣り等に没頭するあまり、周囲の見張りを怠ったことが原因と考えられます。また、余裕のある時期に視認しているにも関わらず衝突してしまう約3割は、相手船が避けてくれるだろうと思い込んで避航が遅れたことなどが原因と考えられます。

6-4.プレジャーボート海難の月別・曜日別の傾向(過去10年間)



【曜日別海難隻数 (過去10年間)】

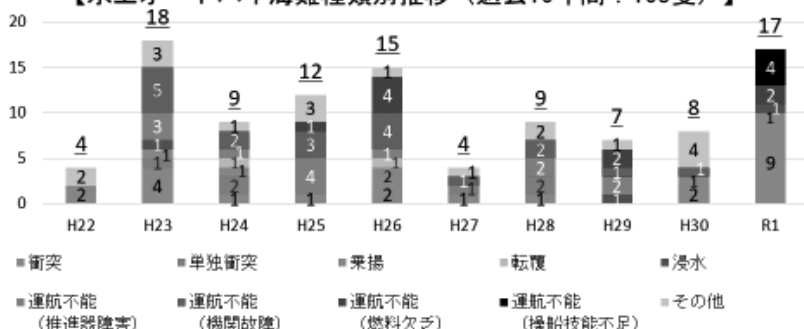


過去10年間のプレジャーボートの海難発生は、例年マリンレジャーが活発となるゴールデンウィーク(5月)と夏季(7月、8月)に多くなる傾向にあり、この3ヶ月で全体の約4割を占めています。一方、冬季(12月～3月)の海難発生隻数は少なくなっており、プレジャーボートでの活動が季節により増減する傾向が窺えます。

曜日別の海難隻数は、日曜日502隻(33%)、土曜日313隻(21%)の順となっており、これに祝日93隻(6%)を合わせると全体の6割を占める状況となっており、プレジャーボートの活動が土日祝日に集中していることが窺えます。

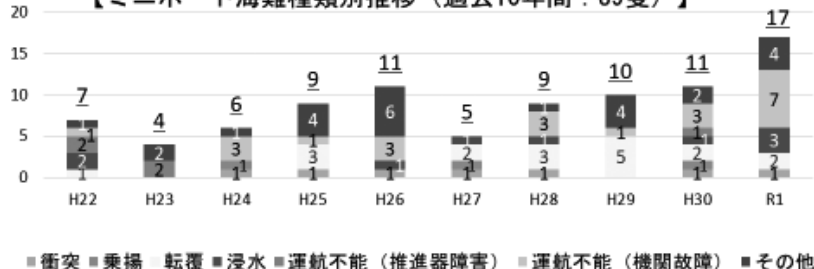
6-5.水上オートバイ、ミニボート海難の発生状況(過去10年間) 海上保安庁

【水上オートバイ海難種類別推移(過去10年間:103隻)】



過去10年間の水上オートバイの海難隻数は103隻で、令和元年は前年に比べ9隻増加の17隻と急増しています。過去10年間では衝突が2割以上と最も多く、衝突の相手船をみると、仲間同士での衝突がほとんどであり、仲間内での安易な接近が要因であることが窺えます。また、令和元年は、運航不能(操船技能不足)が4隻発生しており、転覆した水上オートバイを復元する際、誤った方向に回転させたことにより機関内へ海水が流入するといった技能、知識不足が要因となっています。

【ミニボート海難種類別推移(過去10年間:89隻)】

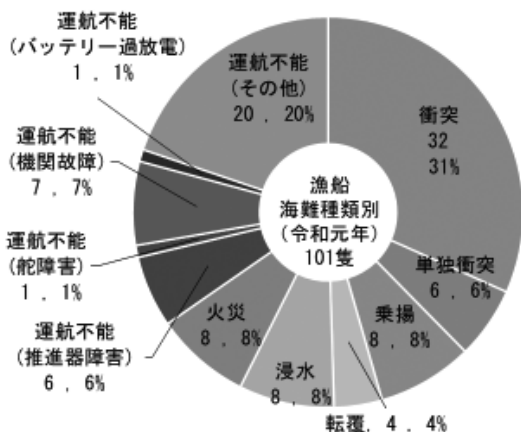


過去10年間のミニボートの海難隻数は89隻で、過去3年間は増加傾向にあり、令和元年は17隻と過去10年間で最も多くなっています。過去10年間の海難種類では、運航不能(機関故障)が最も多く、次ぎに転覆、浸水の順になっています。

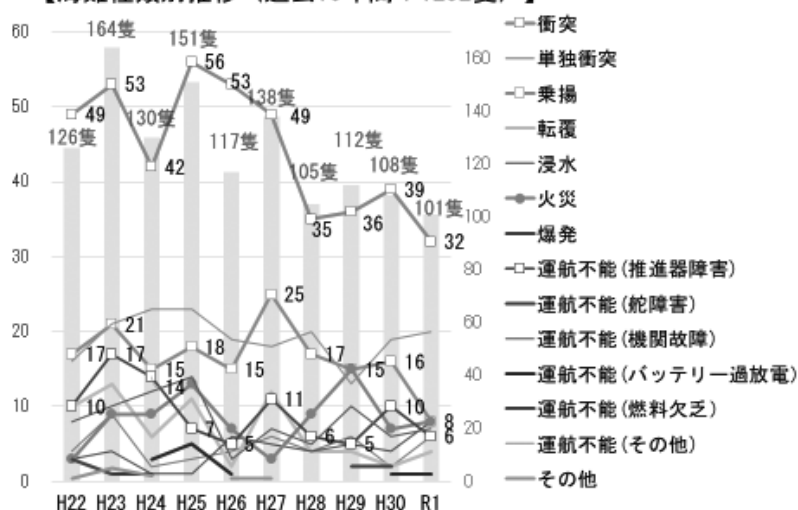
ミニボートとは、船体の長さが3m未満であり、かつ、推進器の出力が1.5kW(2.039馬力)未満の船舶をいいます。ミニボートは、小型船舶操縦士の免許や小型船舶検査・登録が不要であることも相まって、近年、利用者が増加しています。

7-1.漁船海難の分類別発生状況(令和元年、過去10年間) 海上保安庁

【海難種類別割合】



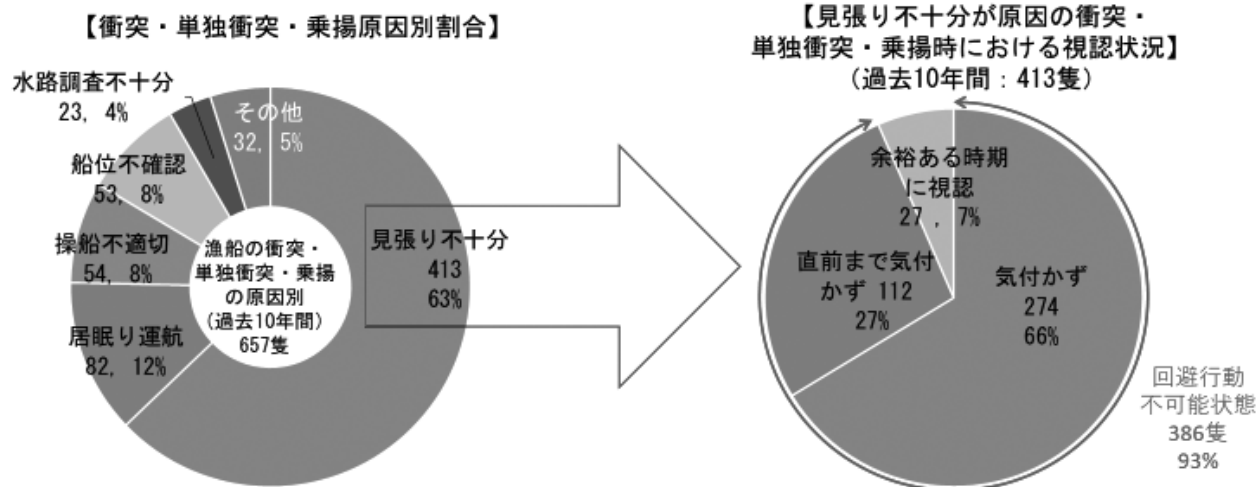
【海難種類別推移(過去10年間:1252隻)】



令和元年の漁船海難を海難種類別にみると、衝突・単独衝突が38隻(37%)と最も多く、次ぎに乗揚、浸水、火災の8隻(8%)の順になっています。

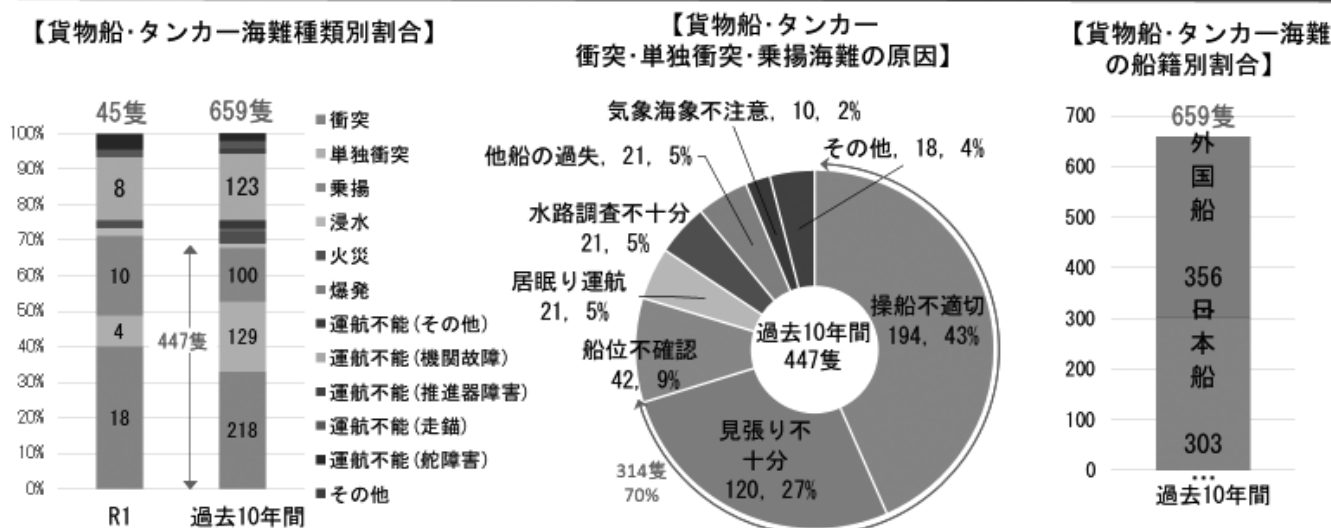
過去10年間(1252隻)でみると、衝突・単独衝突490隻(40%)、乗揚167隻(13%)、運航不能(推進器障害)91隻(7%)の順で発生しており、衝突・単独衝突及び乗揚で657隻(53%)を占めています。

7-2.漁船の衝突・単独衝突・乗揚げの原因別の傾向(過去10年間) 海上保安庁



過去10年間の漁船の衝突・単独衝突・乗揚げ海難を原因別にみると、見張り不十分413隻(63%)、居眠り運航82隻(12%)、操船不適切54隻(8%)の順となっています。
見張り不十分が原因であった413隻のうち、回避行動をとることが不可能な状態である「気付かず」、「直前まで気付かず」の割合が386隻(93%)と9割以上を占めています。

8.貨物船・タンカーの海難発生状況(令和元年、過去10年間) 海上保安庁



令和元年の貨物船・タンカーの海難を海難種類別にみると、衝突・単独衝突22隻(前年-9)が最も多く、次いで乗揚げ10隻(前年±0)、運航不能(機関故障)8隻(前年-7)の順であり、過去10年間においても同様となっています。
過去10年間において、衝突・単独衝突・乗揚げの原因をみると、操船不適切・見張り不十分で約7割を占めており、また、船籍をみると、外国船籍が54%を占めています。

5 令和2年度西日本海難防止強調運動実施計画

令和2年6月22日

西日本海難防止強調運動推進連絡会議

1 西日本海難防止強調運動の趣旨

海難事故を防止するには、船舶運航に関わる者はもとより広く国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

また、平成28年3月11日、交通安全対策基本法に基づく第10次交通安全基本計画が決定され、海上交通分野の目標として、

- 2020年代中に我が国周辺で発生する海難隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く）を第9次計画期間の年平均（2,256隻）から約半減（1,200隻以下）することを目指すこととし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和2年までに少なくとも2,000隻未満とする。

- ふくそう海域※における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数100万隻あたり、76隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。

※東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港における船舶が多数通航する海域が掲げられたところである。

全国的な海難の傾向としては、事故船舶の種類別の割合をみると、小型船舶（プレジャーボート、漁船及び遊漁船）が全体の約7割強を占めており、北部九州・山口地方（七管区内）においても同様な状況にあるが、地域ごとの傾向としては、海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異なったものとなっている。

以上を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大状況を受けた各県知事からの感染拡大防止のための要請に留意し、「新しい生活様式」を実践したうえで、令和2年度においては地域特性に応じ創意工夫を凝らしつつ、次の海難防止運動を官民一体となって展開するものとする。

なお、地域毎に日々刻々と変化する新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、各活動毎の実施可否を検討したうえで、自粛も考慮するものとする。

◆海の事故ゼロキャンペーン

◆夏季安全推進運動

◆秋季安全推進運動

◆地区連絡会議が定める海難防止運動

2 各運動の方針

(1) 海の事故ゼロキャンペーン

① 実施期間

令和2年7月16日(木)～7月31日(金)

② 運動目的

全国海難防止強調運動実行委員会から示された運動方針を踏まえ、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって推進することとする。

③ 重点事項

イ 「小型船舶の海難防止」

ロ 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

ハ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

ニ 「荒天時における走錨等に起因する事故の防止」※令和2年度から実施

④ 推進項目

イ 「小型船舶の海難防止」について

(a) 小型船舶の発航前検査の徹底

令和元年度における七管区内のプレジャーボートによる海難は、海難全体の約5割を占めており、発生した海難の種類別では、運航不能（機関故障）、衝突、乗揚げが多い。

過去10年間ににおける七管区内の運航不能（機関故障）の主原因として整備不良によるものが約6割を占めているため、発航前に船体、機関等の点検を行うことの徹底及び整備業者等による定期的な点検整備の推奨を図る。

(b) 小型船舶の常時適切な見張りの徹底

過去10年間ににおける七管区内のプレジャーボートの衝突では、約7割が停止中（錨泊又は漂泊中）に発生し、相手船を避けるための回避行動をとる事が不可能になるまで気付いていない割合が約6割である。

また、漁船は衝突、単独衝突、乗揚げが多く、約6割が見張り不十分によるものであり、そのうち見張りをしていない又は直前まで見ていないことによるものが約9割を占めていることから、常時適切な見張り及び自らの早期避航の徹底を図る。

ロ 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」について

(a) 常時適切な見張りの徹底

七管区内における見張り不十分による衝突海難は、衝突海難全体の約6割を占めており、依然として後を絶たない状況にあることから、航行又は漂泊中における常時適切な見張り及びBRM励行の徹底を図る。

(b) 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・ VHF や汽笛信号等を活用する
- ・ AIS 情報を活用するとともに、正しい情報を入力する

ハ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」について

海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く②速やかな救助を要請するという２点が必要不可欠であることから、自己救命策確保〔ライフジャケット常時着用、連絡手段確保（GPS 機能（位置情報）ON、防水及び防水パック入り携帯電話の携行）、118 番等緊急電話番号の普及〕に関する周知の徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成 30 年 2 月 1 日から同法が定める遵守事項（以下「遵守事項」と称す。）のうち、小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されることも踏まえて、救命胴衣の着用の徹底を図る。

ニ 「荒天時における走錨等に起因する事故の防止」について

走錨等に起因する事故防止のために船舶の取るべき選択肢等を明らかにしたガイドラインを活用し、官民が一体となって船上対応や運航管理に関する教育・啓発活動、教育機関での利用、荷主等への協力要請を行い、事故防止に係る取り組みの徹底を図る。

⑤ 実施事項

本会議及び地区海難防止強調運動推進連絡会議を構成する機関等と連携して、次の事項を実施する。

イ 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、広く国民一般を対象とし、次の事項を参考とした活動を実施する。

(a) 報道機関による広報

運動を広く周知するには、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関による広報媒体の積極的な活用が非常に効果的であることから、各海上保安部署の実情に応じ出動式及び集中指導・周知活動を行うこととし、前広に同出動式等に関する広報を実施する。

(b) 国民の目につきやすい場所における広報

官公署、駅、フェリーターミナル、各種イベント会場等においてポスター、立看板、電光表示板等を効果的に活用した広報を実施する。

(c) 広報誌等による広報

地区推進連絡会議を構成する団体、事業所等の発行する広報誌、ホームページ等による広報を実施する。

(d) 各種行事の企画、参加による広報

i 各地区において開催される各種行事において、ポスターの掲示依頼及びリーフレットを配布し広報を実施する。

ii 地元FM放送局やケーブルテレビ局に関係者が出演する等、地域に密着した広報を実施する。

※上記広報において、例えばホームページによる場合は、海難種類の説明や具体的事例を掲載する等により、国民が海難をイメージし易くする手法も考慮する。

ロ 安全に関する指導、教育、訓練

各地区において特徴的な海難事例を紹介するなど、操船者自身が事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう効果的に次の項目を実施する。

(a) 訪船・現場指導

訪船・現場指導（合同パトロールを含む）を行い、前記イ(イ)の推進項目を指導する。

(b) 企業等訪問

旅客船、危険物取扱業者、漁業協同組合、マリーナ等を訪問し、推進項目実施を指導する。

(c) 各種講習会

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、海難防止講習会や、海上安全教室等を実施する。

(d) 訓練

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携し、人命救助訓練等を実施する。

(2) 夏季安全推進運動

① 実施期間

令和2年7月16日(木)～8月31日(月)

② 運動目的

プレジャーボートの海難発生隻数を減少させるため、マリンレジャー活動による海難が増加傾向にある夏季に、プレジャーボートの関係者に対する安全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

③ 重点事項

- イ 発航前検査の徹底
- ロ 錨泊・漂泊中を含む常時適切な見張り及び早期避航の徹底
- ハ 気象・海象情報の入手活用
- ニ 自己救命策確保の推進
- ホ 遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

④ 実施事項

関係官庁又は団体等と連携し、操船者自身が事故防止意識の高揚を図るような活動となるよう次の事項を実施する。

- イ 海難防止講習会の開催
- ロ 合同パトロール、訪船・現場指導の実施
- ハ ポスター等による運動周知

(3) 秋季安全推進運動

① 実施期間

令和2年10月1日(木)～10月31日(土)

② 運動目的

同時期に実施される「全国漁船安全操業推進月間」に併せ、沿岸域を操業(活動)の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、気象・海象状況が厳しくなる冬季を前に、小型漁船船長を始めとする漁業関係者に対する安全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

③ 重点事項

- イ 常時適切な見張りの徹底
- ロ 早期避航等適切な操船の励行
- ハ 気象・海象情報の入手活用
- ニ 自己救命策確保の推進
- ホ 遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

④ 実施事項

所属する漁業協同組合のみならず、海事関係行政機関等と連携し、次の事項を実施する。

- イ 海難防止講習会の開催
- ロ 合同パトロールの実施
- ハ ポスター等による運動周知

(4) 各地区連絡会議が定める海難防止運動

① 運動の趣旨

平成 22 年度から、地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための運動や施策を地区ごとに企画立案し、展開してきた。

例年発生する海難の特徴として、船種別でみると関門海域においては貨物船、福岡県西方、佐賀県北部及び長崎・佐世保海域においてはプレジャーボート、山口県北部、大分県、有明海、対馬及び五島海域においては漁船の海難が最も多く発生しており、地区ごとに海域の特殊性や通航船舶の実態等の違いにより、その特徴は異なった内容となっている。

したがって、海難発生傾向に応じた海難防止対策や海難防止思想の普及を行うことは、海難減少に繋がる効果的な対策の一つであると思料されることから、本年度においても地区ごとに海難防止運動を企画立案し展開する。

なお、実施に際しては、操船者自身の事故防止意識の高揚及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知の徹底を図るような活動となるよう検討する。

② 運動の名称及び実施期間等

地区ごとに、「運動の名称」「実施期間」「対象者（船舶）」「重点事項」等の事項を審議のうえ策定し、本年度内に各地区連絡会議構成者が連携のうえ官民一体となって実施する。

3 その他

近年の国際社会を取り巻くテロ情勢は、世界各地で不特定多数の民間人を標的としたテロが相次いで発生している状況の中、来年に延期開催予定の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」を代表とする様々な国際的な催しが国内で開催される計画となっている。

これらテロを防止するためには、管内沿岸部の状況を時期ごとによく把握して、沿岸域の監視体制を強化することが重要となってくるが、周囲を海に囲まれた当管区にとって、広大な海域及び長大な海岸線を官勢力だけで監視することは非常に困難といわざるを得ない。

このため、本運動における、マリーナ・漁業協同組合への訪問指導或いは海難防止講習会等のあらゆる機会をとらえ、テロ等の情報の収集を行うとともに、官民一体となった沿岸海域の監視体制を構築する。

2-2-2 令和2年度 南九州海難防止強調運動推進連絡会議

本年は、書面により報告・意見照会がなされ5月22日実施計画が策定された。

1 議 題

- ① 過去5ヵ年（平成27年～令和元年）の海難発生状況
- ② 令和元年度南九州海難防止強調運動実施結果
- ③ 令和2年度南九州海難防止強調運動実施計画（案）

2 構成者

2-1 地区代表

熊本県海難防止対策推進連絡会議 会長	藤 森 隆 美
宮崎県北部地区海難防止強調運動推進連絡会 会長	是 澤 喜 幸
宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会 会長	江 藤 久 義
鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会議 会長	宮 内 和一郎
串木野地区海難防止強調運動推進連絡会議 会長	濱 崎 義 文
奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議 会長	奥 田 忠 廣

2-2 関係官公庁

鹿児島地方気象台長	益 子 直 文
熊本運輸支局長	松 野 完 治
宮崎運輸支局長	中 原 禎 弘
鹿児島運輸支局長	脇 野 正 博
熊本県農林水産部長	竹 内 信 義
宮崎県農政水産部長	大久津 浩
鹿児島県商工労働水産部長	五 田 嘉 博

2-3 海上保安庁関係

熊本海上保安部 交通課長	浦 川 和 久
日向海上保安署 次長	小 嶋 健 悟
宮崎海上保安部 交通課長	濱 口 幸太郎
鹿児島海上保安部 交通課長	岩 本 大 樹
串木野海上保安部 交通課長	中 村 悟
奄美海上保安部 交通課長	緒 方 猛

2-4 主催者

（公社）西部海難防止協会 会長	高 祖 健一郎
海上保安協会南九州地方本部 本部長	森 博 幸
第十管区海上保安本部長	一 條 正 浩

3 過去5ヵ年（平成27年～令和元年）の海難発生状況

海難の発生状況

第十管区海上保安本部交通部
令和2年5月

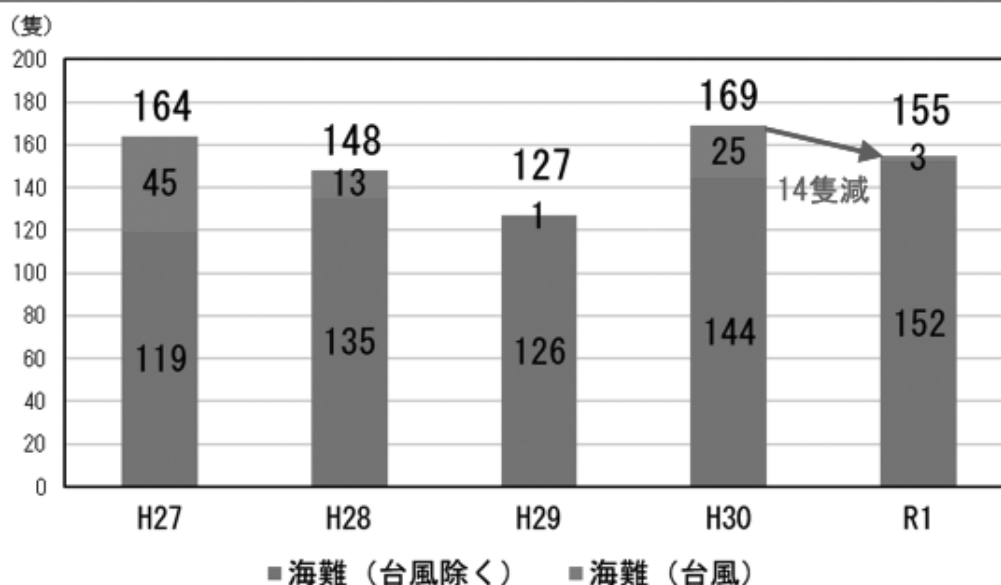
JCG 海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

1. 船舶海難発生状況の推移

JCG 海上保安庁

- 令和元年※の全国の船舶海難発生隻数は2,058隻
- 令和元年の第十管区内における船舶海難発生隻数は155隻

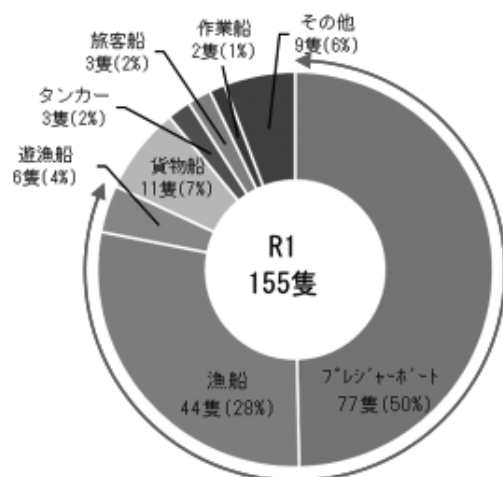
※令和元年：平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間



2. 船舶種類別海難発生状況

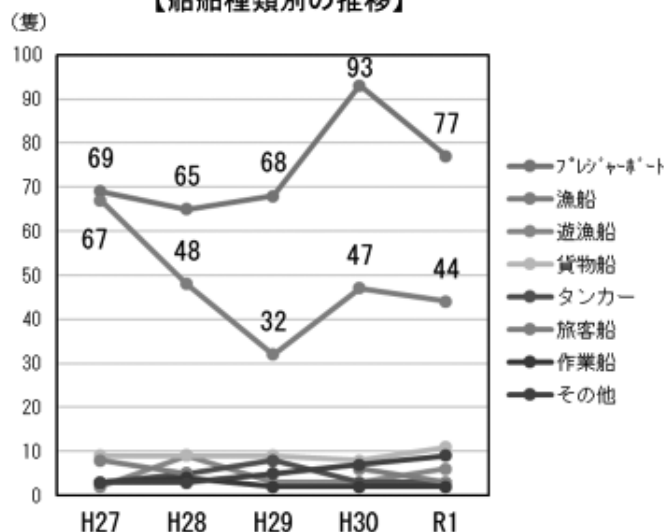
- 令和元年の船舶海難のうち船舶種類別の割合を見ると、小型船舶(プレジャーボート、漁船、遊漁船)だけで127隻、全体の82%を占める。
- 特にプレジャーボート及び漁船は、過去5年間の統計においても常に突出している。

【船舶種類別の割合】



小型船舶だけで127隻、全体の82%

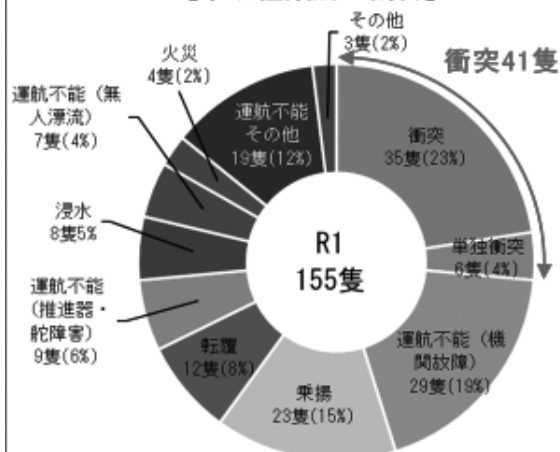
【船舶種類別の推移】



3. 事故種類別海難発生状況

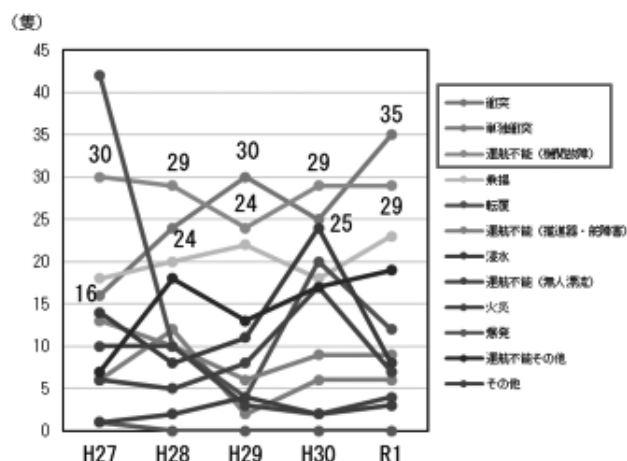
- 令和元年の船舶海難のうち事故種類別の割合を見ると、衝突(単独衝突を含む)が最も多く、ついで運航不能(機関故障)、乗揚、転覆の順となる。
- 過去5年間の統計においても、衝突、運航不能(機関故障)が多い。

【事故種類別の割合】



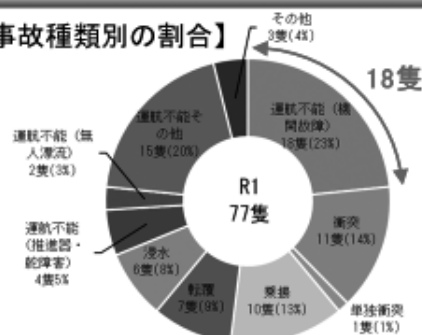
衝突41隻中22隻(半数)が見張り不十分

【事故種類別の推移】



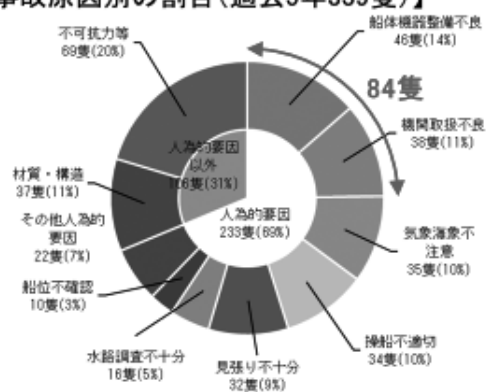
4. プレジャーボート海難の推移(台風除く)

【事故種類別の割合】

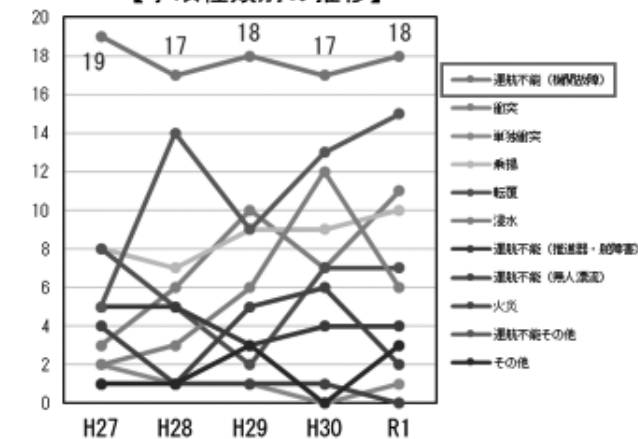


- 令和元年のプレジャーボート海難のうち事故種類別の割合を見ると、機関故障による運航不能が多い。
- 過去5年間の事故原因別に見ると、船体機器整備不良、機関取扱不良が多い。

【事故原因別の割合(過去5年339隻)】

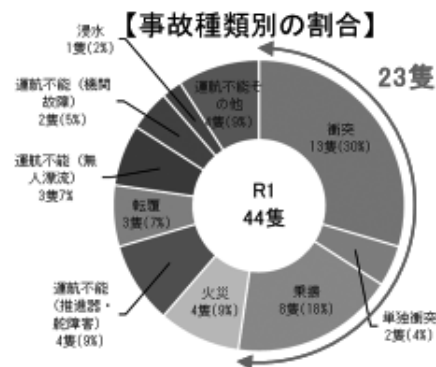


【事故種類別の推移】



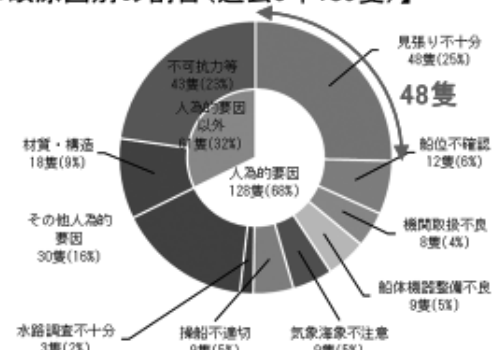
5. 漁船海難の推移(台風除く)

【事故種類別の割合】

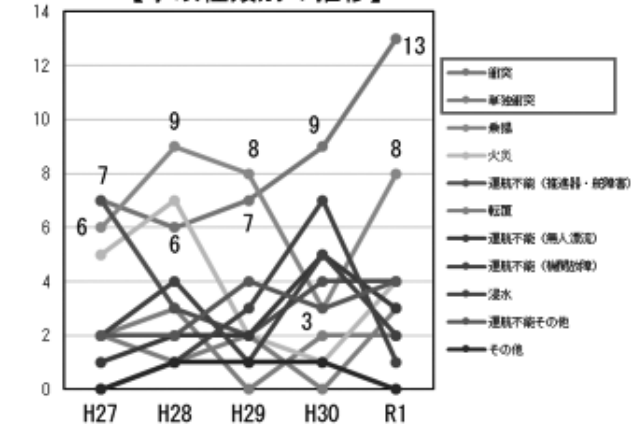


- 令和元年の漁船海難のうち事故種類別の割合を見ると、衝突、乗揚が多い。
- 過去5年間の事故原因別に見ると、見張り不十分が多い。

【事故原因別の割合(過去5年189隻)】

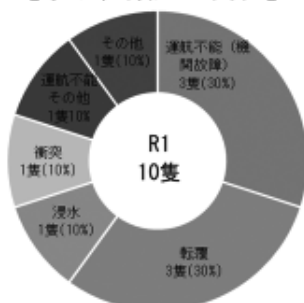


【事故種類別の推移】



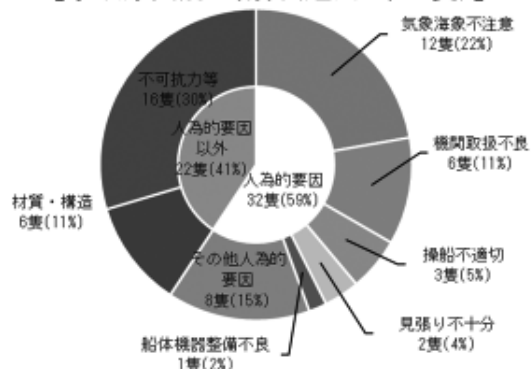
6. ミニポート海難の推移(台風を除く)

【事故種類別の割合】

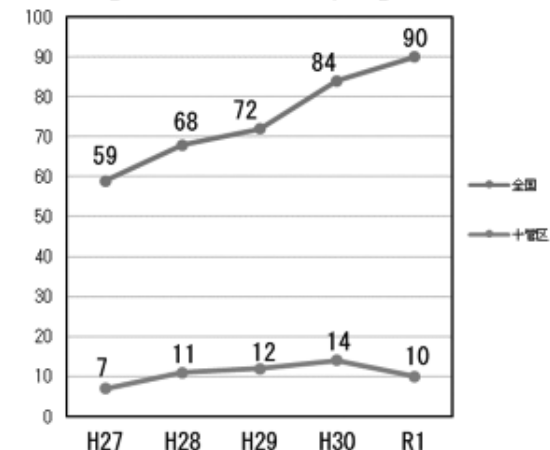


- ・ ミニポート海難は全国的に年々増加傾向
- ・ 令和元年のミニポート海難のうち事故種類別の割合を見ると、運航不能(機関故障)、転覆が多い。
- ・ 過去5年間の事故原因別に見ると、気象海象不注意、機関取扱不良が多い。

【事故原因別の割合(過去5年54隻)】



【ミニポート海難の推移】



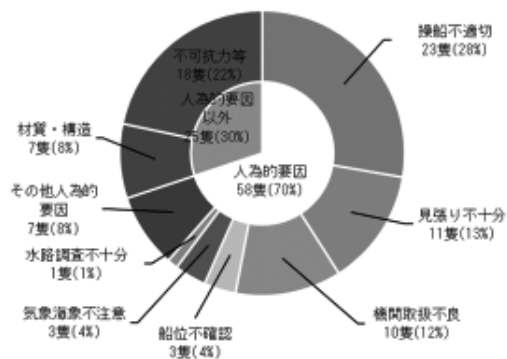
7. 小型船舶以外の海難の特徴(台風を除く)

【事故種類別の割合】

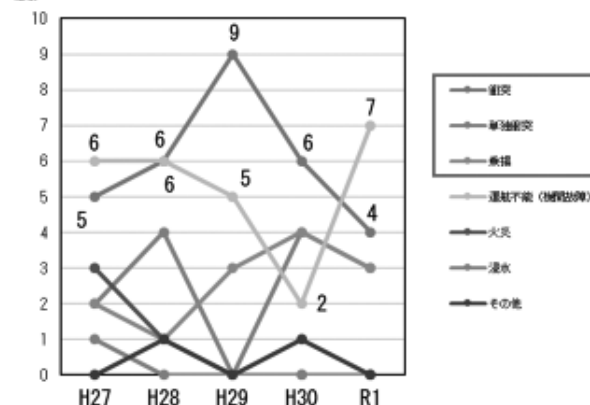


- ・ 大型船舶(貨物船、タンカー、旅客船)の海難では、衝突、乗崩が多く発生し、操船不適切や見張り不十分が原因となっている。

【事故原因別の割合(過去5年83隻)】



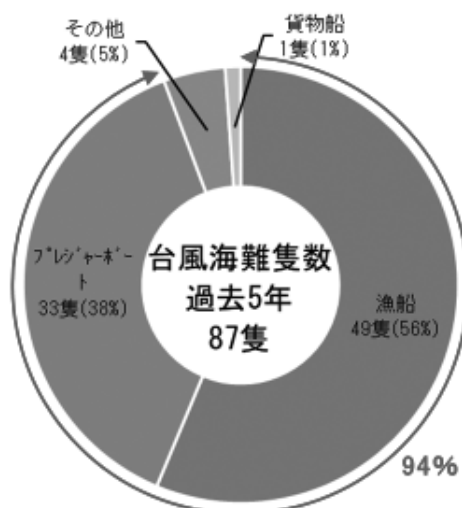
【事故種類別の推移】



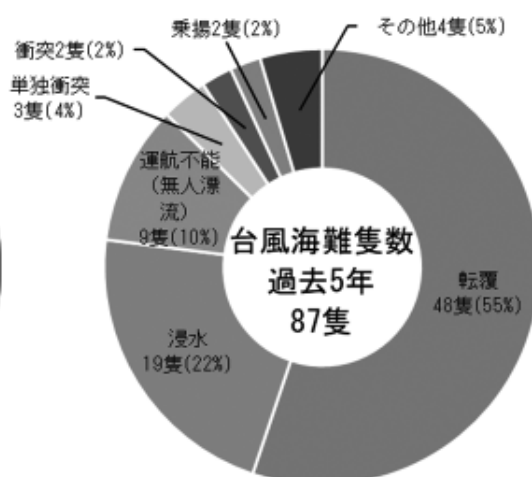
8. 台風による海難の特徴

- 過去5年で台風下の船舶海難は87隻であり、漁船、プレジャーボートが全体の94%を占める。
- 事故種別では、係留中の転覆、浸水が多い傾向にある。

【船舶種類別の割合】

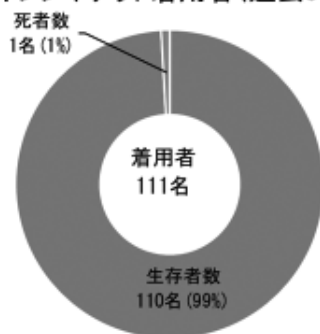


【事故種類別の割合】



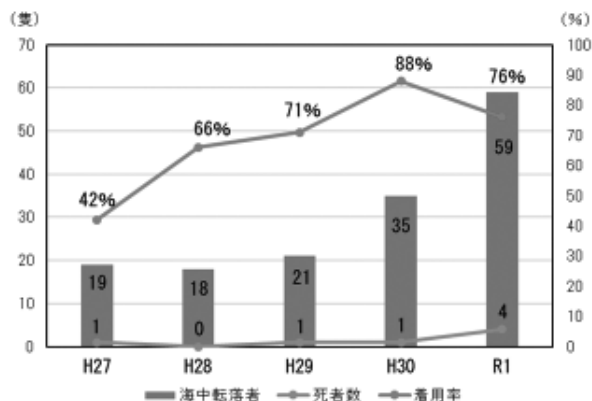
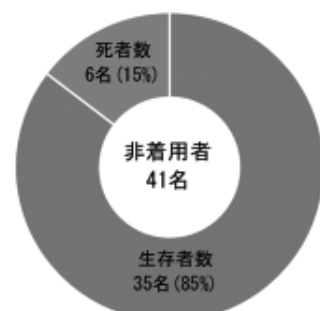
9. 小型船舶からの海中転落者のライフジャケット着用率

【ライフジャケット着用者(過去5年)】



- 船舶海難に伴う小型船舶(プレジャーボート、漁船、遊漁船)からの海中転落者の約8割がライフジャケットを着用している。
- 過去5年で海中転落者は152名であり、ライフジャケット着用・非着用別で見ると、着用者の方が死亡者が少ない。

【ライフジャケット非着用者(過去5年)】



4 令和元年度南九州海難防止強調運動実施結果

熊本県海難防止推進連絡会

本県では、期間にかかわらず、「県下の小型船乗船者の救命胴衣100%着用」を重点項目としています。



熊本県での令和元年の主な活動内容

官の連携、官民一体となった活動の一環として

- ・熊本運輸支局、日本小型船舶機構三角支部、熊本海上保安部とのマリナー訪問による三機関合同パトロール
- ・熊本県漁業協同組合連合会、日本漁船保険組合熊本県支所、川口漁業協同組合、河内漁業協同組合、九州運輸局、熊本県農林水産局、熊本運輸支局、熊本海上保安部との救命胴衣着用啓発合同パトロール
- ・熊本ポートショーでの若年層に対する海難防止啓発活動等を実施しました。



宮崎県北部地区海難防止強調運動推進連絡会



外国人漁業実習生に対する海難防止講習会



安全推進活動



FMQの出演



海上安全教室



サーファーへの安全指導



海上安全教室

4月26日の「モーニング 76.7」に日向海上保安署より、署員の林尚樹（はやし・たかき）さんと地域防災対策官の園水直希（くるま・なおき）さんがゲスト出演。
今回はスタジオで、「海での事故防止」と「自己救命3つの基本」について教えていただきました。

令和元年度の主な活動内容

- ・海難防止講習会の実施
- ・ラジオを利用したの周知活動
- ・水上安全教室の実施
- ・サーファーに対する安全指導 等

宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会



FW安全講習会



宮崎ケーブルテレビ出演



海の事故ゼロキャンペーン周知活動



外国人漁業実習生に対する海難防止講習会



運輸支局と合同パトロール



海上安全教室

令和元年度の主な活動内容

- ・FW安全講習会 ・宮崎ケーブルテレビ出演 ・海の事故ゼロキャンペーン周知活動
- ・外国人漁業実習生に対する海難防止講習会 ・運輸支局と合同パトロール ・海上安全教室

串木野地区海難防止強調運動推進連絡会



【1】



【3】



【2】



【4】



【5】



【6】

主な活動内容

- ・一日海上保安官任命及び訪船指導【1】
- ・FMさつまさんだいの出演による安全周知活動【2】
- ・駅前大型モニターを活用した台風海難防止周知活【3】
- ・春一番による海難防止強調運動【4】
- ・串木野さのさ祭りを活用した海浜事故防止周知活【5】
- ・海上安全教室【6】
- ・海難防止講習会

鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会



児童、保護者に考えさせる海上安全教室(能動型)



官・民合同による事故ゼロキャンペーン周知活動



船艇職員連携による安全教室(体験型)



メディアを活用した周知活動



主な活動内容

- ・子供たちや保護者にも考えてもらう(能動型)海上安全教室(市内小学校等)を開始
- ・「マリンセーフティアンバサダー」任命、市内ショッピングモールにおいて官・民合同による事故ゼロキャンペーン周知活動
- ・TV、ラジオ出演による海浜事故防止にかかる周知安全啓発

奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議



海上安全指導員との海浜パトロール



海難防止講習会



警察との合同海浜パトロール



FM局出演



ステッカー配布



リーフレット配布

主な活動内容

- ・リーフレット・ステッカー配布
- ・海難防止講習会
- ・警察との合同海浜パトロール
- ・FM局出演による安全開発活動
- ・海上安全指導員との海浜パトロール



5 令和2年度南九州海難防止強調運動実施計画

南九州海難防止強調運動推進連絡会議

5-1 運動方針

船舶海難の防止のためには、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運や漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対しても、広く海難防止思想の普及、高揚を図る必要があるが、そのためには、地域の特性を踏まえたきめ細かな運動を地域全体が一丸となって推進することが必要である。

本運動の実施にあたっては、令和2年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施計画の内容を踏まえつつ、小型船舶（ミニボートを含むプレジャーボート、漁船及び遊漁船）による事故が多い等の南九州地方の特性を踏まえた独自の海難防止運動を盛り込んだ運動を定め、南九州地方の官民が一丸となった運動を強力に推進していくこととする。

なお、今後の新型コロナウイルス感染の影響を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、各県の対応等に留意のうえ活動することとする。

5-2 「海の事故ゼロキャンペーン」にかかる推進項目

(1) 実施期間

令和2年7月16日（木）から31日（金）

(2) 推進項目

① 小型船舶の海難防止

● 発航前点検の徹底（プレジャーボート）

プレジャーボートによる船舶海難が全体の半数を占め、中でも機関故障による運航不能が多い。

また、それらはバッテリーの過放電や燃料欠乏を含む機関の整備不良など人為的要因（ヒューマンエラー）によるものが多いことから、「発航前点検の徹底」について啓発を図る。

● 適切な見張りの徹底（漁船、遊漁船）

漁船による船舶海難が全体の3割を占め、中でも衝突が多い。

また、それらは見張り不十分（居眠り運航を含む）によるものが多いことから、「常時適切な見張りの徹底」について啓発を図る。

● 転覆・浸水事故の防止（ミニボート）

ミニボートによる船舶海難は、転覆と浸水で全体の4割を占めている。

また、それらは気象海象不注意によるものが多いことから、気象海象の常時把握について啓発を図る。

さらに、ミニボート運航者には交通ルールや海に関する基礎的な素養が不足している者が多数見受けられることから、併せて基礎的素養の付与に努める。

② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

● 常時適切な見張りの徹底

貨物船、タンカー等の大型船による海難は衝突海難の割合が高い。

また、それらは見張り不十分（居眠り運航を含む）によるものが多いことから、「見張りの徹底」について啓発を図る。

● 船舶間コミュニケーションの促進

大型船による衝突海難では、単純な操船ミスによるものを除くと、ほとんどのケースで相手船とのコミュニケーション不足が一因となっていることから、次の点を重点に啓発を図る。

- ・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとること
- ・ VHF や汽笛信号等を活用すること
- ・ AIS 情報を活用するとともに、AIS には正しい情報を入力すること

③ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

海中転落者の安全確保のためには、①海上に浮くこと、②速やかに救助を要請すること、の2点が不可欠であることから、自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118 番への速報）の周知徹底を図る。

なお、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う小型船舶乗船者の救命胴衣着用義務範囲の拡大（平成 30 年 2 月 1 日から）についても併せて周知徹底を図ること。

④ 荒天時における走錨等に起因する事故の防止

走錨等に起因する事故防止のために、船舶がとるべき選択肢等を明らかにしたガイドライン（「走錨事故防止ガイドライン」及び「走錨事故防止ガイドライン（小型内航船用）」）を活用し、官民が一体となって船上対応や運航管理に関する教育・啓発活動、教育機関での利用、荷主等への協力要請等を行い、事故防止に係る取組の徹底を図る。

(3) 実施内容

① 広報活動

● マスメディアを活用した啓発

広く国民に対して海難防止思想の普及、高揚を図るためにはマスメディア

を通じた広報が非常に有効であることから、これらの取材を念頭においた啓発活動、出動式等を積極的に行う。

また、コミュニティ FM やケーブル TV 等の地域に密着したマスメディアに対しても積極的な啓発や出演しての啓発を働きかける。

- 国民の目につきやすい場所における啓発

官公署、駅、フェリーターミナル、各種イベント会場等の人が集まる場所において、ポスター、立看板、電光掲示板による啓発を行う。

- 広報誌等による啓発

地区推進連絡会議を構成する団体、事業者等が発行する広報誌、ホームページ等に啓発記事、バナー等を掲載する。

なお、ホームページによる啓発を行う場合は具体的な事例等を併せて掲載する等して、海難の恐ろしさが国民に伝わりやすいよう工夫すること。

- ② 安全に関する指導、教育、訓練

- 訪船・現場指導

訪船・現場指導（合同パトロール含む）を行い、前記 2 (2) の推進項目を指導する。

- 企業等訪問

旅客船、危険物取扱業者、漁業協同組合、マリーナ等を訪問し、推進项目实施を指導する。

- 各種講習会

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、海難防止講習会や、海上安全教室等を実施する。

- 訓練

海難防止思想の普及に繋がるような効果的な実施方法を検討のうえ、小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携し、人命救助訓練等を実施する。

5-3 台風海難防止強調運動 ～来るぞ台風！備えはよいか!?～

- (1) 実施期間

令和 2 年 6 月 21 日（日）から 30 日（火）

- (2) 運動の目的

南九州地方の独自運動として、本格的な台風の時期を迎えるにあたり、海事関係者の台風に対する認識や海難防止意識を向上させ、台風による海難を未然に防止する。

(3) 重点項目

- ① AIS、海の安全情報やマスメディアによる台風情報の早期把握及び継続的な情報収集
- ② 早期避難及び保船対策の励行
- ③ 走錨を防ぐための安全対策の徹底
- ④ 適切な避泊場所の選定及び事前調査・検討の実施
- ⑤ 養殖漁場、港湾工事施設、貯木場等からの資材等の流出防止措置の徹底
- ⑥ 国際 VHF (ch16) の常時聴取
- ⑦ 「自己救命策 3 つの基本」の励行

(4) 実施内容

- ① 台風・津波対策協議会等の開催、情報共有
- ② ポスター、リーフレット等による運動の周知
- ③ 自治体広報誌等への記事掲載等による啓発
- ④ マスメディアを活用した啓発
- ⑤ 漁業協同組合等の海事団体を訪問しての啓発
- ⑥ 海難防止講習会や巡視船艇による訪船指導

5-4 地区ごとの特性を踏まえた実施計画の策定

各地区にあっては、上記 2 及び 3 の運動の実施に先立ち、それぞれの地区の海難の傾向等を踏まえた上で具体的な実施計画を策定すること。

2-2-3 令和2年度 沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

本年は、書面により報告・意見照会がなされ7月9日実施計画が策定された。

1 議 題

- ① 令和元年度の管内における船舶事故の発生状況及び令和2年度海の事故ゼロキャンペーン沖縄実施計画（案）について
- ② 令和2年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動（報告）及び次年度計画（案）について

2 構成者

2-1 海事関係者

(株)日本海洋資格センター 沖縄事務所 代表取締役	中 野 隆
日本小型船舶検査機構 沖縄支部 支部長	山 下 尚 文
(公社)琉球水難救済会 常務理事	永 吉 辰 也
沖縄県漁業協同組合連合会 代表理事専務	亀 谷 幸 夫
日本漁船保険組合 沖縄県支所 部長	屋比久 信 市
(一社)沖縄県漁業無線協会 事務局長	南風立 千枝子
(一社)沖縄旅客船協会 事務局長	前 里 正
(公社)沖縄海事広報協会 常務理事	宮 里 実
沖縄地方内航海運組合 専務理事	宮 里 実
全日本海員組合沖縄支部 沖縄支部長	漢 那 太 作
沖縄県セーリング連盟 事務局	有 銘 兼 一
(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会沖縄事務所 所長	門 春 彦
沖縄県ウォータークラフト安全協会 会長	高 越 史 明

2-2 関係官公庁

沖縄総合事務局運輸部 船舶船員課長	比 嘉 肇
門司地方海難審判所 那覇支所 書記官	竹 中 義 隆
運輸安全委員会事務局 那覇事務所 事故調査調整官	丹生谷 三 貴
総務省沖縄総合通信事務所 無線通信課長	辺士名 浩
沖縄県農林水産部 水産課長	能 登 拓

2-3 主催者

(公財)海上保安協会 沖縄地方本部 本部長	山 城 博 美
(公社)西部海難防止協会 沖縄支部 支部長	平 原 隆 美
第十一管区海上保安本部 本部長	葛 西 正 記

3 令和元年度の管内における船舶事故の発生状況及び令和2年度海の事故ゼロキャンペーン沖縄地方実施計画

3-1 令和元年度の管内における船舶事故の発生状況

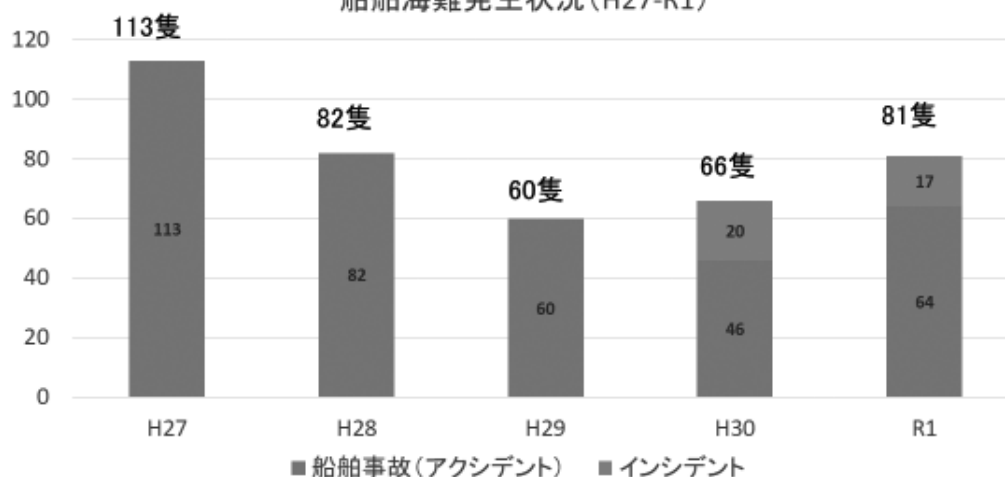
令和元年の管内における 船舶事故の発生状況

第十一管区海上保安本部交通安全対策課

1

- ・平成31年/令和元年の全国の船舶海難発生隻数は2,058隻
- ・平成31年/令和元年の第十一管区における船舶海難発生隻数は81隻

船舶海難発生状況(H27-R1)



★「船舶事故(アクシデント)」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じた海難をいう。
★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいう。

2

【船舶事故等の発生状況】

■船舶海難隻数

(令和元年)： 船舶事故(アクシデント) 64隻 インシデント17隻

(平成30年)： 船舶事故(アクシデント) 46隻 インシデント20隻

特 徴： 全体の7割を小型船舶が占めている。

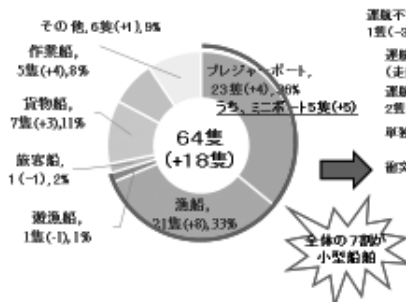
小型船舶事故では、乗揚、浸水及び運航不能(機関故障)の事故で全体の5割以上を占めている。

【船舶事故(アクシデント)海難種類別】

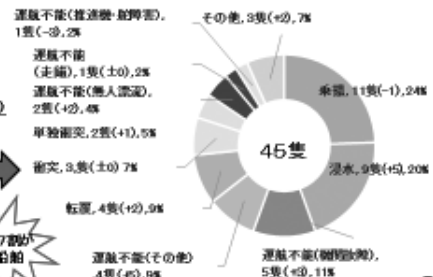
※() 昨年比



【船舶事故(アクシデント)用途別】



【小型船舶事故(アクシデント)海難種類別】



3

【船舶事故(アクシデント)の原因】

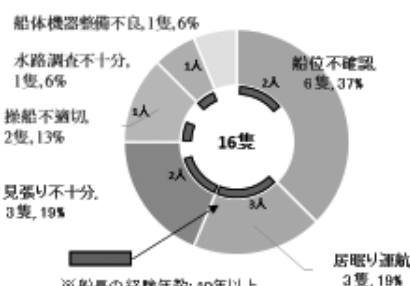
■乗揚、衝突

- 乗揚、衝突の原因 ⇒ 船位不確認、居眠り運航及び見張り不十分で全体の7割以上を占める。
- 船長の経験年数 ⇒ 経験年数10年以上が9人と、事故者全体の5割以上を占める。

■浸水

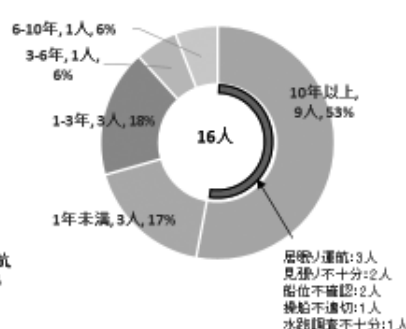
- 浸水の原因 ⇒ 気象海象不注意による事故が全体の約半数を占める。
- 船舶用途別 ⇒ 全体の約半数がミニボートの事故であり、原因は気象海象不注意によるものがほとんどである。

乗揚・衝突の原因別



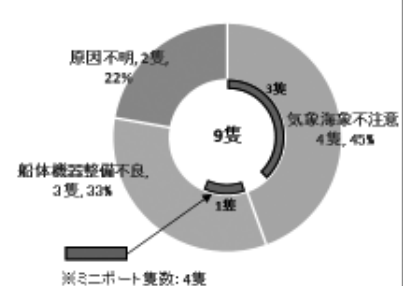
※船長の経験年数: 10年以上

船長の経験年数別(乗揚・衝突)



居眠り運航: 3人
見張り不十分: 2人
船位不確認: 2人
操船不適切: 1人
水路調査不十分: 1人

浸水の原因別



※ミニボート隻数: 4隻

4

【船舶事故(アクシデント)の原因】

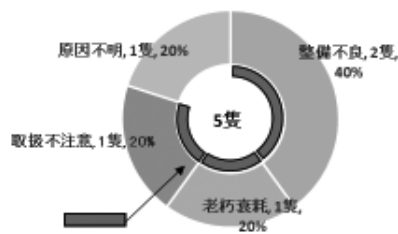
■機関故障

- ・機関故障の原因 ⇒ 整備不良や老朽衰耗などの消耗品のメンテナンス不足等による事故が全体の約6割を占める。
- ⇒ 発航前検査や整備事業者による定期的な点検整備の未実施の事故が全体の8割を占める。

■走錨

- ・走錨の原因 ⇒ プレジャーボートについては、船体機器整備不良(錨の劣化)によるものである。
- ⇒ 貨物船については、台風来襲時による荒天準備不良によるものである。
- ⇒ 走錨の発生時、両船とも自船の船位確認や見張りを怠っていたため、走錨認知時、避行動作を実施したものの、間に合わず発生したものである。

機関故障の原因別

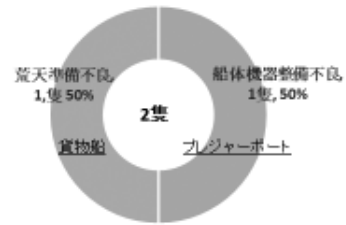


※発航前検査等の未実施

走錨の船舶用途別



走錨の原因別



5

主な船舶事故(アクシデント)の事例

- ・日 時：3月5日 午後11時頃
- ・場 所：名護市天仁屋沖
- ・用 途：漁船
- ・海難種類：乗揚
- ・原 因：居眠り運航
- ・経験年数：10年以上

【概要】

漁を終えた漁船が仮眠を取るため、錨泊を行わず、仮眠を取ったところ、付近の海岸に乗揚げたもの。該船は、後日、サルベージ業者により離礁作業が行われ、離礁後、曳航され定係港に入港した。該船船長に怪我等は無かった。



- ・日 時：1月20日 午前8時半頃
- ・場 所：久高島南西約4海里付近
- ・用 途：プレジャーボート(ミニボート)
- ・海難種類：浸水
- ・原 因：気象海象不注意
- ・気象情報：波浪注意報発表中

【概要】

沖釣りのため、新原ビーチを出港し、釣りポイントを探していたところ、船内が浸水していることに気づき、排水作業を行ったが、約1分後、海中に沈んだもの。その後、該船船長及び友人は、持参していたクーラボックスに捕まり漂流しているところ僚船に救助された。該船船長及び友人に怪我等は無かった。



- ・日 時：1月1日 午後7時頃
- ・場 所：粟国島南東約6海里付近
- ・用 途：漁船
- ・海難種類：運航不能(機関故障)
- ・原 因：整備不良
- ・船長年齢：50代



【概要】

粟国港を出港し、那覇向けに航行していたところ、急に機関が停止、再始動を試みるも起動できなかったもの。その後、巡視船により、粟国港港口まで曳航し、港口から僚船に引き継ぎ、粟国港へ入港した。調査の結果、燃料こし器の閉塞による燃料供給不良及び始動モーターの不具合であった。船長に怪我等は無かった。

- ・日 時：9月2日 午前9時頃
- ・場 所：喜屋武岬の南東40海里付近
- ・用 途：貨物船(17,018トン)
- ・海難種類：運航不能(機関故障)
- ・原 因：原因不明



【概要】

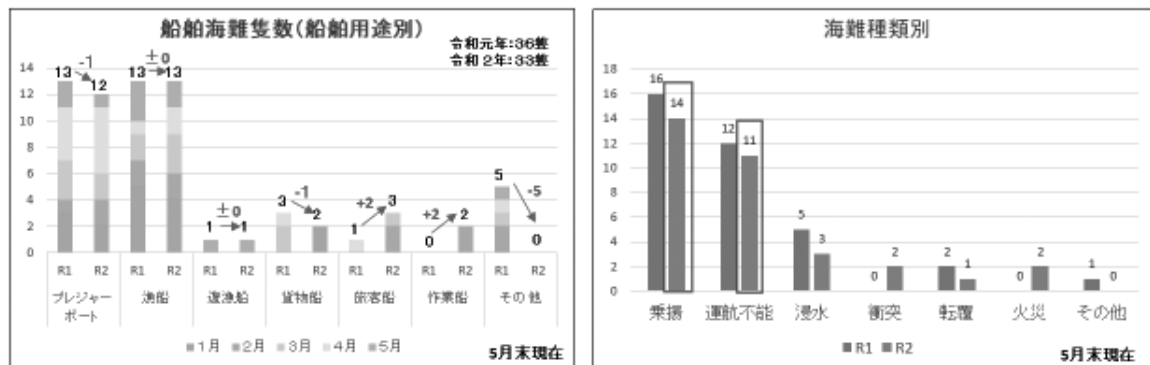
該船は主機関の故障により漂流して修理中のところ、接近中の台風13号の影響により、海象模様が次第に悪化。自力復旧が間に合わず、漂流を続ければエネルギー施設の集中している陸岸への漂着及び転覆等の可能性が出てきたため、当庁特殊救難隊、巡視船等により救助作業を開始、4日間漂流を続けた後、名護市天仁屋沖にて深海投錨により避泊、8日にタグボートにより曳航救助された。救助が間に合わなければ、エネルギー施設への被害及び重油の大量流出につながるおそれがあった。

令和元年における海難発生状況

【船舶事故(アクシデント)のまとめ】

- 乗揚、衝突の原因別では、船位不確認、居眠り運航及び見張り不十分が全体の約7割を占め、船長の経験年数で見ると、10年以上の操船者が多いことから、ベテランゆえの慣れや臆断も事故の要因と見られる。
今後も、自船の安全確保3か条(①発航前、機関や燃料等の点検の実施、②航行時、常時見張りの徹底、③故障時に備え、救助支援者の確保)の励行について徹底を推進する。
- 浸水の原因別では、気象海象不注意が全体の約5割を占めた。事前に天気予報等を確認していたものの、現場海域の気象海象の変化に注意していなかったため、海水の打ち込みにより発生したものもあった。
船舶用途別で見ると、約半数がミニボートであり、原因についても、ほとんどが、気象海象不注意であった。
今後も、気象海象情報の常時入手の徹底を推進していくとともに、ウォーターセーフティーガイド(ミニボート編)を積極的に周知・啓発を行う。
- 機関故障の原因別では、原因不明を除いた、全ての事故が発航前検査の未実施や整備事業者による定期的な点検整備を実施しなかったものであった。
今後も、発航前検査の実施の徹底を推進していくとともに、整備事業者による定期的な点検整備を実施するよう周知・啓発を行う。
- 走錨の原因別では、台風来襲時の荒天準備不良や船体機器整備不良(錨の劣化)によるものであった。
荒天時に走錨が発生した場合、船舶交通安全の支障、重要施設への衝突、船体損傷による重油の大量流出等の甚大な影響が考えられる。
今後は、荒天時に備え、走錨事故防止ガイドライン及び各海域(港)の地域的情報を、各海域を管轄する各海上保安部署から入手し、船橋に備え置くよう周知・啓発を行う。

令和2年(1月～5月)の海難発生状況推移



- ・令和元年(5月末現在)の船舶海難隻数は33隻(前年同時期比－3隻)
- ・船舶用途別では、昨年同様にプレジャーボートや漁船の海難が突出。
- ・主な海難は乗揚(14隻)、運航不能(11隻)。
乗揚については、14隻の内、9隻が小型船舶(昨年同時期比＋2隻)であり、
運航不能についても、11隻の内、9隻(昨年同時期比－2隻)が小型船舶で
占めている。

9

3-2 令和2年度 海の事故ゼロキャンペーン沖縄地方実施計画

令和2年7月9日

3-2-1 運動の趣旨

全国海難防止強調運動は、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、広く国民に対し、「海難ゼロへの願い」をスローガンに国、地方自治体、関係民間団体が連携して、海難防止思想の普及、高揚を図り、もって海難発生の防止に寄与しようとするものである。

これら趣旨を踏まえ、海の月間の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに令和2年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することとします。

なお、本運動における地域ごとの活動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じるとともに、地域住民から見て感染拡大防止の観点からも理解を得られる方法により実施するものとする。

3-2-2 運動期間

令和2年7月16日(木)から31日(金)までの16日間

3-2-3 運動方針

第10次交通安全基本計画における海上交通分野の目標である

- ・2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から約半減(約1,200隻以下)することを目指すこととし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和2年までに少なくとも2,000隻未満とする。
- ・「ふくそう海域」における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚げ事故の発生率(通航隻数100万隻当たり76隻以下)を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。
- ・海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることかち、救助率95%以上とする。

に基づき、全国海難防止強調運動実行委員会が策定した実施計画として、平成28年度から令和2年度までの運動方針の重点事項を、「小型船舶の海難防止」、「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」、「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」と定めており、これを踏まえて沖縄地方にあっても、次の重点事項を定め運動を展開するものとする。

重点事項①：「小型船舶の海難防止」

沖縄地方においては、小型船舶のプレジャーボート、漁船及び遊漁船による海難が全体の約7割を占めている現状である。特に、小型船舶の事故では、乗揚げや衝突といった人為的な海難が多く、小型船舶事故全体の4割近くを占めている。その原因としては、船位不確認、次いで居眠り運航及び見張り不十分によるものが多く、経験年数が10年以上の操船者による事故が5割以上を占めていることから、慣れや臆断に頼ったものと考えられる。また、機関故障の原因に整備不良や老朽衰耗した消耗品のメンテナンス不足等による事故が全体の8割を占めていることから、改めて乗揚げや衝突海難に対しては、自船の位置や水路の確認の徹底や自船の安全確保3か条(①発航前、機関や燃料の点検の実施、②発航時、常時見張りの徹底、③故障時に備え、救助支援者の確保)の励行の徹底と整備業者等による定期的な点検整備の推奨を図るとともに併せて「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」を周知啓発し、海難防止活動を推進する。

なお、台風による強風等の影響で、係留小型船舶の流出や浸水等が発生していることから、早めの係留状況の確認及び固縛の強化、陸揚げ保管等の徹底を図ることとする。

重点事項②：「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

令和元年、沖縄地方において漁船の事故が最も増加し、その中でも乗揚げ海難と衝突海難で約半数を占めている。発生原因は、船位不確認や居眠り運航であるため、「常時適切な見張りの徹底」、「居眠り防止」、「AISの普及」について推進していくこととする。

重点事項③：「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

海中転落した乗船者の安全を確保するために「①海上に浮く」、「②速やかな救助要請」という２点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船について自己救命策確保の３つの基本（①ライフジャケット常時着用、②連絡手段の確保、③118番緊急電話番号の普及）に関する周知徹底を推進する。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大されたことも踏まえて、救命胴衣の着用徹底を図る。

重点事項④：「荒天時における走錨等に起因する事故の防止」

走錨等に起因する事故防止のために、船舶の取るべき選択肢等を明らかにしたガイドラインを活用し、官民が一体となって船上対応や運航管理に関する教育・啓発活動、教育機関での利用、荷主等への協力要請等を行い事故防止に係る取組の徹底を図る。

3-2-4 実施事項

(1) 広報活動

海難防止にかかる理解を広く沖縄県民に浸透させるため、以下のとおり広報活動を実施する。

イ 各報道機関及び地方自治体の広報誌等を通じた周知

ロ 連絡会議構成団体及び団体傘下企業等の発行する新聞・広報誌等による本運動の周知

ハ 連絡会議構成団体及び団体傘下企業等のほか、フェリー・旅客船乗り場、マリーナ、漁協等で目につきやすい場所へのポスターの掲示

ニ 横断幕、立看板及び電光掲示板等を利用した本運動の周知

ホ 官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内等における場内放送のほか、漁業無線を利用した本運動の周知

ヘ 海運・漁業・マリンレジャー等の海事関係者にパンフレット等を配布

ト 連絡会議構成団体のホームページを利用した本運動の周知

チ 海上におけるイベント、行事等を利用した本運動の周知

(2) 安全に関する指導等

イ 海運・漁業・マリンレジャー等の海事関係者の会合等を利用した海難防止講習の実施

ロ 海上におけるイベント、行事等を利用してプレジャーボート利用者等の参加者及び主催者等を対象にした安全指導の実施

ハ 訪船指導及び訪問指導等により、船舶の運航に直接携わる者及び指導・監督する立場にある者に対して重点事項をはじめとした安全に関する指導の実施

(3) その他

イ 本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項については、期間にこだわることなく実施する。

ロ 本運動の実施にあたっては、国内外の新型コロナウイルスの感染状況の推移に留意し、検討していくものとする。

3-3 令和2年度 海の事故ゼロキャンペーン 沖縄地方実施計画

団 体 名 称	実 施 内 容
海上保安協会沖縄地方本部	・ 事務所内へのポスター掲示。
沖縄総合事務局運輸部	・ 小型船舶操縦者の遵守事項について、リーフレット等を漁業組合や海の駅等に配布し、周知を図る。
門司地方海難審判所 那覇支所	・ 庁舎内へのポスターに掲示。 ・ 来所した海運関係人に対する海難防止の周知活動。 ・ 講習会等を通じた海難防止の周知活動。
運輸安全委員会事務局 那覇事務所	官署出入口へのポスター掲示及びパンフレット配布。 ・ 関係者及び関係団体に対して運輸安全委員会ウェブサイトで閲覧できる「船舶事故ハザードマップ」や船舶事故分析集等を利用した啓発活動実施。
総務省沖縄総合通信事務所	・ 事務所内へのポスターの掲示。 ・ 船舶共通通信システム（国際 VHF）及び船舶自動識別装置（AIS）、携帯用位置指示無線標識（PLB）の導入に向けた周知啓発活動
沖縄県農林水産部	・ 県内各漁港に対してライフジャケット（救命胴衣）着用義務についての啓発パンフレットを配布。
(株)日本海洋資格センター 沖縄事務所	・ ポスターの掲示及びパンフレット配布。 ・ 船舶操縦士免許証等更新・失効講習会場での海難防止について周知
日本小型船舶検査機構 沖縄支部	・ 海の日（7月15日）業務用車に広報表 ・ 各種リーフレット配布、ポスター等の掲示。 ・ 漁業協同組合・マリーナ等への受検促進活動。 ・ 船舶検査受験者への安全指導等。
沖縄県漁業協同組合連合会	・ 各事務所へのポスター掲示及びパンフレットの設置。
日本漁船保険組合 沖縄県支所	①啓発普及活動 ・ 漁協等を中心に事故防止講習会を開催。 ②事故防止施設設置 ・ 漁協が実施する事故防止施設設置事業費への助成。 ③その他 ・ 漁協と連携し事故防止に有効な各種事業を実施。
沖縄県漁業無線協会	・ 気象、航行警報、軍事演習情報等を、定時及び随時、無線で各船宛に周知。又、関係機関へ毎朝及び随時ファックスで配信。 ・ 海の事故ゼロキャンペーン期間中は、毎日の定時放送で次のように各船宛へ無線で周知。 『7月16日から31日まで海の事故キャンペーン機関となっています。』 ① ライフジャケットの常時着用。 ② 常時見張りの徹底及び船舶間コミュニケーション促進。 ③ 無線又は船舶電話等による連絡手段の確保。 ④ 一日1回以上の定時連絡の励行 ⑤ 海の事件・事故の際は118番の有効利用 各船安全確保に努めてください。 以上／沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議 ・ 当協会ホームページを利用して、本活動を周知
沖縄旅客船協会	・ 海難防止について屋外垂れ幕による掲示

沖縄海事広報協会	・ 事務所内へのポスター掲示。
沖縄地方内航海運組合	・ 事務所内へのポスター掲示。
全日本海員組合沖縄支部	・ 海難防止強調運動について各船に周知。 ・ 事務所内に関係資料の設置・掲示。 ・ 各船を訪船の際、安全に関する意識や技術の向上について意見交換を行う。
沖縄県セーリング連盟	・ 事務所内へのポスター掲示。
日本海洋レジャー安全・振興協会 沖縄事務所	・ 那覇及び中城、石垣各海上保安部様の協力のもと、那覇市、沖縄市、南城市、石垣市において、弊会が実施する小型船舶操縦免許講習会場にお越しいただき、海難防止に関するご指導を行っていただく予定である。
沖縄県ウォータークラフト安全協会	・ 各海岸のパトロール等を予定
西部海難防止協会沖縄支部	・ 事務所へのポスターの掲示及びパンフレット配布 ・ 会員に対する周知
第十一管区海上保安本部	・ ポスター等、庁舎内への掲示及び関係機関への送付。 ・ 巡視船による横断幕設置。 ・ 海難防止についてホームページでの周知。 ・ 巡回指導及び関係機関との合同パトロールの実施。

4 令和2年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動（報告）及び次年度計画

4-1 令和2年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動（報告）

【資料2-1】

Ⅱ 令和2年度 沖縄地方ゴールデンウィーク 海難防止強調運動（報告）

(1) 令和2年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動(報告)

1 目的

マリンレジャーやクルージングといった海での活動が活発化するゴールデンウィーク期間中において、船舶運航者及び乗船者等が海で安全に楽しく活動できるよう、地域と連携した安全対策を推進し、かつ、各関係救助機関との連携を強化した取り組みを行うことによって、船舶海難及び船舶海難に伴う乗船者の人身事故等の減少を図る。

2 テーマ

「海で安全に楽しく遊ぶために ～大切な命は自分で守る～」

3 期間

令和2年4月29日(水)から5月6日(水)までの8日間

4 重点事項

令和元年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の運動方針の重点事項

- ① 小型船舶の海難防止
- ② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ③ ライフジャケットの常時着用等事故救命策の確保

※ 活動結果

上記の推進活動を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの団体が、運動の見合わせ・中止等の対応をとらざるをえなかった。

2

(1) 令和2年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動(報告)

背景

日本国内における新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年4月7日(火)に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発令されたことを受け、直接的な海難防止活動が制約されることが見込まれた。



市民と接する機会を必要最小限とした間接的な手法による海難防止活動を積極的に実施することとした(デジタルの活用)

インターネットホームページにおける間接的な安全指導



船舶に備えられた電光掲示板によるメッセージ



3

(1) 令和2年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動(報告)



(参考)昨年度の活動

例年

コロナウイルス感染症拡大防止のため
直接的な指導等の活動を見合わせた。

【「重点事項」における主な安全啓発内容】



今年

↓例年は多くの人に安全啓発内容を伝達



令和二年ゴールデンウィーク期間中の海浜の状況



海浜パトロール※

※海上保安官が陸上及び洋上から、海況事故防止を目的としたパトロールを実施します。

4

(2) 令和2年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動実施結果

○ ゴールデンウィーク中に発生した船舶海難隻数は1隻。

船舶事故 ⇒ 1隻 インシデント ⇒ 0隻

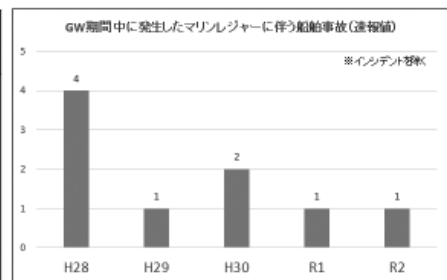
※「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。

○期間中に発生した船舶事故は「プレジャーボート(クルーザーヨット)」による「乗揚げ」が1隻。

(※ 期間中の船舶事故に伴う乗船者の事故者数は0名。)

【参考】 期間中に発生した船舶事故

日時		船種	概要
4月30日	1100頃	クルーザーヨット	帆走途中、瀬底島南方付近の浅瀬に乗揚げたもの。



5

4-2 令和3年沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動実施計画

令和2年7月9日

4-2-1 目的

船舶海難防止のため、年間通して様々な安全啓発活動等を実施しているところ、マリッレジャーやクルージングといった海での活動が活発化するゴールデンウィーク期間中において、船舶運航者及び乗船者等が海で安全に楽しく活動できるよう、重点事項を周知啓発するとともに、地域と連携した安全対策を推進し、かつ、各関係機関との連携を強化した取り組みを行うことによって、船舶海難及び船舶海難に伴う乗船者の人身事故等の減少を図る。

4-2-2 テーマ

海で安全に楽しく遊ぶために ～大切な命は自分で守る～

4-2-3 実施期間

令和3年4月29日(木)から5月5日(水)までの7日間

4-2-4 重点事項

令和3年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画の運動方針の重点事項を基に次のとおりとする。

- ① 小型船舶の海難防止
- ② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ③ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
- ④ 荒天時における係留船舶の事故防止

について、管内における令和元年船舶海難の発生状況を考慮し、以下の項目を推進して活動を実施する。

(1) プレジャーボート等に対する安全対策の推進

共通項目 → 自船の安全確保3か条の周知啓発

- ・ 発航前、機関や燃料の点検の実施
- ・ 発航時、常時見張りの徹底
- ・ 故障時に備え救助支援者の確保

① モーターボート類（モーターボート及クルーザーボート）

航行予定海域の水路調査及び船位確認の励行

② 水上オートバイ

遊具の曳航（トーイング）時は、プレーヤー、曳航ロープ、遊具等の監視の励行（操縦者のほかに後方見張り役の補助者を同乗させることを呼びかけ）、レンタル業者等への遵守事項の安全啓発

③ 遊漁船

居眠り防止及び見張りの徹底

係留時における安全対策の徹底

④ 荒天時における係留船舶の事故防止

低気圧接近等の強風による被害発生に備え、早めの係留状況の確認及び固縛の強化、陸揚げ保管等の徹底を図る。

(2) 自己救命策確保の普及・推進

自己救命策確保の3つの基本

① ライフジャケットの常時着用 → 浮力の確保

船舶に乗船中は、ライフジャケットを常時着用

平成30年2月着用義務範囲拡大 → 着用の意識啓発、指導徹底

② 防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保 → 速やかな救助要請。防水パックに入れた携帯電話を携行

③ 118番の有効利用 → 海の事件・事故は118番

万一事故にあった場合は、海上保安庁に連絡

(3) 「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発

重点事項に掲げる内容が網羅されている「船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項」の周知啓発を行い、小型船舶操縦者の安全意識の高揚及び船舶海難防止を図る。

(4) 団体が提供している安全情報の利用

第十一管区海上保安本部及び沖縄気象台ホームページ等で提供されている海での活動に有益な気象、潮汐等の安全情報を積極的に活用

→ 気象現況・海上工事情報：海の安全情報ホームページ

→ 気象予報：沖縄気象台ホームページ

→ 潮汐情報：海上保安庁海洋情報部ホームページ

5 その他

- (1) 本運動の趣旨を達成するために有効と考えられる事項（海難防止講習会、合同パトロール等）については、期間にこだわることなく実施する。
- (2) 本運動の実施にあたっては、国内外の新型コロナウイルスの感染状況の推移に留意し、検討していくものとする。
- (3) 本運動における地域ごとの活動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じるとともに、地域住民から見て感染拡大防止の観点からも理解を得られる方法により実施するものとする。
- (4) 今後の状況の推移によって、本運動の実施する活動内容について変更を行う必要が生じた場合には、あらためて、書面審査等にて審議するものとする。

2－3 受託事業

【継続中の事業】

2－3－1 宇部大型客船入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会

3 ミニ知識・海 (53)

航路標識(その3)：沖縄海域の航路標識

航路標識(その1)では航路標識の歴史、種類を、航路標識(その2)では通航船舶量が多く航行の難しい海域に設置された船舶通航信号所について、それを運用している7箇所の海上交通センターについて概説しました。今回からは当協会の事業地域である九州(山口県西部含む)・沖縄の航路標識について、3回に分けてそれぞれの特徴を紹介します。

航路標識法では、航路標識の設置及び管理は海上保安庁が行い、海上保安庁以外の者が航路標識を設置しようとする場合は海上保安庁長官の許可が必要と規定されており、本稿では主に第七・第十・第十一管区海上保安本部が設置・管理する航路標識を対象とします。

1 沖縄海域の航路標識

第十一管区海上保安本部は、沖縄県周辺の東シナ海や太平洋の広大な海域を管轄していますが、管内には47の有人離島や尖閣諸島を含む160の美しい島々があり、水産資源が豊富で、石油などのエネルギー資源の海上交通路にもなっているほか、美しい海を舞台とした海洋レジャー活動も活発です。

第十一管区海上保安本部が管理している航路標識は、次表のとおりです。

光波標識	灯台	灯標	灯浮標	照射灯	立標	浮標
	89	69	78	1	92	11
電波標識	船舶通航信号所					
	2					

この他に海上保安庁以外で設置及び管理している航路標識は155基あります。

2 航路標識の歴史

(1) 戦前の航路標識

沖縄県における灯台建設事業は、明治28年御用船『陸奥丸』により南西諸島から台湾に至る航路の調査・測量が行われたことに始まります。

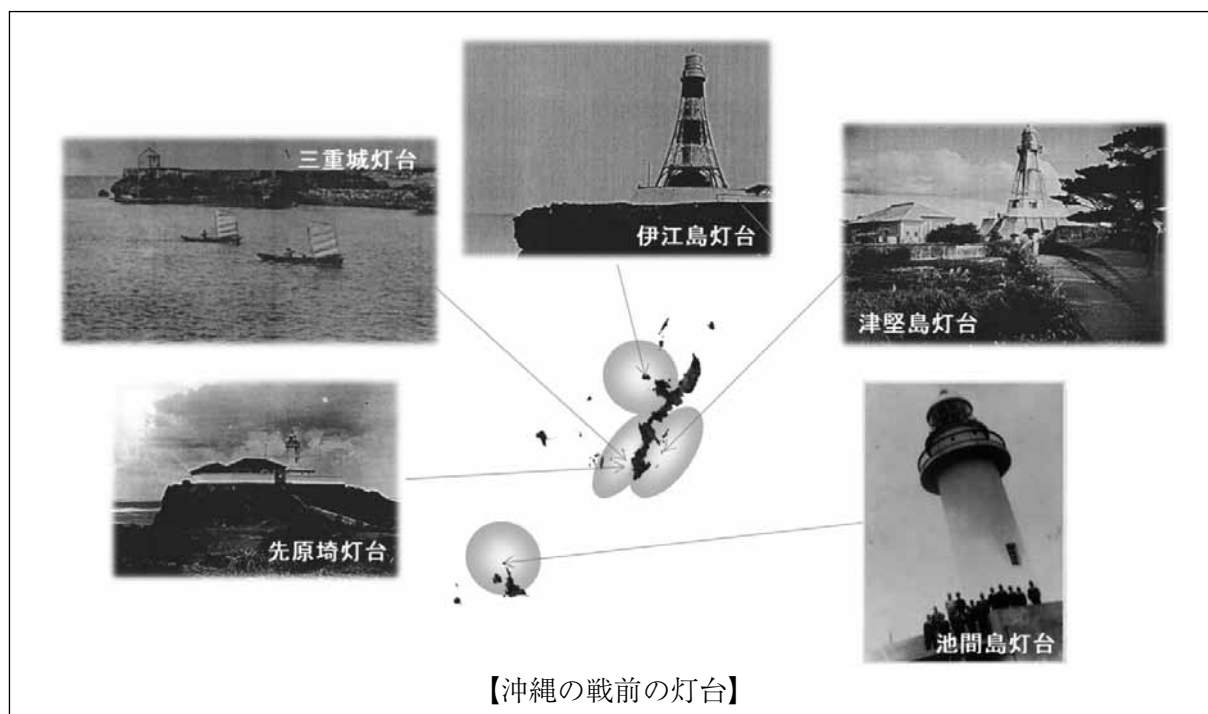
この調査の結果、28箇所の候補地のうち、8箇所に灯台を建設することが決まり、このうち沖縄県については、鹿児島・琉球・台湾間を航行する際、伊江島を明示する「伊江島灯台」、那覇港を明示する「先原埼灯台(現在的那覇空港付近)」、中城湾

を明示する「津堅島灯台」の3つの灯台を建設することとなりました。

この3箇所の灯台の建設にあたって、明治28年12月灯台視察船『明治丸』により、建築員の派遣及び建築資材が搬入され、翌年1月から工事が開始、明治29年9月15日「津堅島灯台」が、同30日「先原埼灯台」が完成し、同11月25日に点灯されました。

引き続き、明治30年2月20日「伊江島灯台」が完成、同3月5日に点灯され、沖縄県周辺海域に航海安全の灯りが輝きはじめました。

その後、明治33年4月20日には那覇港内に「三重城灯台」が、昭和15年12月22日には宮古列島の池間島に「池間島灯台」が設置され、戦前はこれら5箇所の灯台により沖縄の海を守り続けました。

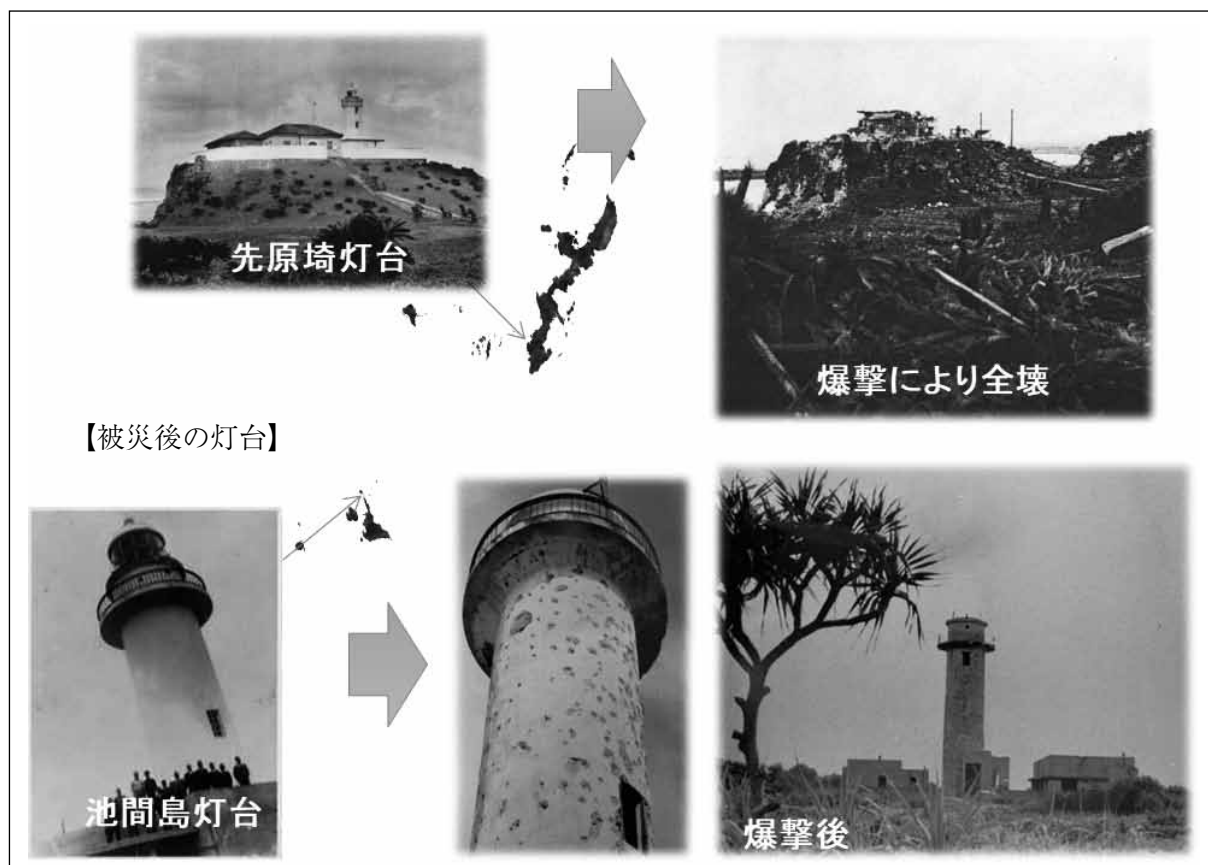


(2) 米軍統治下の航路標識

第二次大戦中、空襲等により、沖縄県の5箇所の灯台も戦災を受けました。

池間島灯台は、かろうじて灯塔が守られたものの、他の4灯台は跡形もないほどの灰塵となりました。

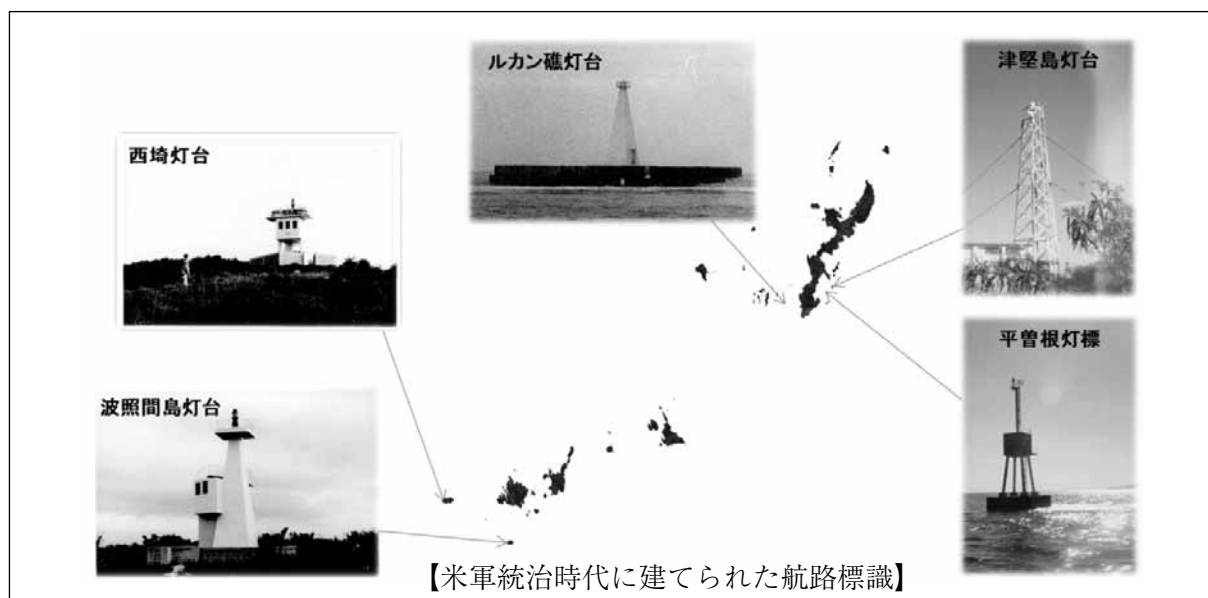
戦後、これら灯台の復興はもっぱら米軍に委ねられ、米国沿岸警備隊が整備・管理を行いました。



昭和 28 年 7 月に、米国から琉球政府に対して 59 基の航路標識が移管され、航路標識の担当職員 1 名が巡回による保守点検を行っていました。

昭和 42 年には航路標識の担当職員が 3 名となり、1 ～ 2 カ月に 1 回の巡回保守点検を実施するようになりました。

また、米国所管の航路標識については、沿岸警備隊員 2 名が那覇軍港に常駐し維持していました。



(3) 本土復帰後の航路標識

昭和 47 年 5 月の本土復帰に伴い、米国から 61 基、琉球政府から 159 基の航路標識が日本国に移管され、今日に至るまで海上保安庁により維持管理が行われています。

本土復帰後の沖縄の発展に伴い航路標識の整備も進み、南西諸島随一の高さ（約 31m）を誇る「残波岬灯台」もこの時期に建設されました。当時は、

灯台建設予定地が未だ米軍の実弾演習場として使われておりましたが、地元海運関係者からの強い要望により建設を開始し、昭和 49 年 3 月 30 日に完成しています。

また、先の大戦で職員全員が殉職した伊江島灯台では、33 回忌にあたる昭和 52 年に灯台構内に「伊江島灯台殉職者慰霊碑」が建立され、毎年、伊江島戦終結の日である 4 月 21 日に灯台殉職者への慰霊が行われています。



残波岬灯台



伊江島灯台



伊江島灯台殉職者慰霊碑

4 協会だより

会 員 名 簿

令和2年7月1日現在の個人会員を除く正会員の名簿は以下のとおりです。

1 福岡地区（含む山口）

	名 称	住 所
1	(公財) 海上保安協会	北九州市若松区本町 1-10-17 上野ビル 1F 若松地区海運組合内
2	関門地区海運組合	北九州市門司区西海岸 1-4-20 第一村本ビル 5F
3	関門水先区水先人会	北九州市門司区西海岸 1-2-13
4	北九州市	北九州市門司区西海岸 1-2-7
5	九州地方港運協会	北九州市門司区港町 2-15-6
6	九州旅客船協会連合会	福岡市博多区博多駅東 2-10-13 芙蓉ビル 3F
7	島原海湾水先区水先人会	大牟田市新港町 1 三池港物流(株)別館 3F
8	下関市	下関市東大和町 1-10-50 下関港国際ターミナル 3F
9	西部地区海務協議会	北九州市戸畑区飛幡町 2-2 製鉄曳船(株)内
10	全国内航タンカー海運組合	下関市細江新町 1-1 下関海運ビル
11	全日本海員組合	北九州市門司区西海岸 1-2-18
12	内海水先区水先人会	北九州市門司区東港町 6-7
13	(公社) 日本海難防止協会	東京都港区虎ノ門 1-1-3 磯村ビル
14	(一社) 日本船主協会	北九州市八幡区山王 1-11-1 ひろたビル 3F
15	博多水先区水先人会	福岡市博多区石城町 12-5 ウインクスビル
16	福岡県港湾建設協会	福岡市博多区博多駅東 2-9-11 東福第2ビル 5F
17	福岡市	福岡市博多区沖浜町 12-1

	名 称	住 所
18	細島水先区水先人会	日向市大字財光寺 1825-5-201 号
19	門司エーゼント会	北九州市門司区太刀浦海岸 19 門司港運(株) 太刀浦第 1CY 管理事務所
20	伊万里湾ポートサービス(株)	伊万里市山代町久原 2982 (株)奈雅井 内
21	(株)浮羽技研	福岡市南区中尾 3-48-3-103 号
22	宇部興産(株)	宇部市大字小串 1978-96
23	宇部興産海運(株)	宇部市港町 1-5-5
24	(株)MOL マリン	東京都港区海岸 3-18-1 ピアシティ芝浦ビル 11F
25	オーシャントランス(株)	北九州市門司区新門司北 1-12
26	(有)海交会	東京都中央区湊 3-3-2
27	関門港湾建設(株)	下関市細江新町 3-54
28	北九州エル・エヌ・ジー(株)	北九州市戸畑区大字中原字先の浜 46-117
29	九州電力(株)	福岡市中央区渡辺通 2-1-82
30	九州郵船(株)	福岡市博多区神屋町 1-27
31	グリーン SHIPPING(株)	北九州市門司区港町 9-7 本社ビル 4F
32	五洋建設(株)	福岡市博多区博多駅東 2-7-27
33	(株)近藤海事	北九州市若松区北湊町 3-24
34	コスモ海洋(株)	北九州市門司区栄町 11-9
35	西部ガス(株)	福岡市博多区千代 1-17-1
36	山九(株)	北九州市戸畑区大字中原先の浜 46-51 先の浜ビル 4F
37	下関三井化学(株)	下関市彦島迫町 7-1-1
38	(株)商船三井	福岡市博多区綱場町 8-31 はっこう福岡ビル 8F
39	(株)白海	北九州市若松区響町 3-1-33
40	白島石油備蓄(株)	北九州市若松区響町 1-108
41	白島テクノサポート(株)	北九州市若松区響町 1-108
42	日本製鉄(株)	北九州市戸畑区飛幡町 1-1
43	(株)ジェネック	北九州市小倉北区浅野 2-14-1 KMM ビル 7F

	名 称	住 所
44	(株)シーゲートコーポレーション	北九州市門司区西海岸 1-4-12
45	製鉄曳船(株)	北九州市戸畑区飛幡町 2-2 飛幡ビル 2F
46	西部石油(株)	山陽小野田市西沖 5 番地
47	西部マリン・サービス(株)	山陽小野田市西沖 5 番地
48	セナーアンドバーンズ(株)	東京都大田区羽田空港 1-6-6
49	(株)ゼニライトブイ	福岡市東区水谷 2-3-9
50	太刀浦埠頭(株)	北九州市門司区大字田野浦 1116-1
51	中電技術コンサルタント(株)	広島市南区出汐 2-3-30
52	鶴丸海運(株)	北九州市若松区本町 1-5-11
53	鶴見サンマリン(株)	福岡市博多区神屋町 9-23 日之出博多ビル 2F
54	出口産業(株)	北九州市戸畑区南鳥旗町 8-3
55	東亜建設工業(株)	福岡市博多区博多駅前 1-6-16 西鉄博多駅前ビル 11F
56	東京製鐵(株)	北九州市若松区南二島 3-5-1
57	東洋建設(株)	福岡市中央区薬院 3-3-31 六番館 2F
58	(株)東洋信号通信社	北九州市門司区港町 9-11 門司港レトロスクエアセンタービル 6F
59	洞海マリンシステムズ(株)	北九州市若松区山手町 3-9
60	(株)奈雅井	伊万里市山代町久原 2982
61	西日本海運(株)	北九州市門司区西海岸 1-4-19
62	日鉄物流八幡(株)	北九州市小倉北区許斐町 1
63	(株)日本海洋科学	北九州市門司区港町 7-8 郵船ビル 4F
64	日本コークス工業(株)	北九州市若松区響町 1-3
65	日本サルヴェージ(株)	北九州市門司区田野浦海岸 15-73
66	日本ジタン(株)	北九州市小倉北区京町 4-1-24
67	日本郵船(株)	福岡市博多区住吉 4-3-2 博多エイトビル
68	(有)仁徳海運	北九州市門司区小森江 1-2-9
69	博多港開発(株)	福岡市博多区沖浜町 12-1 博多港センタービル

	名 称	住 所
70	阪九フェリー(株)	北九州市門司区新門司北 1-1
71	彦島製錬(株)	下関市彦島西山町 1-1-1
72	ひびきエル・エヌ・ジー(株)	北九州市若松区向洋町 201
73	深田サルベージ建設(株)	北九州市門司区田野浦海岸 1-26
74	福島海運(株)	福岡県京都郡荏田町磯浜町 1-3-9
75	(株)ブイメンテ	北九州市若松区北湊町 3-21
76	三池港物流(株)	大牟田市新港町 1
77	三菱ケミカル(株)	北九州市八幡西区黒崎城石 1-1
78	三菱マテリアル(株)	福岡県京都郡荏田町松原町 12
79	(株)名門大洋フェリー	北九州市門司区新門司 1-6
80	矢野海運(株)	北九州市若松区本町 1-11-17
81	(株)洋建築計画事務所	北九州市門司区港町 7-8

2 大分地区

	名 称	住 所
82	大分曳船(株)	佐伯市春日町 8-26
83	大分液化ガス共同備蓄(株)	大分市大字日吉原 1-6
84	大分エル・エヌ・ジー(株)	大分市大字青崎 4-1
85	大分海陸運送(株)	大分市大字大在 2
86	大分臨海興業(株)	大分市松原町 3-1-11 大分鉄鋼ビル内
87	昭和電工(株)	大分市大字中の洲 2
88	ENEOS (株)	大分市大字一の洲 1-1
89	住友化学(株)	大分市大字鶴崎 2200
90	太平洋セメント(株)	津久見市合ノ元町 2-1
91	鶴崎海陸運輸(株)	大分市大字中ノ洲 1-8
92	西瀧海運(株)	津久見市港町 2-18
93	JX 金属製錬(株)	大分市大字佐賀関 3-3382
94	(株)三井 E&S マシナリー	大分市大字日吉原 3
95	(株)南日本造船	大分市大字青崎 3-1

3 鹿児島地区

	名 称	住 所
96	鹿児島県漁業協同組合連合会	鹿児島市鴨池新町 11-1
97	鹿児島県砂利協同組合連合会	鹿児島市谷山港 2-21
98	鹿児島市船舶局	鹿児島市桜島横山町 61-4
99	鹿児島内航海運組合	鹿児島市住吉町 13-6 鹿児島荷役ビル 2F
100	鹿児島水先区水先人会	鹿児島市南栄 5-10-8 第5 ケイエスビル
101	三島村	鹿児島市名山町 12-18
102	奄美海運(株)	鹿児島市本港新町 3
103	有村商事(株)	奄美市名瀬入舟町 8-21
104	(株)植村組	鹿児島市伊敷 5-9-8
105	鹿児島船用品(株)	鹿児島市住吉町 7-9
106	鹿児島ドック鉄工(株)	鹿児島市七ツ島 1-2-2
107	(株)共進組	鹿児島市易居町 11-19
108	コスモライン(株)	鹿児島住吉町本港新町 6 番地 南埠頭ターミナル内
109	ENEOS マリンサービス(株)	鹿児島市喜入中名町 2856-5
110	竹山建設(株)	奄美市名瀬小俣町 29-25
111	中越パルプ工業(株)	薩摩川内市宮内町 1-26
112	西岡海事事務所	鹿児島市新町 4-1
113	日本海事興業(株)	鹿児島市南栄 5-10-8 第5 ケイエスビル
114	日本瓦斯(株)	鹿児島市谷山港 3-3-5
115	パシフィックグレーンセンター(株)	鹿児島市南栄 4-20
116	マリックスライン(株)	鹿児島市城南町 45-1
117	マルエーフェリー(株)	鹿児島市城南町 45-1

4 長崎地区

	名 称	住 所
118	港湾労災防止協会	長崎市小ヶ倉町 3-76-120 長崎港湾福祉センター内
119	五島汽船協業組合	五島市東浜町 1-16-5
120	全国漁業協同組合連合会長崎油槽所	長崎市木鉢町 1-22
121	長崎県漁業協同組合連合会	長崎市五島町 2-27
122	(一社) 長崎県以西底曳網漁業協会	長崎市京泊 3-3-1 関連商品売場棟 B-20 山田水産(株)内
123	長崎小型船安全協会	長崎市旭町 8-8 福田工作所内
124	長崎県石油協同組合	長崎市元船町 2-8 竹島ビル 5F
125	長崎県旋網漁業協同組合	長崎市京泊 3-3-1
126	長崎商工会議所	長崎市桜町 4-1
127	長崎地区海運組合	長崎市元船町 6-6 松尾ビル 308
128	長崎水先区水先人会	長崎市常盤町 1-60 長崎港常盤ターミナルビル
129	長崎旅客船協会	長崎市元船町 16-12 九州商船ビル内 3F
130	西九州タグボート協会	長崎市出島町 3-10 円口ビル 5F
131	NTT ワールドエンジニアリング マリン(株)	長崎市西泊町 22-1
132	(株)エムエスケイ	長崎市五島町 3-25 松藤ビル 1F
133	(株)大島造船所	西海市大島町 1605-1
134	上五島石油備蓄(株)	長崎県南松浦郡新上五島町 続浜ノ浦郷 818-411
135	上五島総合サービス(株)	長崎県南松浦郡新上五島町 続浜ノ浦郷 818-411
136	九州商船(株)	長崎市元船町 16-12
137	光和興業(株)	長崎市出島町 1-14 出島朝日青木ビル 8F
138	(株)コクサイエンジニアリング	長崎市元船町 12-6
139	後藤運輸(株)	長崎市出島町 2-16
140	五島旅客船(株)	長崎市松が枝町 5-35
141	崎永海運(株)	長崎市浪の平町 4-11
142	(株)澤山商会	長崎市出島町 3-10 円口ビル
143	(株)三基	長崎市大橋町 22-14

	名 称	住 所
144	J-POWER ジェネレーションサービス(株)	西海市大瀬戸町松島内郷 2573-3
145	長崎運送(株)	長崎市西泊町 22-38
146	長崎魚市(株)	長崎市京泊 3-3-1
147	長崎倉庫(株)	長崎市出島町 2-13
148	長崎造船(株)	長崎市浪の平町 4-2
149	長崎ポートサービス(株)	長崎市常盤町 1-60 長崎港常盤ターミナルビル
150	西九州マリンサービス(株)	長崎市万才町 6-34 第5 森谷ビル
151	野母商船(株)	長崎市元船町 17-3 長崎港ターミナルビル 2F
152	林兼石油(株)	長崎市旭町 6-1 タワーコート 4F
153	福岡造船(株)	長崎市深堀町 1-1-4
154	(株)丸金佐藤造船鉄工所	長崎市土井首町 510-2
155	三菱重工業(株)	長崎市飽の浦町 1-1
156	やまさ海運(株)	長崎市古町 1
157	山田屋石油(株)	長崎市旭町 3-22
158	(株)ユニバーサルワークス	長崎市常盤町 1-60 常盤ターミナル 102 号
159	若築建設(株)	長崎市中町 1-22 MJM ビル 4F

5 佐世保地区

	名 称	住 所
160	佐世保港運協会	佐世保市千尽町 5-27
161	佐世保地区海運組合	佐世保市新港町 8-23
162	佐世保水先区水先人会	佐世保市塩浜町 6-2
163	佐世保旅客船協会	佐世保市新港町 8-1
164	佐世保マリン・アンド・ポートサービス(株)	佐世保市立神町 1
165	佐世保港湾運輸(株)	佐世保市万津町 7-47
166	佐世保重工業(株)	佐世保市立神町 1
167	西九州倉庫(株)	佐世保市稲荷町 3-7
168	(株)西日本流体技研	佐世保市小佐々町黒石免字小島 339-30
169	福丸建設(株)	佐世保市白岳町 836 番地 4

6 沖縄地区

	名 称	住 所
170	(公社) 琉球水難救済会	那覇市泊 3-1-6
171	沖縄県漁業協同組合連合会	那覇市前島 3-25-39
172	沖縄砂利採取事業協同組合	宜野湾市字宇地泊 668
173	那覇水先区水先人会	那覇市西 2-1-1
174	沖縄地方内航海運組合	那覇市東町泊 3-1-8
175	(一社) 沖縄旅客船協会	那覇市泊 3-1-8
176	アジア海洋沖縄(株)	那覇市泊 3-1-6
177	いであ(株)沖縄支社	那覇市安謝 2-6-19
178	(株)OTK	那覇市港町 2-16-1
179	沖縄海運産業(株)	うるま市与那城平宮 1 番地
180	(株)沖縄機械整備	糸満市西崎町 4-8
181	沖縄港運(株)	那覇市西 2-1-1
182	沖縄第一倉庫(株)	那覇市西 2-26-18
183	沖縄電力(株)	浦添市牧港 5-2-1
184	沖縄荷役サービス(株)	那覇市港町 1-16-20
185	沖縄プラント工業(株)	浦添市牧港 4-11-3
186	沖縄マリンサービス(株)	うるま市字前原 73-1
187	海邦無線(株)	那覇市曙 1-18-14
188	共和マリン・サービス(株)	うるま市与那城平安座 6510
189	極東建設(株)	那覇市湊町 2-6-18 琉球新報 3F
190	久米商船(株)	那覇市前島 3-16-9
191	(株)呉屋組	糸満市西崎町 5-10-12
192	座波建設(株)	浦添市城間 3019 番地
193	新糸満造船(株)	糸満市西崎町 1-6-2
194	(株)第一港運	那覇市港町 2-12
195	デルタ電気工業(株)	宜野湾市我如古 2-36-15
196	東亜海事土木(株)	那覇市東町 14-3 浜川ビル 3F
197	那覇国際コンテナターミナル(株)	那覇市港町 1-27-1
198	(株)那覇タグサービス	那覇市西 2-1-1

	名 称	住 所
199	南西海運(株)	那覇市港 2-6-18 7F
200	野村海事事務所	那覇市前島 2-21-13
201	(有)丸伊産業	那覇市曙 2-27-1-1F
202	丸尾建設(株)	石垣市新栄町 54-12
203	南日本汽船(株)	浦添市西洲 2-4-3
204	宮古港運(株)	宮古島市平良町西里 13-4
205	八重山観光フェリー(株)	石垣市美崎町 1 番地
206	八重山港運(株)	石垣市浜崎町 1-2
207	(株)屋部土建	名護市港 2-6-5
208	琉球海運(株)	那覇市西 1-24-11
209	(株)りゅうせき	浦添市西洲 2-2-3 りゅうせきビル 2F
210	湧川運輸(株)	那覇市西 1-24-11



5 刊末寄稿

広がる陸上と海上の通信格差

公益社団法人西部海難防止協会

情報通信システム室長 倉重 吉範

令和2年版情報通信白書によると、2019年9月末時点での携帯電話の契約数は1億8千万を超え、人口普及率は142%に上っています。また、様々なサービスアプリが提供されているスマートフォンは生活必需品となっています。

公衆通信網を利用して、電話や電子メール、インターネット接続ができる移動通信の環境は、陸上では利便性が飛躍的に向上している一方で、船舶を中心とする海上では、陸上と比較して通信速度で1/25以下、通信料金で40倍以上（出典：海上における高速通信の普及に向けて（最終報告）平成30年3月）と言われており、大きな通信格差があります。ここで、公衆通信網とは電気通信事業者が提供している通信回線の中で、不特定多数のユーザ相互を結ぶことを目的とした通信回線網をいいます。

2020年3月にわが国でも始まった第5世代移動通信システム（5G）では、さらに拡大する状況にありますので、それぞれの通信環境を比較してみます。

▷ 陸上移動通信は

陸上移動通信は、1979年に日本電信電話公社（当時）がセルラー方式の自動車電話サービスを開始したことに始まり、図1のとおりほぼ10年周期で世代交代が起こり、機能や通信品質等の改善が行われてきました。

- ・ 第1世代（1G）（1979年～）：アナログ方式の音声通話で、自動車電話に始まり、1991年には小型携帯電話「mova」が登場します。
- ・ 第2世代（2G）（1993年～）：デジタル通信方式に移行し、音声通話のほかデータ通信サービスが導入され、インターネット接続が可能となります。
- ・ 第3世代（3G）（2001年～）は、全世界で同じ端末が使えるよう世界標準化が進められ、複数の方式が標準化されました。アクセス方式にCDMA（符号分割多元接続）が採用されて高速大容量の通信が可能となります。

2007年に「iPhone」が発売され、携帯電話からスマートフォンへの移行が始まります。

- ・ 第4世代（4G）（2010年～）：世界標準規格LTE（Long Term Evolution）では音

声通信もパケット交換方式となり、ネットワーク全体が IP 化されて通話の定額制が可能となりました。LTE-Advanced 規格で通信速度がメガビットからギガビットへ移行し、高精細動画も視聴可能となります。

- ・第5世代（5G）（2020年～）：世界標準規格が5Gとなり、「超高速通信」、「超低遅延通信」、「多数同時接続」を実現し、あらゆるモノがネットワークに繋がるIoT時代の基盤インフラとして期待されています。

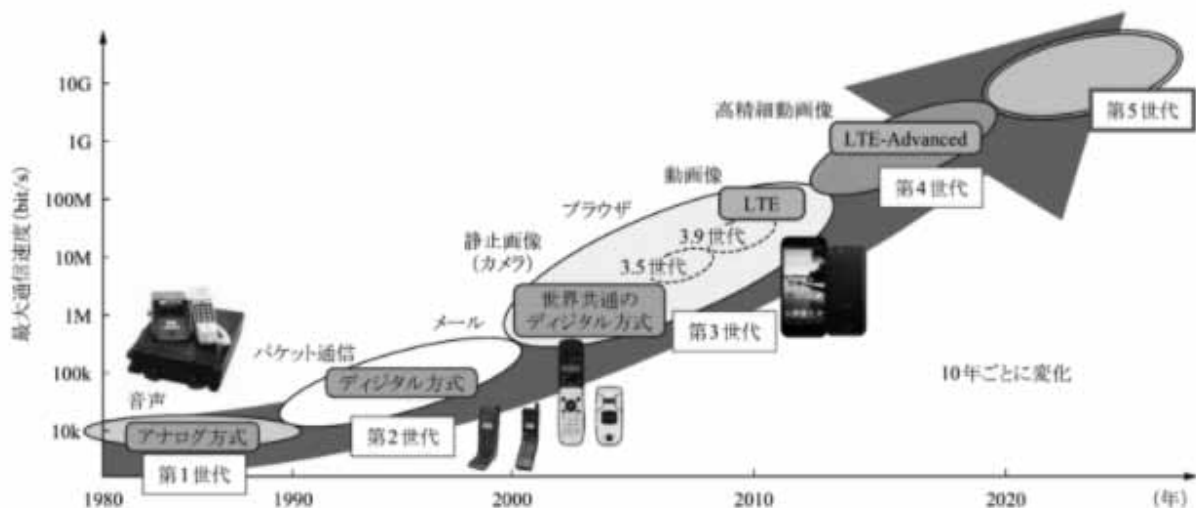


図1 移動通信ネットワークの高速化・大容量化の進展
（出典：令和2年版情報通信白書）

このような進化によって、① 通信品質の向上、② 通信の高速大容量化（1Gの10kbpsから4Gの1Gbpsへ）、③ サービスの多様化、④ 通信料金の低廉化（事業者間の競争で、音声・データ通信の定額制が実現）、⑤ 利用範囲の拡大（国内は人口カバー率で99.99%（2019年3月末））等で利用者の利便性が向上しました。

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/index.html> 参照)

▷ 海上移動通信は

日本で最初の移動可能な公衆無線電話は、1953年に日本電信電話公社（当時）が開始したアナログ方式の港湾電話サービスでした。その後、船舶電話として日本の沿岸全域（沿岸から50km以～100km）に拡大し、1979年からは250MHz帯の自動交換方式の電話・FAX・データ通信サービスが始まり、移動機の小型化・利用料金の低減化により、大型船から小型船まで広く利用されました。

1996年にNTT docomoが静止衛星N-STARによるデジタル方式の衛星船舶電話サービスを開始したことで、アナログ方式の船舶電話は1999年にサービスを終了しました。

(NTT DOCOMO テクニカルジャーナル Vol.1 No.3)

現在の N-STAR は、音声通話のほかパケット通信（陸上⇒船舶：最大 384kbps、船舶⇒陸上：最大 144kbps）が提供されていますが、基本使用料のほかに従量課金の通信料がかかります。このほかインマルサット等数種の衛星通信サービスが利用できますが、現在の通信速度は最大 8Mbps 程度で、陸上の 2G 又は 3G の環境に留まっている状況にあります。

▷ 海上通信環境の改善

IoT 時代は船舶内のあらゆるモノ（航海・機関等の様々な端末やセンサー等）をネットワークに繋ぎ運航管理や遠隔制御等を行うことが可能となり、衛星通信環境の改善は不可欠となっています。衛星通信事業者においては衛星回線の高速化や新たなサービス提供が計画されていますが、あわせて料金の低廉化が望まれます。

沿岸海域を航行する内航船舶においては、携帯電話の有効活用も考えられます。携帯電話は、陸上に設置された基地局と携帯電話端末機（陸上移動局）間での無線通信システムで、原則として陸上での利用が想定されています。電波が届く範囲で海上での利用が可能です。が、制度面・技術面からエリアの拡大は困難です。

スマートフォンが生活必需品となっている現在、船舶内でスマートフォンが使えないことは乗組員にとってストレスとなっているようで、内航船舶においては、業務利用のほか、福利厚生等の観点からデータ通信サービスを利用して、船内に Wi-Fi 環境を整備し、居住区画等においてスマートフォンが使える環境を整備する取組みが行われています。

また、国においても海上の通信環境の改善に向けた検討がなされておりその取組みが期待されます。

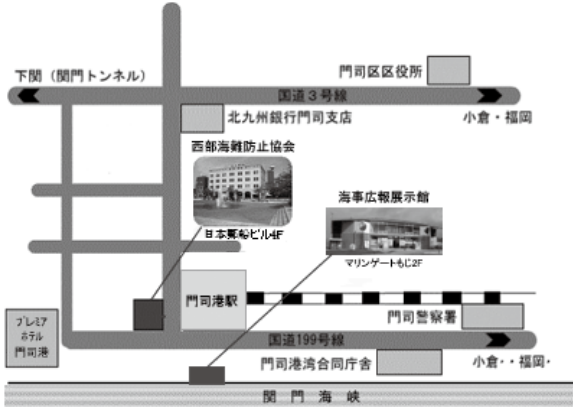
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000541193.pdf 参照)



図2 携帯電話のサービスエリア
(出典：(株) NTT docomo HP)

**海の事件・事故は
局番なし「118」**

(公社)西部海難防止協會所在地略図



会 報 第190号
(令和2年9月号)

発行所 公益社団法人西部海難防止協会

〒801-0852 北九州市門司区港町7番8号 郵船ビル4F

TEL (093) 321-4495

FAX (093) 321-4496

URL <http://www.seikaibo.ecweb.jp/>

E-mail seikaibou-moji@iris.ocn.ne.jp

印刷所 泰平印刷株式会社

〒803-0821 北九州市小倉北区鑄物師町 1-1